

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-介護分野の基準について-

平成31年3月
法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表
令和元年5月10日一部改正
令和元年11月29日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年2月19日一部改正
令和4年8月30日一部改正
令和6年2月15日一部改正
令和7年4月21日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、介護分野についても「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、介護分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の

分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第66号。以下「告示」という。）において、介護分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。 また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一

一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められるもののうち、厚生労働省が別途定めるものとする。

- 介護分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」で定められた業務であって本要領別表に記載された試験の合格、又は、介護福祉士養成施設修了により確認された技能を要する本要領別表に記載された身体介護等の業務に主として従事しなければなりません。
 - 当該業務については、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号、老発 0929 第 2 号）（別紙 1）に示すものにおける「介護等の業務」を確認してください。
 - なお、身体介護等の業務とは、利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ、整容・衣服着脱、移動の介助等をいいます。
 - また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
 - なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充や管理が想定されます（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。

【確認対象の書類】

- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1－1 号）

第 2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能 1 号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第 2 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第 3 項及び第 4 項の規定に適合すること並びに申請人に係る 1 号特定技能外国人支援計画が同条第 6 項及び第 7 項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習

の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

３ 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第２号技能実習を修了した者とする。

（１）技能水準（試験区分）

ア 「介護技能評価試験」

イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

（２）日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上）」に加え、「介護日本語評価試験」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のＡ２相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第１ 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

１．技能水準及び評価方法等（特定技能１号）

（２）「介護福祉士養成施設修了」（運用方針３（１）イ関係）

（技能水準）

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針３（１）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

（３）「ＥＰＡ介護福祉士候補者としての在留期間満了（４年間）」（運用方針３（１）

イ関係）

(技能水準)

E P A介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(4)「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（2）イ関係）

(日本語能力水準)

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養成課程において450時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記（1）又は（2）及び（3）の試験（※）を免除する。

（※）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」及び「介護日本語評価試験」

(5)「E P A介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）」（運用方針3（2）イ関係）

(日本語能力水準)

E P A介護福祉士候補者は入国・就労に当たり一定の日本語能力を備えていること及び訪日後日本語研修等の修了が求められること等に加え、E P A介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、日本語で実施される介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、運用方針3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと認められることから、上記（1）又は（2）及び（3）の試験を免

除する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「介護職種・介護作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルとされる点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、介護業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、加えて、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力も有すると評価し、上記第1の1の試験等及び上記第1の2(3)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として介護分野の業務に従事する場合には、本要領別表に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 介護職種・介護作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されますが、介護日本語評価試験は免除されないことに留意願います。
- なお、介護分野においては、熟練した技能を有する外国人材は、介護福祉士資格を有する者として、在留資格「介護」での在留が可能であるため、特定技能2号での受入れは行いません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 介護技能評価試験の合格証明書の写し
 - 介護日本語評価試験の合格証明書の写し
 - 次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験

(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

<試験合格と同等以上の水準と認められるものの場合>

- 介護福祉士養成施設修了の場合
 - ・ 介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し
- E P A介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)の場合
 - ・ 直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し

<介護職種・介護作業の技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・ 介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。【留意事項】

- 4年間にわたりE P A介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には、E P A介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10か月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し、合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目群で得点があることについての確認が必要です。
- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 介護技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。

- 一 一号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。
- 二 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあつては、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。
- イ 一号特定技能外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。
- ロ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ハ 一号特定技能外国人が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能

外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

ニ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。

ホ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

三 一号特定技能外国人を受け入れる事業所において、一号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の介護の在留資格、5の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。

四 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

六 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

七 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、介護分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。

【1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる場合の事業者要件】

- 1号特定技能外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務（以下「訪問系サービス」という。）に従事させる場合にあっては、特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、以下の要件に適合していることを確認した上で、遵守事項等の適合の有無（新たに事業者が協議会に加

入する場合は、あわせて協議会への加入の可否）を判断します（加入後に訪問系サービスに従事させる場合でも、同様に適合の有無を判断します。）。

- 具体的な要件としては、まず、次に掲げる事項を遵守することとしていることが必要です。なお、1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事するに当たっては、日本人職員と同様に、介護職員初任者研修課程等の修了が必要です。

- ① 事業所が行う1号特定技能外国人への講習については、訪問系サービスの基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション（傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む）、日本の生活様式、緊急時を想定した内容等を含むものとする。
- ② 事業所は、当該1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や1号特定技能外国人の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。
- ③ 事業所は1号特定技能外国人が訪問系サービスを実施する際、当該1号特定技能外国人に対して業務内容や注意事項等について丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、当該1号特定技能外国人のキャリアパスの構築に向けて、従事させる業務の具体的な内容、当該1号特定技能外国人の将来におけるキャリアアップ目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成し、巡回訪問等実施機関へ提出すること。
- ④ ハラスメント対策の観点から、事業所内において、以下に掲げる対応を行うこと。
 - ・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化、ハラスメントが発生した場合の対処方法等のルール作成・共有、利用者やその家族等に対する周知
 - ・ ハラスメントが実際に起こった場合の対応として、当該ルールの実行、技能実習生が相談できる窓口の設置やその周知
- ⑤ 1号特定技能外国人の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、
 - ・ 緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成
 - ・ ①で記載した緊急時を想定した研修の実施
 - ・ 緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保
 - ・ サービス提供記録や申し送りについて職員全員で情報共有する仕組みの整備
 を行うこと。その際、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護

現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ＩＣＴの活用等も含めた環境整備を行うこと。

○ また、１号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所においては、上記の遵守事項に加え、以下の事項についての対応が必要です。

① 提供するサービスの質の担保の観点等から、１号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させるに当たっては、介護事業所等での実務経験が１年以上ある１号特定技能外国人（※）のみに従事させること。

② １号特定技能外国人が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、以下の事項について書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面への署名を求めること。

- ・ １号特定技能外国人が訪問する場合があること
- ・ 訪問する１号特定技能外国人の実務経験等についての内容
- ・ ＩＣＴ機器を使用しながら業務を行う場合があること
- ・ １号特定技能外国人の業務従事に当たって不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先

（※）受入れ事業所の判断で、例外的に、実務経験が１年に満たない外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際には、

- ・ 日本語能力試験Ｎ２相当など、在留資格に応じて求められている日本語能力よりも高いレベルの能力を有する場合に限定すること

かつ、

- ・ 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週１回のサービス提供の場合（注）には、

＊ 同行訪問を半年行う

＊ ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、同行訪問を３か月行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用するなどＩＣＴを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とする

といった措置を受入れ事業所に求めることとします。

（注）同行訪問について、利用者に対して、週２回のサービス提供の場合は３か月、週３回以上の場合は、２か月行うこととします。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、２か月以上の同行訪問を求めることとし、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めません。また、同行訪問については、上記を満たした上で、事業所が遵守すべき事項（同行訪問等によるＯＪＴの実施）や配慮事項（１号特定技能外国人の実務経験や能力等に応じてＯＪＴの期間を通常より長くすること）を踏まえて、利用者の

状況等を勘案しつつ、1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるようにするため利用者ごとに必要な期間について行うよう、受入れ事業所において適切に判断することが必要です。

- 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等は、地方出入国在留管理局への申請時ではなく、巡回訪問等実施機関において訪問系サービスに従事させる前に確認を行うとともに、遵守状況について巡回訪問等を通じて確認することとなっています。そのため、事業所においては、巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類や巡回訪問実施前の事前質問票の提出等、必要な協力を行うことが求められます。
- なお、1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる際の事業所の遵守事項等に関する具体例については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」(令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号)及びそのQ & Aに記載されておりますので、ご参照下さい。
- 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等についての問合せ先は次のとおりです。
 - ・ 公益社団法人 国際厚生事業団 内
介護分野における特定技能協議会事務局
「訪問系サービス 巡回訪問等実施機関」
URL: https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=19910
 - ・ 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室
E-mail: gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

【事業所ごとの人数枠に係る要件】

- 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこととされています。日本人「等」については、告示にあるとおり、次に掲げる外国人材が含まれます。
 - ① 介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
 - ② 在留資格「介護」により在留する者
 - ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
- このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれません。
- また、1号特定技能外国人の人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指します。このため、例えば、

介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれません。

一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれます。

【協議会への加入等に係る要件】

- 介護分野の 1 号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該 1 号特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わないなどした場合には、基準を満たさないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

E-mail : gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

【確認対象の書類】

- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1－1 号）
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第 1－2 号）
- 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書

【留意事項】

- 令和 6 年 6 月 15 日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて 1 号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 1 号特定技能外国人の受入れ後に当該 1 号特定技能外国人が業務に従事する事業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 7 章第 1 節第 1」を御参照ください。
- ・ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第 1－2 号）

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

介護分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、介護分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

○ 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 －
1 号）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト	介護	介護	
		日本語能力試験 (N4以上)				
	介護福祉士養成施設修了	免除	免除			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

介護分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及びこれに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）であること。
2. 1号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあっては、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第66号）第2条第2号に掲げる事項を遵守していること。
3. 特定技能雇用契約において一号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。
5. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと。
6. 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
7. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
8. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
9. 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

1 事業所の概要

(ふりがな) ①事業所の名称				
②現在受け入れている 1 号特定 技能外国人の数	人			
③日本人等の常勤の介護職員の 数	計 人			
	日本人	介護福祉士国家 試験に合格した EPA 介護福祉士	在留資格「介護」 により在留する者	永住者や日本人の 配偶者など、身 分・地位に基づく 在留資格により在 留する者
	人	人	人	人

(注意)

1 特定技能外国人が実際に業務に従事する事業所（施設・事業）について記載すること。

2 1 号特定技能外国人の人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指し、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれない。

一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれる。

2 その他特記事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-ビルクリーニング分野の基準について-

平成31年3月

法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、ビルクリーニング分野についても「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、ビルクリーニング分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニ

ング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第67号。以下「告示」という。）において、ビルクリーニング分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

建築物内部の清掃

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3（1）アに定める試験及び運用方針5（1）アに定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3（2）アに定める試験及び運用方針5（1）イに定める業務に従い、上記第1の1（2）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。

【主たる業務】

- ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

【関連業務】

- また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。

【その他業務関係】

- 当該特定技能外国人が従事できる業務の内容は、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めています。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

【確認対象の書類】

- 1号特定技能外国人に従事させる業務が建築物内部の清掃である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項1）
- 2号特定技能外国人に従事させる業務が建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項2）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

ビルクリーニング分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、ビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（ビルクリーニング）」

イ 実務経験

建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2) 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」（運用方針3(2)アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）
（技能水準）

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総

合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- （1）「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。
- （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二～七（略）

八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2～3（略）

4 登録の有効期限は、六年とする。

5 （略）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

二 店舗又は事務所

三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）

四 旅館

- 1号特定技能外国人としてビルクリーニング分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された特定技能1号評価試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同

項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格している場合
ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験合格者の場合

- ・ ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し

○ 技能検定1級（ビルクリーニング）合格者の場合

- ・ 技能検定1級（ビルクリーニング）の合格証明書の写し
- ・ 試験実施機関の発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして試験の合格の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時のビル

クリーニング技能検定（３級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。

- ビルクリーニング技能検定（３級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

<特定技能２号>

- 「現場を管理する者としての実務経験」について、ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験の合格者は、受検の際に、当該実務経験の有無を試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験の合格証明書の写しを提出することにより、当該実務経験を有する者と認められます。
- 技能検定１級（ビルクリーニング）の合格者については、ビルクリーニング分野特定技能２号評価試験の合格者との均衡を図る観点から、当該実務経験の有無について、試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、試験実施機関が発行する「特定技能２号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しを提出することにより、当該実務経験を有するものと認められます。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。
- 二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録

を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。登録は特定技能所属機関の法人単位ではなく、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第12条の2第4項により有効期限が6年と定められています。継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。

- ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 構成員は、協議会に対して必要な協力を行うことや、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。
- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページ※をご覧ください。

※ ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」について）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

【確認対象の書類】

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書
 ※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けている営業所において、特定技能外国人を受け入れる旨の誓約書（「ビルクリーニング分

野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項4）

- 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（注）（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号））

（注）当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要。

- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項6）
- 協議会に対し、必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項7）
- ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項8）

【留意事項】

- 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内にビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第2－1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及びビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れ

に関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- 特定技能外国人を受け入れる（雇用条件書記載の）事業所（営業所）は、「建築物製造業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所と一致する必要があります。
- 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる営業所についても、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所であることが必要です。
 - ・ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号））

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び同令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能１号」に係る上陸基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第６号、及び在留資格「特定技能２号」に係る上陸基準としてビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第７号に基づき、告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第２条第１号に規定する労働者派遣の対象としないことを定める旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第２－１号）」誓約事項３）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	
【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を 指導しながら従事し、現場を管理する業 務及び同業務の計画作成、進行管理そ 他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験
					技能検定1級 (ビルクリーニング)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。

ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。
5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
6. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
7. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
8. ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-工業製品製造業分野の基準について-

令和4年5月

法務省・経済産業省編

(制定履歴)

令和4年5月25日公表

令和4年8月30日一部改正

令和4年10月20日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和6年9月30日一部改正

令和7年5月26日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和4年5月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支

援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（令和４年経済産業省告示第１２７号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所において、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行う

ていることとする。

- 一 中分類 11—繊維工業
- 二 小分類 141—パルプ製造業
- 三 細分類 1421—洋紙製造業
- 四 細分類 1422—板紙製造業
- 五 細分類 1423—機械すき和紙製造業
- 六 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 七 細分類 1432—段ボール製造業
- 八 小分類 144—紙製品製造業
- 九 小分類 145—紙製容器製造業
- 十 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十一 中分類 15—印刷・同関連業
- 十二 中分類 18—プラスチック製品製造業
- 十三 細分類 2123—コンクリート製品製造業
- 十四 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 十五 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
- 十六 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
- 十七 細分類 2211—高炉による製鉄業
- 十八 細分類 2212—高炉によらない製鉄業
- 十九 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業
- 二十 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十一 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十二 細分類 2234—鋼管製造業
- 二十三 小分類 225—鉄素形材製造業
- 二十四 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
- 二十五 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- 二十六 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
- 二十七 細分類 2422—機械刃物製造業
- 二十八 細分類 2424—作業工具製造業
- 二十九 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 三十 細分類 2441—鉄骨製造業
- 三十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
- 三十二 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
- 三十三 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 三十四 細分類 2461—金属製品塗装業

- 三十五 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 三十六 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 三十七 細分類 2465—金属熱処理業
- 三十八 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- 三十九 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 四十 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
- 四十一 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
- 四十二 中分類 26—生産用機械器具製造業
- 四十三 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
- 四十四 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 四十五 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
- 四十六 中分類 30—情報通信機械器具製造業
- 四十七 細分類 3295—工業用模型製造業
- 四十八 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
- 四十九 小分類 484—こん包業

2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
- 二 小分類 225—鉄素形材製造業
- 三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
- 四 細分類 2422—機械刃物製造業
- 五 細分類 2424—作業工具製造業
- 六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 七 小分類 245—金属素形材製品製造業
- 八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- 十 細分類 2465—金属熱処理業

十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。） 十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。） 十四 中分類 26—生産用機械器具製造業 十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。） 十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業 十七 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。） 十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業 十九 細分類 3295—工業用模型製造業
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （１）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記３（１）ア及び（２）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（３（１）ア関係）（１号特定技能外国人） 別表１b．業務区分（５（１）ア関係）の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分（３（２）ア関係）（２号特定技能外国人） 別表２b．業務区分（５（１）イ関係）の欄に掲げる業務とする。
分野別運用要領（抜粋） 第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 １．特定技能外国人が従事する業務 製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 （２）２号特定技能外国人 運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジ

ネス・キャリア検定３級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定１級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第１条第１項第７号に基づき告示をもって定めたものです。
- 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。

〔１号特定技能外国人のみが活動を行う事業所の産業〕

- ① 中分類１１ 繊維工業
- ② 小分類１４１ パルプ製造業
- ③ 細分類１４２１ 洋紙製造業
- ④ 細分類１４２２ 板紙製造業
- ⑤ 細分類１４２３ 機械すき和紙製造業
- ⑥ 細分類１４３１ 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- ⑦ 細分類１４３２ 段ボール製造業
- ⑧ 小分類１４４ 紙製品製造業
- ⑨ 小分類１４５ 紙製容器製造業
- ⑩ 小分類１４９ その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- ⑪ 中分類１５ 印刷・同関連業
- ⑫ 中分類１８ プラスチック製品製造業
- ⑬ 細分類２１２３ コンクリート製品製造業
- ⑭ 細分類２１４２ 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- ⑮ 細分類２１４３ 陶磁器製置物製造業
- ⑯ 細分類２２１１ 高炉による製鉄業
- ⑰ 細分類２２１２ 高炉によらない製鉄業
- ⑱ 細分類２２２１ 製鋼・製鋼圧延業
- ⑲ 細分類２２３１ 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ⑳ 細分類２２３２ 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- ㉑ 細分類２２３４ 鋼管製造業
- ㉒ 細分類２２９１ 鉄鋼シャースリット業
- ㉓ 細分類２２９９ 他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- ㉔ 細分類２４４１ 鉄骨製造業

- ②⑤ 細分類 2 4 4 3 金属製サッシ・ドア製造業
- ②⑥ 細分類 2 4 4 6 製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
- ②⑦ 細分類 2 4 6 1 金属製品塗装業
- ②⑧ 細分類 2 4 9 9 他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
- ②⑨ 細分類 3 2 9 9 他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
- ③⑩ 小分類 4 8 4 こん包業

[1 号特定技能外国人及び 2 号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]

- ① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）
- ② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業
- ③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業
- ④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業
- ⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業
- ⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- ⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業
- ⑧ 細分類 2 4 6 2 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
- ⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業
- ⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
- ⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- ⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）
- ⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業
- ⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）
- ⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）
- ⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業
- ⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業

○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人

が業務に従事する事業場において、直近１年間で、告示第２条に掲げる産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近１年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近１年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近１年間中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、直近１年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第２条に掲げる産業に係るものでなければなりません。

【関連業務】

○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。（注）

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

① 原材料・部品の調達・搬送作業

② 各職種の前後工程作業

③ クレーン・フォークリフト等運転作業

④ 清掃・保守管理作業

【その他業務関係】

- 分野別運用方針別表 1 b. 業務区分（５（１）ア関係）及び別表 2 b. 業務区分（５（１）イ関係）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問い合わせください。問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 3－1 号）

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、製造業分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第１ 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

１．技能水準及び評価方法等

（１）「製造分野特定技能１号評価試験」（運用方針３（１）アの試験区分：運用方針

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能１号）

（技能水準）

「製造分野特定技能１号評価試験」の合格を要件とする。当該試験は、製造業分野における業務について、指導者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）（略）

（２）「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定３級」又は

「技能検定１級」（運用方針３（２）アの試験区分：運用方針別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能２号）

（技能水準）

「製造分野特定技能２号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定３級」の合格並びに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における３年以上の実務経験を要件とする。

（中略）

また、「技能検定１級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級技能者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。

（評価方法）（略）

（３）（略）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）製造業分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- １号特定技能外国人として製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習２号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（Ｎ４以上）のいずれの試験も免除されます。
- ２号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等の合格に加えて、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における３年以上の実務経験が必要です。
- この場合の「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本

店又は主たる事務所等がある企業をいいます。

- 「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。以下同じ。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。
- 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近1年間で大分類E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

- 試験合格者の場合

・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し

・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

- 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合
 - ・ 技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合
 本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ・ 技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合
 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）
 - * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。
- ＜特定技能２号の場合＞
- 製造分野特定技能２号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能２号評価試験の合格証明書の写し
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかのビジネス・キャリア検定の合格証明書の写し
- 技能検定１級合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの技能検定１級の合格証書の写し
 - ・ 工業製品製造業分野２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第３－２号）
- 【留意事項】
- ＜特定技能１号＞
- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。
- ＜特定技能２号＞
- 製造分野特定技能２号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へ御相談ください。
- 技能検定１級合格者の実務経験は、「工業製品製造業分野２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第３－２号）」にて確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類11—繊維工業

二～十（略）

十一 中分類15—印刷・同関連業

十二～四十八（略）

四十九 小分類484—こん包業

2（略）

第3条

製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- 二 第4条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
- 三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条

第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）特定技能所属機関に対して講じる措置等

ア （略）

イ （略）

ウ 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置

イに掲げる事業所のうち、次のいずれかに掲げる産業を行っているものは、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとする。

① 11 繊維工業

② 15 印刷・同関連業

③ 484 こん包業

エ 経済産業省が行う調査等に対する協力

特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能外国人の訓練・各種研修

特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、告示第4条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）の構成員となり、登録法人が定める行動規範を遵守する必要があります（注）。また、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、登録法人の構成員である

ことの証明書の提出が必要です。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表します。

（注）初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人が入会受付を開始する前までは、従前どおり製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。

- なお、経済産業省が設置する協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、初めて経済産業大臣の登録を受けた登録法人の登録年月日から6か月を経過するまでの間は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の際には、従前どおり協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。ただし、6か月を経過した場合又は協議会の構成員ではなくなった場合は、登録法人の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていることについて、登録法人の確認を受けることが求められます。
- さらに、特定技能所属機関は、経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査（オンライン調査も含む）その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じて訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。
- 特定技能外国人から、工業製品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、協議会において協議が調った以下の事項に関する措置を講じることが必要です。

①繊維工業

- 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 二 勤怠管理を電子化していること
- 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
- 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること

②印刷・同関連業

全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること

③こん包業

日本梱包工業組合連合会に所属していること

- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 製造業分野における協議会に関する問合せ先については、以下の経済産業省のホームページを御覧ください。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）
- 登録法人の構成員であることを明らかにする書類（登録法人のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの））又は協議会の構成員であることを明らかにする書類（経済産業省のホームページに掲載されている会員名簿を印刷したもの（当該構成員の名称が掲載されているもの。登録法人の登録年月日から6か月を経過するまで有効））

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogikai/meibo1.pdf)

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

第4 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示第4条

製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
 - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
 - ロ 法第2条の4第1項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施
- 二 第2条第1項各号又は第2項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。
- 三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うこと。

第5条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第6条

経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第10条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ロ 第4条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労

働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第10条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第7条

経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

第8条

第4条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第9条

経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第10条

経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第6条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- 二 第8条第1項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第4条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

第11条

経済産業大臣は、第4条の登録をしたとき又は登録法人から第8条第1項の規定による変更の届出（第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称、住所及びその代表者の氏名

- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日
- 3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

【概要】

- 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、以下の要件を満たせば、経済産業大臣の登録を受けて登録法人となることができます。製造業分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接所属し、その行動規範を遵守することが求められます。登録法人の名称、住所、登録年月日等の情報は、経済産業省のホームページにて公表しています。

【登録要件】

- 登録法人は、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等が共同して、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体として設置するものです。登録法人は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定し、当該行動規範の遵守状況を確認する等、適正な運用を図る必要があります。
- また、登録法人は、分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験を実施する必要があります。製造分野特定技能1号及び2号評価試験の作成に当たっては、必要な学識経験、実務経験等を有する者複数名を試験委員として指定し、試験区分毎に有識者委員会を設置して、試験委員の確認を受けることが求められます。
- なお、経済産業大臣の登録を受ける際は、告示第2条第1項又は第2項に掲げる産業に係る業界団体を構成員としなければなりません。
- 加えて、登録法人には、協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うことが求められます。
- 登録法人が告示第4条第1号の取組の実施に当たり取得した個人情報等は、関係法令に基づき適切に取り扱わなければなりません。

【協議会入会申込時の提出書類（協議会で定める様式）】

- 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書

【登録申請時の提出書類（特に指定がない場合は様式任意）】

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書（登録を申請する旨を明記するとともに、名称、住所、代表者の氏名、特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項を記載）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ③ 定款及び行動規範
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し
※事業ごとのセグメント情報も記載すること。設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計上すること。
- ⑥ 事業内容が確認できる書類（事業計画書等）
- ⑦ 申請者が告示第6条各号のいずれにも該当しないことの誓約書（分野別参考様式第3－3号）
- ⑧ 構成員名簿
- ⑨ 特定技能外国人受入事業の実施体制図
- ⑩ 賃貸契約書その他の貸借関係を記した書類の写し
※事務所その他物品の貸与を受け、第三者と賃貸契約等を結んでいる場合のみ提出すること。
- ⑪ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会申込書の写し
※協議会入会申込時の提出書類の写しを提出すること。
- ⑫ 個人情報等の取扱いに関する誓約書（分野参考様式第3－4号）
- ⑬ その他補足資料

【協議会入会申込先及び登録申請先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-3
経済産業省製造産業局総務課
（郵送又は持参）

【登録に係る申請書記載事項の変更】

- 登録法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、経済産業大臣に対して届出を行う必要があります（様式は任意）。提出先は、【登録申請先】と同様です。

【法人の登録及び取消しに係る公表】

- 経済産業省が法人の登録を行った場合又は告示第10条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を経済産業省のホームページにて公表します。

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

工業製品製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に

係る上陸基準省令第7条に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。

【確認対象の書類】

- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第3－1号）

【留意事項】

- 以下のとおり様式を提出してください。
 - ・ 協議会の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は旧様式
 - ・ 登録法人の構成員であることを明らかにする書類を提出する場合は新様式

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
			職種	作業		
【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
				非鉄金属鋳物鋳造		
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(鋳造) 製造分野特定技能1号評価試験(鍛造) 製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト) 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(金属プレス加工) 製造分野特定技能1号評価試験(鉄工) 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(塗装) 製造分野特定技能1号評価試験(溶接) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)		鍛造	ハンマ型鍛造		
						プレス型鍛造
			ダイカスト	ホットチャンバダイカスト		
				コールドチャンバダイカスト		
			機械加工	普通旋盤		
				フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		
			金属プレス加工	金属プレス		
			鉄工	構造物鉄工		
			工場板金	機械板金		
			仕上げ	治工具仕上げ		
				金型仕上げ		
				機械組立仕上げ		

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			プラスチック成形	圧縮成形	
				射出成形	
				インフレーション成形	
				ブロー成形	
			機械検査	機械検査	
			機械保全	機械系保全	
			電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			塗装	建築塗装	
				金属塗装	
				鋼橋塗装	
				噴霧塗装	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			工業包装	工業包装	
			強化プラスチック成形	手積み積層成形	
			金属熱処理業	全体熱処理	
				表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化) 部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)	
【特定技能2号】 機械金属加工(複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(鑄造) 技能検定1級(鍛造) 技能検定1級(ダイカスト) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(工場板金) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(工業包装) 技能検定1級(金属熱処理)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
			職種	作業		
【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤		
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)			フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		
			仕上げ	治工具仕上げ		
				金型仕上げ		
				機械組立仕上げ		
			プラスチック成形	圧縮成形		
				射出成形		
				インフレーション成形		
				ブロー成形		
	プリント配線板製造		プリント配線板設計			
			プリント配線板製造			
	電子機器組立て		電子機器組立て			

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			機械検査	機械検査	
			機械保全	機械系保全	
			工業包装	工業包装	
			強化プラスチック成形	手積み積層成形	
【特定技能2号】 電気電子機器組立て(複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(工業包装)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属表面処理)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	めっき	電気めっき	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)			溶融亜鉛めっき	
			アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
【特定技能2号】 金属表面処理(複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(めっき) 技能検定1級(アルミニウム陽極酸化処理)
【特定技能1号】 紙器・段ボール箱製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紙器・段ボール箱製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	
				印刷箱製箱	
				貼箱製造	
				段ボール箱製造	
【特定技能1号】 コンクリート製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(コンクリート製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 RPF製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(RPF製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	RPF製造	RPF製造	
【特定技能1号】 陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(陶磁器製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形 圧力鋳込み成形 パッド印刷	
【特定技能1号】 印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(印刷・製本)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	印刷 製本	オフセット印刷 グラビア印刷 製本	
【特定技能1号】 紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紡織製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紡績運転 織布運転 染色	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 合ねん糸工程 準備工程 製織工程 仕上工程 糸浸染 織物・ニット浸染	

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
			ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造	
			たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
			カーペット製造	織じゅうたん製造	
				タフテッドカーペット製造	
				ニードルパンチカーペット製造	
【特定技能1号】 縫製(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(縫製)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
			紳士服製造	紳士既製服製造	
			下着類製造	下着類製造	
			寝具製作	寝具製作	
			帆布製品製造	帆布製品製造	
			布はく縫製	ワイシャツ製造	
			座席シート縫製	自動車シート縫製	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験)が課せられています。

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類 11—繊維工業
 - 2 小分類 141—パルプ製造業
 - 3 細分類 1421—洋紙製造業
 - 4 細分類 1422—板紙製造業
 - 5 細分類 1423—機械すき和紙製造業
 - 6 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
 - 7 細分類 1432—段ボール製造業
 - 8 小分類 144—紙製品製造業
 - 9 小分類 145—紙製容器製造業
 - 10 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
 - 11 中分類 15—印刷・同関連業
 - 12 中分類 18—プラスチック製品製造業
 - 13 細分類 2123—コンクリート製品製造業
 - 14 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
 - 15 細分類 2143—陶磁器製置物製造業
 - 16 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
 - 17 細分類 2211—高炉による製鉄業
 - 18 細分類 2212—高炉によらない製鉄業
 - 19 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業
 - 20 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
 - 21 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
 - 22 細分類 2234—鋼管製造業
 - 23 小分類 225—鉄素形材製造業
 - 24 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業
 - 25 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
 - 26 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
 - 27 細分類 2422—機械刃物製造業
 - 28 細分類 2424—作業工具製造業
 - 29 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 30 細分類 2441—鉄骨製造業
 - 31 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業
 - 32 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
 - 33 小分類 245—金属素形材製品製造業
 - 34 細分類 2461—金属製品塗装業
 - 35 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 36 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 37 細分類 2465—金属熱処理業
 - 38 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 39 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 40 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

- 4 1 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
- 4 2 中分類 26—生産用機械器具製造業
- 4 3 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
- 4 4 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 4 5 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
- 4 6 中分類 30—情報通信機械器具製造業
- 4 7 細分類 3295—工業用模型製造業
- 4 8 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
- 4 9 小分類 484—こん包業
- 3 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 2 号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）
 - 2 小分類 225—鉄素形材製造業
 - 3 小分類 235—非鉄金属素形材製造業
 - 4 細分類 2422—機械刃物製造業
 - 5 細分類 2424—作業工具製造業
 - 6 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 7 小分類 245—金属素形材製品製造業
 - 8 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 9 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 1 0 細分類 2465—金属熱処理業
 - 1 1 細分類 2469—その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 1 2 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 1 3 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）
 - 1 4 中分類 26—生産用機械器具製造業
 - 1 5 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）
 - 1 6 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 1 7 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）
 - 1 8 中分類 30—情報通信機械器具製造業
 - 1 9 細分類 3295—工業用模型製造業
- 4 生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。
- 5 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和 4 年経済産業省告示第 1 2 7 号）第 4 条に基づいて経済産業大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人の構成員となり、当該法人が定める行動規範を遵守すること。
- 6 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- 7 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 8 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 9 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- 1 0 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第3－2号

工業製品製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏 名	
生 年 月 日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所： ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： ☐ 事業所 ☐ 子会社・関連会社 ☐ その他（ ）
2	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所： ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所：

	・ 本社との関係： ☐ 事業所 ☐ 子会社・関連会社 ☐ その他（ ）

就業期間合計： 年 月

※必要に応じ行を追加すること。

※上記（１）の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。

※「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。

※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者（署名）

※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者にて、合計就業期間が３年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。

※証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。

特定技能外国人受入事業実施法人の登録に関する誓約書

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び
一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の
事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（以下「経済産業省告示」とい
う。）第四条の登録を受けるに当たり、経済産業省告示第六条各号のいずれにも該当しないことを
誓約します。

年 月 日

事務所の所在地 _____
法人名 _____
代表者の氏名 _____

個人情報等の取扱いに関する誓約書

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（以下「経済産業省告示」という。）第四条の登録を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 経済産業省告示第四条第一号で規定する特定技能外国人受入事業を行うにあたり取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）、行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）、営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）及び限定提供データ（不正競争防止法第2条第7項に規定する限定提供データをいう。）（以下「個人情報等」という。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
また、上記個人情報保護法、不正競争防止法その他関係法令及び経済産業省の告示・通達等を遵守すること。
2. 内閣サイバーセキュリティセンターが定める統一基準、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）に基づく情報セキュリティ対策を講じるとともに、個人情報等の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じること。
3. 個人情報等を取り扱わせる業務を第三者に委託する場合は、本誓約書の誓約事項と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけること。また委託先の変更並びに委託先が再委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とすること。
4. 経済産業省告示第十条の登録の取消を受けた場合、個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（いずれも原本に限る。）を速やかに経済産業省へ提出し、当該紙媒体及び電子媒体の複製は、破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄すること。
5. 個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、経済産業省に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告すること。また、経済産業省から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、当該指示に従うこと。
6. 登録申請者又は委託先の責めに帰すべき事由により、特定技能外国人受入事業に関連する個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に係る違反等があった場合は、これにより経済産業省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

7. 上記の誓約事項について、経済産業省が別段の指示をした時は当該指示に従うこと。

以上

年 月 日

事務所の所在地 _____

法人名 _____

代表者の氏名 _____

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-建設分野の基準について-

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月6日一部改正

令和元年11月29日一部改正

令和2年2月28日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和7年1月31日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならないとされ、建設分野についても「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、建設分野に

についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第357号。以下「告示」という。）において、建設分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 特定技能外国人が従事する業務	4
第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	7
第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画 の適正な実施の確保に係る基準等	11
1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特 定技能所属機関に求める基準	14
2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特 定技能所属機関に求める基準	16
第4 建設特定技能受入計画の認定	17
1. 概要	19
2. 建設特定技能受入計画の認定	19
(1)建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項	
(2)提出書類	
(3)申請先	
3. 建設特定技能受入計画の変更	31
4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し	32
第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等	33
1. 概要	37
2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録	37
(1)登録要件	
(2)提出書類	
(3)申請先	
3. 登録に係る申請書記載事項の変更	40
4. 法人の登録及び取消しに係る公表	40
特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）	41
第6 上陸許可に係る基準	43

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 別表1b．業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 別表2b．業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務

建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

【主たる業務】

- １号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に、また、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められます。【特定技能基準省令第１条第１項】
- 本要領別表６－１に記載された試験の合格により確認された技能を要する同表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

【その他業務関係】

- 本要領別表６－１に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表６－２～別表６－７のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。
- 土木区分：「指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等」
「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。
- 建築区分：「指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等」

「建築物」は、一般に、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいいます。

- ライフライン・設備区分：「指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等」

本業務で行う作業は、電気通信、ガス、水道、電気等をネットワークとして整備、変更又は修理等行う作業と、それらを住宅等のいわゆる付帯設備として設置・接続等行う作業の、異なる２種類の作業で大きく構成されますが、どちらの作業も行うこともできます。

- 建設分野で特定技能外国人を受け入れることとなる事業者（以下「特定技能所属機関」という。）となるための基準については、後述の「第３ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等」及び「第４ 建設特定技能受入計画の認定」を参照ください。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第６－１号）

【留意事項】

- 建設工事に該当しない除染等の業務に従事させることを主な目的としている場合は、建設業への従事を目的とした受入れに該当しないことから、建設分野におけるいずれの業務区分にも該当せず、建設分野においては受入れ対象外となります。なお、特定技能外国人を建設工事に該当しない除染等の業務に付随的に従事させる場合の取扱いについては、p 25の１号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第１別紙２の２、様式第２）の項の記載を参照してください。
- 労働安全衛生法に基づく特別教育又は技能講習等が必要とされている業務について、特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、当該教育又は講習等を修了させなければなりません。なお、外国人労働者については、一般に、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないことなどから、特定技能外国人に対し特別教育等の安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いるなど、その内容を確実に理解できる方法により行わなければなりません。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、建設分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表１ a. 試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２. 技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）建設分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- 特定技能外国人として建設分野の業務に従事する場合には、本要領別表６－１に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。

- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表6-1に定める職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表6-1に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験」も必要です。
- 業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種に係る能力評価基準のレベル3相当の「就業日数（職長＋班長）」を必要な実務経験とし、対応する能力評価基準がない場合については、「就業日数（職長＋班長）が3年（勤務日数645日）以上であること」を必要な実務経験とします。
- 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf）を御確認ください。

【確認対象の書類】

<特定技能1号>

○ 試験合格者の場合

- ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力水準を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表6-1に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合
 - 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号＞

- 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し
- 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第6－3号）
- ただし、2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種における能力評価でレベル3を取得している場合には、「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しを提出すれば、上記の実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第6－3号）は不要。

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能2号＞

- 上記の実務経験として必要な就業日数を満たしているか否かについては、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数（職長＋班長）で確認します。
- そのため、上記の実務経験を有することを証する書類（分野参考様式第6－3号）の作成・提出に当たってはあらかじめ建設キャリアアップシステムに登録しておく必要があります。
- 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数の証明方法については、分野参考様式第6－3号別紙の経歴証明書により確認します。また、経歴証明書については誓約欄まで正確に記入することが必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十三 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に定めるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。

ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。

ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

ニ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げ

る活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第３条第１項の許可（同条第３項の許可の更新を含む。以下同じ。）を受けていること。
- ロ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。
- ハ 第１０条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第１号イに規定する行動規範を遵守すること。

第３条

前条第１号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第１により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

２ 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 １号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 １号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

３ 国土交通大臣は、第１項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～八（略）

第４条・第５条（略）

第６条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第１項の規定による変更の認定及び同条第２項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

２ 国土交通大臣は、１号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び１号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第７条

適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる１号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。

- 一 特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言
- 二 1号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応
- 三 その他1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置

ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件

- ① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。
 - ・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
 - ・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等
- ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況（就労場所、従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。
- ② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。
- ③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリア

アアップシステムに登録すること。

- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。
- ⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、1号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑪ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑫ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項

1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準

- 建設分野の1号特定技能所属機関は、建設特定技能受入計画の国土交通大臣による認定を受け、当該計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関による確認等を受けることが求められます。
- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 建設分野において1号特定技能外国人を受け入れる場合には、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けなければなりません。国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。【告示第2条第1号イ】
- 1号特定技能外国人の特定技能所属機関には、認定計画を適正に実施していることについて国土交通省又は適正就労監理機関の確認を受けること及び

国土交通省が行うその他の調査・指導に協力することが求められ、当該調査・指導に対して協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。【告示第2条第1号ロ・ハ】

- 特定技能外国人から、建設分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。【告示第2条第1号ニ】
- また、国土交通省は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、適正就労監理機関に、巡回訪問その他の方法により、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する認定計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言を行わせることとしています。【告示第6条第2項】
- 特定技能所属機関が正当な理由なく適正就労監理機関の巡回訪問に対して非協力的な態度を取ることや適正就労監理機関からの質問に対して不誠実な対応をとることは、1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保を妨げる行為であり、国土交通大臣による報告の徴収若しくは指導の対象となり、又は特定技能所属機関の基準に適合しないこととなります。【告示第2条第1号ロ・ハ、第6条第1項】
- なお、国土交通大臣が認めた適正就労監理機関の名称等は、国土交通省のホームページにて公表しています。
- 1号特定技能外国人が退職した場合は、当該特定技能外国人の受入計画は満了したことになります。退職した1号特定技能外国人が同じ特定技能所属機関で就労を開始したい場合は、新たに当該特定技能外国人にかかる計画を申請し、国土交通省の認定を受ける必要があります。
- 建設特定技能受入計画は、就労中又は就労予定の1号特定技能外国人が一人もいなくなった場合であっても認定の取消しがなされるまでは継続されています。このため、就労中又は就労予定の特定技能外国人が一人もいなくなった場合であっても、第2条第1号ロ・ハ及び第3条各号の要件を満たしている必要があります。これらの要件を満たす義務を免除されるためには、認定受入計画の取消申請を行い、国土交通省の承認を受けて、認定受入計画を取り消す必要があります。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修等を実施する必要があります。

2. 建設分野において2号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準

- 2号特定技能外国人の特定技能所属機関には、建設業法第3条第1項の許可を受けていること、建設キャリアアップシステムに登録していること及び告示第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守することが求められます。【告示第2条第2号イ・ロ・ハ】

【確認対象の書類】

＜特定技能1号＞

- 建設特定技能受入計画の認定証（告示様式第3）の写し
- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

＜特定技能2号＞

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）
- 建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書（分野参考様式第6—2号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）

第4 建設特定技能受入計画の認定

【関係規定】

告示第3条

前条第1号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第1により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
 - イ 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。
 - ロ 建設キャリアアップシステムに登録していること。
 - ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。
- 二 建設特定技能受入計画の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分（同法第29条第1項第5号による処分を除く。）を受けていないこと。
- ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- 二 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第2により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は1号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- 五 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- 六 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七 1号特定技能外国人の総数が常勤の職員（1号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。

八 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

第4条

国土交通大臣は、第2条第1号イの認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第3による認定証を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、第2条第1号イの認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第7条に規定する適正就労監理機関及び第10条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、認定受入計画の内容を提供することができる。

第5条

特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 特定技能所属機関は、全ての1号特定技能外国人の受入れを終了し、新たな特定技能雇用契約の締結を行わない場合は、国土交通大臣に認定受入計画の認定の取消しを申請することができる。

4 前2条の規定は、第1項の認定について準用する。

第6条

国土交通大臣は、認定受入計画（前条第1項の規定による変更の認定及び同条第2項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

第7条（略）

第8条

国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定受入計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。
- 三 不正の手段により第2条第1号イ又は第5条第1項の認定を受けたとき。
- 四 第6条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 特定技能所属機関から第5条第3項の規定に基づく申請があったとき。

1. 概要

告示第2条第1号イの認定を受けようとする者は、告示様式第1により建設特定技能受入計画を作成し関係法令に適合した添付書類とともに、国土交通大臣に提出する必要があります。

国土交通省への建設特定技能受入計画の申請後、当該計画の認定前に、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請を行うことができますが、地方出入国在留管理局による在留諸申請に係る許可・交付を受けるためには、建設特定技能受入計画の認定証の写しの提出が必要となりますのでご注意ください。

2. 建設特定技能受入計画の認定

(1) 建設特定技能受入計画の認定要件及び記載事項

建設特定技能受入計画（以下「計画」という。）は、試験を経て雇用する場合、技能実習修了者を雇用する場合（技能実習先でそのまま継続して雇用する場合及び技能実習先以外の企業で雇用する場合いずれも含む）、既に日本で就労中の特定技能外国人の転職者を雇用する場合（一度退職した特定技能外国人を退職時と同じ特定技能所属機関が再雇用する場合を含む）など、新たに特定技能雇用契約を結ぶ場合には必ず国土交通大臣の認定が必要です。

計画は、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用する等の劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れるにあたって建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。したがって、計画の遵守は、国のみならず、業界の共通利益に資するものです。

計画の認定及び記載事項に係る留意事項は、以下のとおりです。また、計画の認定後、認定受入計画の内容について、必要最小限の範囲で、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供しますので、あらかじめご了解ください。

①特定技能所属機関になろうとする者に関する事項【告示第3条第3項第1号ロ・ハ】

○建設キャリアアップシステムへの事業者登録

- 建設キャリアアップシステムを活用することで、特定技能外国人に対する、日本人と同様の、客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払の実現や、工事現場ごとの当該外国人の在留資格・安全資格・社会保険加入状況の確認、不法就労の防止等の効果が得られます。
- 特定技能所属機関になろうとする者は、あらかじめ建設キャリアアップシステムに登録する必要があります。
- 計画には、登録後に付される建設キャリアアップシステム事業所番号（以下「事業者ID」という。）を記載してください。
- なお、建設キャリアアップシステムの登録方法については、一般財団法人建設業振興基金のホームページ等をご覧になり、不明な点があれば当該法人にお問い合わせください。

○特定技能外国人受入事業実施法人への所属等

- 建設業界自ら特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない組織として国土交通大臣の登録を受けた者は、特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）として、当該事業を行うこととなります。
- 特定技能所属機関は、直接的又は間接的に登録法人に所属し、行動規範を遵守する必要があります。登録法人の正会員である建設業者団体を通して間接的に加入するか、登録法人の賛助会員として直接加入するか、いずれかの方法で登録法人に所属し、登録法人が定める行動規範に従い、適正な受入れを行って頂く必要があります。
- 登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

②国内人材確保の取組に関する事項【告示第3条第3項第1号ホ】

- 本在留資格（特定技能）は、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため必要と認められる場合に限って外国人材の受入れを可能とするものです。国内で人材の確保に係る相応の努力を行っているかどうかは重要な審査のポイントです。職員に対する処遇をおろそかにしていないかや、適正な労働条件による求人の努力を行っているか、について審査をします。
- したがって、ハローワークで求人した際の求人票や特定技能所属機関が雇用している日本人技能者の経験年数及び報酬額（月額）が確認できる賃金台帳の内容を確認した結果、適切な雇用条件（処遇等）での求人が実施されていない場合や、既に雇用している職員（技能者）の報酬が経験年数等を考慮した金額であることが確認できない場合、計画は認定されないこととなります。
- その他の国内人材確保の取組としては、例えば、建設技能者の技能及び経験を適切に評価して処遇改善を図ることを目的として建設業界全体で取り組んでいる建設キャリアアップシステムに加入し積極的に運用していること、などが想定されます。
- 職員の適切な処遇の確保、適切な労働条件を提示した労働者の募集等を行っているかについては、（２）提出書類の⑨にて確認を行いますので、補足事項がある場合には、その内容を記入してください。
- また、就業規則や賃金規定を適切に定め、運用されているかも国内人材確保の取り組みの一環として評価し、計画認定後も、国又は適正就労監視機関により必要に応じて助言、改善指導を行います。

③ 1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項【告示第3条第3項第2号～第7号】

○ 1号特定技能外国人の処遇について（告示様式第1別紙1の3（5）（6）、告示様式第1別紙2の1）

- 報酬予定額については、告示第3条第3項第2号において「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」を要件としています。

（報酬の額）

- 1号特定技能外国人は技能実習修了者と同様に、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、相応の経験を有する者として扱う必要があります。

す。なお、建設分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級合格者は3年程度又は5年程度の経験を有する者として扱うこととします。

このため、報酬予定額を決める際には、技能実習2号修了者であれば概ね3年間、技能実習3号修了者であれば概ね5年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、概ね3年又は5年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習生の最終年度の報酬を上回することはもちろんのこと、実際に1号特定技能外国人になろうとする者と同等の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。また、建設就労者受入事業における建設就労者として従事した経験を有する特定技能外国人については、その経験年数を加算して報酬額を決定する必要があります。なお、同等の技能を有する日本人の処遇が低い場合は、処遇改善等、国内人材確保に向けた取組を行っておらず、告示第3条第3項第1号ホの基準を満たさないものと判断します。

- 特定技能所属機関になろうとする者が、技能実習生・建設就労者を雇用している又は雇用していたことがある場合は、当該技能実習生・建設就労者に支払っている又は支払っていた報酬とも比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。
- 業務区分統合により、既に就労中（認定済で受入前の者を含む）の1号特定技能外国人の報酬を直ちに変更する必要はありません。
しかし、認定計画以外の職種や作業に1号特定技能外国人が従事する場合は、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を支払う必要があるため、変更後に従事する業務内容について同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬額になるよう整合のとれた昇給を行い、その旨を明記した雇用契約を締結したうえで、国土交通大臣に外国人就労管理システム上で届け出る必要があります。
- 特定技能の業務区分は、一定の工事を行う上で必要となる基本的な知識・経験等をもとに、共通する技能が認められる作業を業務として区分したものです。したがって例えば、「とび」の技能実習3号を修了した者を「建設機械施工」に従事させる予定である場合、5年の「建設機械施工」の技能を有する者として取り扱います。この者が建設就労者であった場合は建設就労の期間（2年又は3年）の経験が加算され、7年～8年の「建設機械施工」の経験を有する者として報酬予定額を決める必要があり、同等の「建設機械施工」の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることが求められます。
- 国土交通省の計画の認定審査において、同等の技能を有する日本人と同等額以上の原則の徹底、賃金が高い地域への特定技能外国人の偏在、集中の緩和

の観点から、申請書に記載された報酬額について

- ・ 同じ事業所内の同等技能を有する日本人の賃金
- ・ 事業所が存する圏域内における同一又は類似職種の賃金水準
- ・ 全国における同一又は類似職種の賃金の水準
- ・ 他の在留資格から変更して継続雇用する場合には、これまでの賃金
- ・ 既に1号特定技能外国人が在籍している場合は当該者、技能実習生が在籍している場合は当該者の賃金

と比較して審査を行い、低いと判断される場合には引き上げるよう指導することがあります。その場合には、特定技能所属機関は、報酬額を変更の上で、再度、雇用契約の重要事項説明や契約締結の手続を行っていただくことになります。

- また、1号特定技能外国人については、建設キャリアアップシステムへの技能者登録が要件となっていますので、同システムによる能力評価を活用しつつ、技能レベルに応じた適切な処遇を心がけてください。客観的な能力評価基準に基づき国籍を問わず処遇することにより、日本人、外国人それぞれから、処遇に対する納得感が得られることになり、低賃金への不満を理由とした失踪を抑制する効果が期待できます。

（報酬の支払形態）

- 日給制や時給制の場合、季節や工事受注状況による仕事の繁閑によりあらかじめ想定した報酬予定額を下回ることもあり、報酬面のミスマッチが特定技能外国人の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性を否定できません。
 - したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制（※）によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。
 - また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほか、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預貯金口座への振込とすることも意味しています。厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による報酬支払（デジタル払い）を選択することも可能です。特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みまたはデジタル払いであることを説明した上で、当該外国人の同意を得る必要があります。
- ※ 本要領において「月給制」とは、「1カ月単位で算定される額」（基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給されるものを指し

ます。

- ※ 特定技能外国人に支給される報酬のうち「1 カ月単位で算定される額」が、同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる1 カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。
- ※ 特定技能外国人の自己都合による欠勤（年次有給休暇を除く）分の報酬額を基本給から控除することは差し支えありませんが、会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業について欠勤の扱いとすることは認められません。天候を理由とした休業も含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要があります。また、休業する日について本人から年次有給休暇を取得する旨の申出があった場合、年次有給休暇としても問題ありません。
- ※ 1 カ月あたりの所定労働日数が変動したり、変形労働時間制を採用することにより1 カ月の所定労働時間数が変動したりする場合も、「1 カ月単位で算定される額」で報酬を支給しなければなりません。

（昇給等）

- 1 号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5 年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、専ら勤続年数のみを条件とする毎年の所定内賃金の上昇又は概ね一年以内に達成されることが確実であると見込まれる事項を条件とする昇給が必須である他、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした際の昇給を行う場合には、それらの昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約及び計画に記載しておくことが必要です。
- また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要があります。就業規則や賃金規定において、無期雇用契約者と有期雇用契約者で賞与・退職金の取扱いが異なる場合は、無期雇用契約者と同等以上である必要があります。これは、1 号特定技能外国人は本人の希望ではなく、制度によって有期雇用契約しか選択できないものであるため、無期雇用契約者と同等以上とするものです。

○ 1 号特定技能外国人に対する事前説明について（告示様式第1 別紙2 の2、様式第2）

- 特定技能所属機関は、必ず告示様式第2 を用い、1 号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、申請日及び雇用開始予定日前概ね

6 か月以内に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認した上で、特定技能雇用契約を締結する必要があります。「当該外国人が十分に理解することができる言語」が日本語である場合にはその根拠（例：日本の高校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本語検定でN2以上に合格している等）を申請書に記載してください。単に技能実習2号又は3号を修了しているというだけでは根拠となりません。

- 「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にはばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる可能性がある場合には、その旨を当該特定技能外国人に説明し、理解を得なければ当該業務に従事させることはできません。また、転倒災害発生のおそれとその防止対策等について、当該特定技能外国人が理解していることを確認する必要があります。
- 当該業務に1号特定技能外国人に従事させる可能性がある場合には、必ず、告示様式第2の「6. 業務内容」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防方策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得た場合に限り、雇用契約を締結するようにしてください。なお、従事させる理由の如何によっては計画を認定しないこともあり得ます。
- 説明は直接対面で行うことを必ずしも要さず、テレビ電話等の映像と音声が双方向で確認できるもので行うことも可能であり、説明時に通訳の方が同席することは差し支えありません。
- なお、送出国の国内法制や我が国との間の協力覚書等によっては、主たる業務か付随的な関連業務かの別にかかわらず、従事させることができない業務もありますので、ご注意ください。例えば、ベトナムに関しては、同国の国内法令によって、放射能の影響下にある区域、放射能汚染区域における就労が禁止されているため、そのような活動が想定される場合、ベトナム当局は、我が国とベトナムとの間の協力覚書の規定に基づき、ベトナム国内で必要な手続を完了したことを証する推薦者表を作成しないことに留意願います。
- また、計画の適正な実施の確保を目的とした場合に限り、必要最小限の範囲で、国土交通省が一般財団法人建設業振興基金等へ当該計画の記載事項に係る情報を提供することについて、特定技能外国人の同意を得る必要があります。

- ※ 1号特定技能外国人支援計画の実施においては、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前の事前ガイダンスを行わなければなりません。これに加えて、従事させる業務の内容、報酬に係る情報提供について、告示様式第2を用いて行わなければなりません。（事前ガイダンスについては、特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（支援））を参照してください。）。

○ 1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について（告示様式第1別紙2の4）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始したとき、特定技能雇用契約が終了したとき、当該外国人が2号特定技能に移行したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき（例：経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等）は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。（告示第3条第3項第4号）

報告の種類	報告を行うべき事由	報告の時期
受入報告	特定技能外国人を受け入れたとき	受入を開始後1ヶ月以内
退職報告	特定技能雇用契約が終了したとき	契約の終了後速やかに
2号移行報告	特定技能2号に移行したとき	2号特定技能に移行後速やかに
継続不可事由発生報告書	経営悪化に伴う雇止め 受入計画認定の取消 在留資格の喪失 特定技能外国人の失踪 等	報告を行うべき事由が発生後速やかに

- 特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があります、退職報告は特定技能雇用契約の終了後、2号移行報告は2号特定技能に移行後速やかに行う必要があります。
- ※ 特定技能雇用契約の終了や特定技能外国人が活動を継続することが困難となったときは、別途、地方出入国在留管理局に対する届出も必要ですので留意ください（特定技能外国人受入れに関する運用要領「第7章 特定所属機関に関する届出」を参照してください。）。

○ 建設キャリアアップシステムへの技能者登録

- 建設キャリアアップシステムには、特定技能所属機関のみならず、特定技能外国人も入国後速やかに登録する必要があります。技能者登録は簡易型登録・詳細型登録のいずれかを指定することはありませんが、昇給や手当に建

設キャリアアップシステムのレベルアップが条件となっている場合は、レベル判定のできる詳細型登録である必要があります。

- 既に日本に在留している技能実習修了者等を雇用する場合には、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を申請時に提出する必要があります。
- 海外から新規に入国される特定技能外国人の場合、入国後原則として1か月以内に、建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）を国土交通省へ提出する必要があります。国土交通省は、特定技能外国人に限らず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、特定技能所属機関における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えています。

○元請建設業者の指導について（告示様式第1別紙2の6）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者（元請建設業者）からの、国土交通省が別途定めるガイドライン（特定技能制度に関する下請指導ガイドライン※）に基づく指導に従わなければなりません。
- ※ ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。
- 例えば、特定技能所属機関が1号特定技能外国人を現場に入場させる際には、現場入場届出書を各添付書類と併せて元請建設業者に提出することが必要となります。
- 認定受入計画の内容は、告示第4条第2項の規定に基づき、建設キャリアアップシステムを運用する一般財団法人建設業振興基金に提供されますので、同システムに蓄積されることになり、その情報に基づき、元請建設業者が指導することがあります。

○常勤職員数（告示様式第1別紙1 1(9)、3(2)）

- 建設分野の1号特定技能外国人の総数が、特定技能所属機関となろうとする者の常勤の職員（全ての1号特定技能外国人及び技能実習生を含まない）の総数を超えてはいけません。
- 建設技能者は、一つの事業所だけで働くわけではなく、様々な現場に出向いて働くことが想定されますので、支援を要する1号特定外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。

④ 1号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項【告示第3条第3項第8号】

○受入れ後の講習又は研修について（告示様式第1別紙2の7）

- 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。
- 講習又は研修を受けさせる義務は、特定技能外国人に課される義務ではなく、特定技能所属機関が受入計画の認定を受けるための要件です。このため、講習又は研修を受けさせる際は、特定技能所属機関の業務の一環として、当該特定技能外国人の出勤日として取り扱う必要があるとともに、講習又は研修に参加するために必要な時間（移動時間等を含む）については通常の出張と同様に取り扱う必要があります。
- 国土交通大臣が指定する受入れ後講習の一つに、適正就労監理機関が実施する講習があります。本講習は、計画の真正性確認や母国語相談ホットライン窓口、転職支援等の仕組みの情報提供など、適正就労環境確保の観点から、1号特定技能外国人として就労を開始するに当たって必要な知識、情報等を付与することを目的として行うものです。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に、当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされますので、受講可能なものを選択し受講させてください。
- この他、国土交通大臣が指定する講習又は研修の内容については、国土交通省のホームページにて公表しています。

○受入予定期間（計画期間）について（告示様式第1別紙1 3（1））

- 1号特定技能外国人については、通算で在留できる期間の上限が5年となっています。計画期間や特定技能雇用契約期間、在留期限に関わらず、「1号特定技能」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は認められないことに留意してください。

○安全衛生教育について（告示様式第1別紙1 4（1））

- 計画には、1号特定技能外国人に従事させる業務に従い、労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等を箇条書きしてください。1号特定技能外国人に従事させようとする業務に必要な安全衛生教育の

内容が満たされていない場合、国土交通省は特定技能所属機関に対し、指導を行うことがあります。なお、「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる場合には、雇い入れ時等の安全衛生教育や特別教育等において、当該危険又は有害な業務に伴う労働災害発生のおそれとその防止対策等について正確に理解させるよう留意が必要です。

- 労働安全衛生法に基づく特別教育等の安全衛生教育又は技能講習等の受講のための旅費、受講料などの費用負担は、特定技能所属機関が負担することになります。

○技能の習得について（告示様式第1別紙1 4(2)）

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、在留期間中のできる限り早期に職種毎の能力評価基準に定める安全衛生講習を受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2の能力レベルに相当する技能教育を施すよう努めてください。
- 特定技能所属機関は、受入れ後3年以内に技能検定2級、5年以内に技能検定1級の取得を目指す等、5年間の在留期間を見据えた技能の向上を図るよう努める必要があります。
- 計画には、特定技能外国人の在留中の具体的な技能の習得の目標を記載してください。

（2）提出書類

- ① 建設特定技能受入計画認定申請書（告示様式第1）
 - ※ オンライン申請の場合不要
- ② 建設特定技能受入計画（告示様式第1（別紙1、別紙2、別紙3））
 - ※ オンライン申請の場合不要
- ③ 特定技能所属機関になろうとする者の登記事項証明書
- ④ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる書類を添付すること）
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- ⑥ 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）
- ⑦ 建設キャリアアップ技能者IDを明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）

- ⑧ 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類(会員証明書の写し)
- ⑨ ハローワークで求人した際の求人票(計画申請日から1年以内のもの)
- ⑩ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬額を安定的に支払うことを証する書類
 ※ 同等の技能を有する日本人の賃金台帳(直近の日本人に対する平均的な月額
 の報酬支払実績が分かるもの)及び実務経験年数を証する書類を含む
- ⑪ 特定技能所属機関となろうとする者が、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し(※1)
- ⑫ 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明したことを証する書類の写し(告示様式第2)
- ⑬ 就業規則及び賃金規程(「常時10人以上の労働者を使用しない」企業であってこれらを作成していない場合には提出不要。これらを作成している場合には提出してください。)
- ⑭ 法人番号の確認ができる書類(法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjinbangou.nta.go.jp>)より自社の情報を印刷したものの写しのいずれか1点)

※1 雇用契約書・雇用条件書は、労働基準法等に従い、適切に契約されたものを提出してください。国土交通省に雇用契約書・雇用条件書を提出して頂くのは、労働に関する法令に関する審査を行うものではなく、建設特定技能受入計画の認定に必要な事項の裏付け資料として使用し、建設分野特有の基準を満たしているかを確認したうえで審査を行うためです。建設特定技能受入計画が認定されたからといって、その申請に添付された雇用契約書・雇用条件書に記載された内容が、労働に関する法令等に照らして適法であると国土交通省が認定したものとはなりません。労働に関する法令に関しての適法性に疑義がある場合は、国土交通省への申請前に、申請企業等を所管する労働基準監督署にご相談のうえ、適法に締結された契約書等を提出してください。

(3) 申請先

外国人就労管理システム(https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal)

※原則としてオンラインによる申請となります。上記URL又は国土交通省ホームページのリンクからお進みください。

※計画の審査及び認定は各地方整備局等において行います。お問い合わせ先

は国土交通省のホームページをご確認ください。

3. 建設特定技能受入計画の変更

計画の記載事項に変更がある場合、特定技能所属機関は、国土交通大臣に対して計画の変更申請又は届出を行う必要があります。

- 変更については原則としてオンラインによる申請又は届出になります。
- 変更の申請については分野参考様式第6－7号、変更の届出については様式第6－8号を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。
- 提出先は、2.（3）と同様です。
- 変更を行わず特定技能外国人の受入れを継続した場合、告示第8条により計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。
- 新たな1号特定技能外国人の追加の場合も、1号特定技能外国人受入リストの変更となるため、変更申請となります。
- 1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。
- 変更申請中に新たな別の変更申請をすることはできません。先に申請された変更申請の内容と抵触する別の変更申請がなされた場合に、どちらの変更申請に基づいて審査を行えばよいかの判断ができなくなるためです。変更申請を行う場合は、十分な余裕をもって申請を行うようにしてください。

（変更申請が必要なケース）

1. 雇用の根幹に関わる事項の変更
2. 受入の根幹に関わる事項の変更
3. その他の重要事項の変更

（変更届出が必要なケース）

変更申請事項以外の事項の変更

※変更申請と変更届出の区分につきましては、国土交通省のホームページをご確認ください。

(その他留意事項)

1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する場合、国土交通省の外国人就労管理システムに「退職報告」を行い、再来日以後の計画期間について新たな計画の認定を受ける必要があります。

また、この場合、地方出入国在留管理局にも以下の届出が必要になります。

①雇用契約を終了する場合

「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」及び「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（特定技能雇用契約の終了）」

②新たな雇用契約を締結する場合

「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出（新たな特定技能雇用契約の締結）」

- 新たな雇用契約に対応する建設特定技能受入計画認定証の写しを添付してください。

※届出方法の詳細については、特定技能外国人受入れに関する運用要領の第7章 特定技能所属機関に関する届出をご確認ください。

4. 建設特定技能受入計画の認定の取消し

告示第8条のいずれかに該当するときは、計画の認定が取り消されることとなります。

また、計画の認定が取り消された場合、特定技能所属機関は、特定技能外国人を他の特定技能所属機関へ転職させるための支援を行う必要があります。

建設分野の場合、告示第10条の登録法人が転職先の斡旋を行うことになっていきますので、特定技能所属機関自らが転職先を確保できない場合には、登録法人に対して、転職の支援が必要な旨、報告を行ってください。

第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等

【関係規定】

告示第10条

建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

- 一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。
 - イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用
 - ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施
 - ハ 特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の特定技能外国人の雇用の機会の確保を図るために必要な取組
- 二 特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正な受入れを行うことを確保するための取組
- 三 特定技能外国人が従事することとなる業務に係る建設業者団体及び主として発注者から直接建設工事を請け負う建設業者を構成員とする建設業者団体を構成員に含むものであること。
- 四 国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、当該協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第1号二の取組に係る業務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる業務に該当するものについては、委託により適正就労監理機関に行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担すること。

第11条

前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

第12条

国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第16条の規定により第10条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ロ 第10条の登録の申請の日前5年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第16条の規定により第10条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

第13条

国土交通大臣は、第11条第1項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。

第14条

第10条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第15条

国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

第16条

国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができる。

- 一 第12条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- 二 第14条第1項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第10条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理

由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

第17条

国土交通大臣は、第10条の登録をしたとき又は登録法人から第14条第1項の規定による変更の届出（第11条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 国土交通大臣は、前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日

3 前2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（1）「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」（運用方針3（1）アの試験区分：運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおりに）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能1号）

（技能水準）

当該試験は、図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行うための技能や安全に対する理解力等を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「建設分野特定技能1号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

② 「技能検定3級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 建設分野特定技能1号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

② 技能検定3級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)

(技能水準)

当該試験の合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

① 「建設分野特定技能2号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通大臣の登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング(CBT)方式

② 「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 建設分野特定技能2号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

② 技能検定1級及び技能検定単一等級については、各試験実施主体において

講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

1. 概要

建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人は、要件を満たせば、国土交通大臣から特定技能外国人受入事業実施法人の登録を受けることができます。建設分野で特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関はすべて、この登録を受けた法人に直接または間接的に所属し、その行動規範を遵守することが求められます。

登録法人の名称、所在地、登録年月日等の情報は、国土交通省のホームページにて公表しています。

2. 特定技能外国人受入事業実施法人の登録

(1) 登録要件

①特定技能外国人受入事業【告示第10条第1号】

○行動規範の策定及び当該規範の適正な運用

- 特定技能外国人受入事業実施法人（以下「登録法人」という。）は、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて、低賃金や社会保険未加入といった処遇で労働者を雇用するなどの劣悪な労働環境が確認される企業の建設市場への参入を認めず公正な競争環境を整備すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、建設分野における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、特定技能所属機関における受注環境の変化が起こった場合に建設業界として特定技能外国人の転職先などの雇用機会を確保すること等の課題に対処するために設けるものです。
- 登録法人は、これらの課題に的確に対応するための行動規範を策定し、当該行動規範の適正な運用を図る必要があります。

○建設分野特定技能評価試験の実施

- 登録法人は、すべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験を実施する必要があります。また、登録法人は建設分野特定技能1号及び2号に係る特定技能評価試験の作成に当たっては試験実施業務区分ごとに、関係建設

業者団体（登録法人の正会員である専門工事業団体に限る。）又は当該団体加盟企業の職員からなる試験委員と国土交通省及び登録法人から構成される試験委員会の確認を受ける必要があります。

○建設分野における特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせん等の取組

- 登録法人は、建設分野における特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、海外現地機関と業務提携をしたうえで、教育訓練プログラムを策定し、教育訓練実施のための講師の派遣や訓練に必要な資機材の調達等について取り組む必要があります。
- また、登録法人は専門工事業団体と連携して、特定技能外国人に対し、必要な技能研修や日本語研修等について取り組む必要があります。
- 就職のあっせんについては、建設労働者の場合、民間の有料職業紹介事業者による人材あっせんが受けられないため、他業種と比べて特定技能外国人の求人求職に不利となっています。したがって、主に登録法人が、企業からの求人情報を集約し、求人求職のあっせん等を行うこととなります（ハローワーク等の無料職業紹介の活用は自由に行えます）。また、建設分野特定技能外国人や技能実習修了者が現所属先から転職を希望した際の対応も求めに応じて行うこととなります。

○特定技能所属機関が認定受入計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組

- 計画に従った受入れを行っていることを継続的に確認することは、建設業界の共通の利益に資するものであるため、国のみならず、建設業界を代表する立場である登録法人自身にもその役割を担わせることとしたものです。いわば、登録法人は、建設業界の自警団としての役割を担っていると考えて良いでしょう。
- 登録法人は、構成員間での取組はもちろん、国及び適正就労監理機関とも連携し、計画に従った受入れを継続的に呼びかけるとともに、定期的な巡回訪問等による指導及び助言、特定技能外国人に対する常時の相談及び苦情の受付とそれを受けた対応も含め、適正な受入れに対応できる体制を構築する必要があります。

②登録法人の構成員

- 特定技能外国人が従事することとなる業務に関係する専門工事業団体及び元請建設業者団体を構成員とする必要があります。

- これ以外の建設業者団体や建設関係団体、登録支援機関などについても構成員となることが想定されます。

※特定技能所属機関が、登録法人の構成員である建設業者団体のいずれにも加入していない場合は、当該特定技能所属機関自身が登録法人の構成員となることが求められます。

③協議会への参画

- 登録法人は、②のとおり、受入れ職種に関係する専門工事業団体及び元請建設業団体が構成員であり、かつ、特定技能所属機関すべてが直接または間接的に所属していることから、業界団体及び特定技能所属機関を代表する立場として、国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、調査又は指導に対する必要な協力を行うことが求められます。

④適正就労監理機関への委託

- 登録法人は、特定技能所属機関が計画に従った受入れを行っていることを確保するための取組の一つとして、特定技能所属機関及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導・助言、1号特定技能外国人からの苦情・相談への対応を行うことが想定されます。
- これらの業務は、告示第10条第1号二に規定する登録法人が実施する取組の一つに該当するものですが、特定技能所属機関における特定技能外国人の就労状況をモニタリングし、建設技能や労働関係法令等に関する専門的知識に基づき的確に指導や助言を行うことが求められる監理業務であるため、一定の専門性及び独立性が必要です。
- 適正就労監理機関は、国土交通省がこれらの業務を行う能力を有すると認めた者であり、特定技能所属機関とは利害関係を有さない独立した主体です。登録法人は、上記業務を行う際には、この適正就労監理機関に対し、委託により行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担するものとします。

(2) 提出書類（様式任意）

- ① 特定技能外国人受入事業実施法人登録申請書
- ② 登記事項証明書
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（氏名（フリガナ含む）、生年月日、性別、住所等を記載）
- ⑤ 貸借対照表又は正味財産増減計算書の写し

※設立初年度に登録申請を行う場合、正味財産増減計算書は見込額を計

上すること。

- ⑥ 事業内容が確認できる書類
- ⑦ 申請者が告示第12条各号のいずれにも該当しないことの誓約書
- ⑧ 建設業者団体構成員名簿
- ⑨ 実施体制図

(3) 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課
(郵送又は持参)

3. 登録に係る申請書記載事項の変更

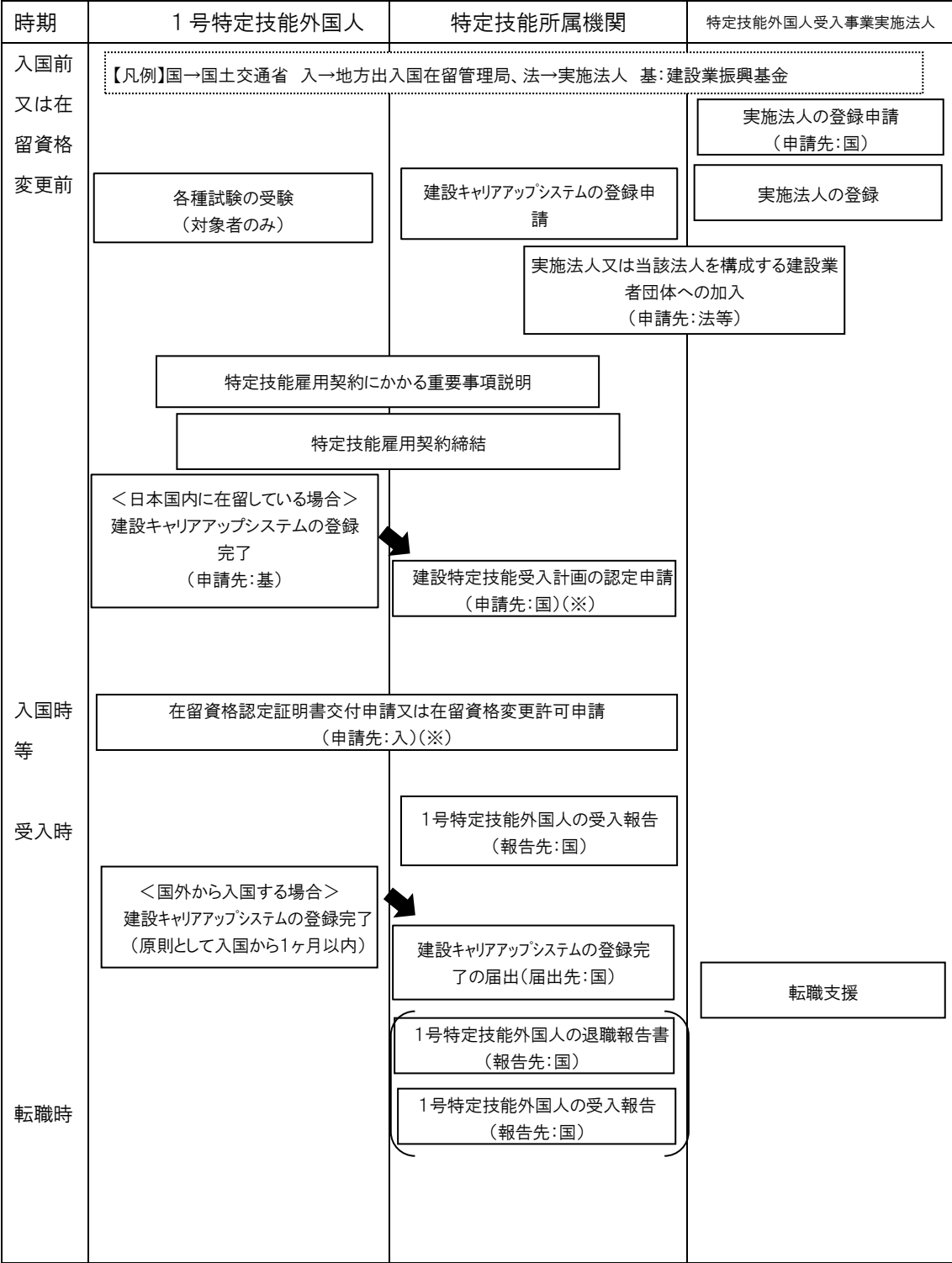
法人は、登録申請時の申請事項に変更がある場合は、国土交通大臣に対して届出を行う必要があります(様式は任意)。提出先は、2.(3)と同様です。

4. 法人の登録及び取消しに係る公表

国土交通省が法人の登録を行った場合又は告示第16条のいずれかに該当するとして法人の登録を取り消した場合は、当該法人の事業者名その他の情報を国土交通省のホームページにて公表します。

特定技能所属機関等が行う手続等（フロー図）

1号特定技能外国人の受入れから帰国までの間において、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



※ 建設特定技能受入計画の認定申請後に当該計画の認定を待たずに在留資格の申請を行うことが可能です。その場合、当該計画の認定が得られ次第、地方出入国在留管理局へ建設特定技能受入計画認定証(写し)を提出してください。

また、2号特定技能外国人の受入れにおいて、特定技能所属機関等が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。

時期	2号特定技能外国人	特定技能所属機関	特定技能外国人受入事業実施法人
入国前 又は 在留資格 変更前	【凡例】国→国土交通省 入→地方出入国在留管理局、法→実施法人 基：建設業振興基金		
			実施法人の登録申請 (申請先:国)
	各種試験の受験 (対象者のみ)	建設キャリアアップシステムの登録申請	実施法人の登録
	1号特定技能外国人の退職報告書 (対象者のみ・報告先:国)	実施法人又は当該法人を構成する建設業者団体への加入 (申請先:法等)	
	＜日本国内に在留している場合＞ 建設キャリアアップシステムの登録完了 (申請先:基)		
入国時 等	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)		
受入時	＜国外から入国する場合＞ 建設キャリアアップシステムの登録完了 (原則として入国から1ヶ月以内)		
転職時	在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請 (申請先:入)		

第6 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該特定の産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号及び在留資格「特定技能2号」

に係る上陸基準として建設分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 1号又は2号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は直接雇用に限るとするもので、1号又は2号特定技能外国人を労働者派遣及び建設業務労働者の就業機会確保（以下「派遣等」という。）の対象とすることも、派遣等の対象とされた者を受け入れることもできません。
- 1号又は2号特定技能外国人について、派遣等の対象とし、又は、派遣等の対象とされた者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6—1号）

別表6-1（建設）

共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 （注）	
			職種	作業		
【特定技能1号】 土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（造園） 技能検定3級（塗装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	さく井	パーカッション式さく井工事作業		
				ロータリー式さく井工事作業		
			型枠施工	型枠工事作業		
	鉄筋施工		鉄筋組立て作業			
	とび		とび作業			
	コンクリート圧送施工		コンクリート圧送工事作業			
	ウェルポイント施工		ウェルポイント工事作業			
	建設機械施工		押土・整地作業			
			積込み作業			
			掘削作業			
			締固め作業			
	鉄工		構造物鉄工作業			
	塗装		建築塗装作業			
			鋼橋塗装作業			

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	
【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(ウェルポイント施工) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(さく井) 技能検定1級(造園) 技能検定単一等級(路面標示施工)
【特定技能1号】 建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(かわらぶき) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(内装仕上げ施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(建築大工) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(ブロック建築) 技能検定3級(広告美術仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	建築板金	内外装板金作業	
				ダクト板金作業	
			建具製作	木製建具手加工作業	
			建築大工	大工工事作業	
			型枠施工	型枠工事作業	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工) 建設分野特定技能1号評価試験(左官) 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送) 建設分野特定技能1号評価試験(土工) 建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手) 建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ) 建設分野特定技能1号評価試験(とび) 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)		鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
			とび	とび作業	
			石材施工	石材加工作業	
				石張り作業	
			タイル張り	タイル張り作業	
			かわらぶき	かわらぶき作業	
			左官	左官作業	
			内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
				カーペット系床仕上げ工事作業	
				鋼製下地工事作業	
				ボード仕上げ工事作業	
				カーテン工事作業	
			表装	壁装作業	
			サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
			防水施工	シーリング防水工事作業	
			コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
			築炉	築炉作業	
			鉄工	構造物鉄工作業	
			塗装	建築塗装作業	
				鋼橋塗装作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能2号】 建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(建築) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(左官) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(かわらぶき) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(内装仕上げ施工) 技能検定1級(表装) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(建築大工) 技能検定単一等級(枠組壁建築) 技能検定単一等級(エーエルシーパネル施工) 技能検定単一等級(バルコニー施工) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)) 技能検定1級(石材施工) 技能検定1級(タイル張り) 技能検定1級(築炉) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(防水施工) 技能検定1級(建具製作) 技能検定1級(カーテンウォール施工) 技能検定1級(自動ドア施工) 技能検定1級(サッシ施工) 技能検定1級(ガラス施工) 技能検定1級(ブロック建築) 技能検定1級(樹脂接着剤注入施工) 技能検定1級(広告美術仕上げ) 技能検定1級(厨房設備施工)

別表6-1(建設)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (注)
			職種	作業	
【特定技能1号】 ライフライン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(冷凍空気調和機器施工) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験(電気通信) 建設分野特定技能1号評価試験(配管) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	建築板金	内外装板金作業	
				ダクト板金作業	
			冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
			配管	建築配管作業	
				プラント配管作業	
			熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	
【特定技能2号】 ライフライン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業)) 技能検定1級(冷凍空気調和機器施工)

(注1)試験の合格に加えて、実務経験要件(建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験)が課せられている。

(注2)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（土木）等

業務区分 土木

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（建築）等

業務区分 建築

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根ふき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 1 号評価試験（ライフライン・設備）等

業務区分 ライフライン・設備

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事
主な業務内容	① 電気通信 ② 配管 ③ 建築板金 ④ 保温保冷 ⑤ その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（土木）等

業務区分 土木

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（建築）等

業務区分 建築

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	①型枠施工 ②左官 ③コンクリート圧送 ④屋根ふき ⑤土工 ⑥鉄筋施工 ⑦鉄筋継手 ⑧内装仕上げ ⑨表装 ⑩とび ⑪建築大工 ⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱 ⑭その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替又は係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

試験区分 建設分野特定技能 2 号評価試験（ライフライン・設備）等

業務区分 ライフライン・設備

業務の定義	複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理
主な業務内容	① 電気通信 ② 配管 ③ 建築板金 ④ 保温保冷 ⑤ その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

分野参考様式第6－1号（特定技能所属機関）

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
3. 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。
4. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
5. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
6. 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合にあっては、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日
作成責任者

分野参考様式第6－2号（特定技能所属機関）

建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の
相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
2号特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

建設分野における上記の2号特定技能外国人を受け入れるに当たり、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が以下の基準をいずれも満たしていることについて誓約します。

【誓約事項】

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていること。
2. 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）に登録していること。
3. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年3月15日 国土交通省告示第357号）第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。

（注1）誓約事項に1つでも該当しなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

（注2）誓約事項1について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類を添付すること。

（注3）誓約事項2について、特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類（登録後に送付されるハガキ又はメールの写し）を添付すること。

作成年月日 年 月 日
作成責任者

年 月 日

2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

氏名

性別

国籍・地域

生年月日

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する 2 号特定技能外国人に求められる実務経験については下記のとおりです。

記

○建設キャリアアップシステム（以下 CCUS という）の技能者情報に必要な実務経験が蓄積されている場合

① 申請する業務区分に対応する職種	
② CCUS における技能評価基準の呼称（以下、呼称）	
③ ①、②で選択した職種及び呼称の CCUS の技能者情報に基づく就業日数（職長＋班長）	

（注意）

- 1 実務経験申告の前に、以下ア～ウについて、国土交通省ホームページ掲載の資料をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf

ア 2 号特定技能外国人の業務区分に対応する CCUS の能力評価基準がある職種について

イ 2 号特定技能外国人に求める実務経験として各職種に必要な就業日数について

ウ 実務経験の確認書類について

- 2 ③には実務経験に必要な就業日数以上（記載例：1 年（215 日）以上）であることを確認して記載すること。CCUS のレベル判定を受けている場合は「能力評価（レベル判定）結果通知書」のレベル 3 以上のものの写しを添付すること。CCUS のレベル判定を受けていない場合は、CCUS における就業日数の表示画面の写しを添付すること

○CCUS の技能者情報に必要な実務経験が全て蓄積されていない場合

④ ①、②で選択した職種及び呼称の経歴証明書に基づく就業日数（職長＋班長）	

（注意）

- 3 ③と④の合計が実務経験に必要な就業日数以上であることを確認して記載すること。また、③については CCUS における表示画面の写しを添付し、④については、別紙経歴証明書を添付すること。

別紙

年 月 日

経歴証明書

出入国在留管理庁長官 殿

証明者

事業者名

役職名

氏名

建設キャリアアップシステム事業者 ID

下記に示す申請者の建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験のうち、建設キャリアアップシステムに蓄積されてない就業日数については下記のとおりです。

記

(1) 申請者

氏名	
建設キャリアアップシステム技能者 ID	
申請する業務区分に対応する職種	
技能評価基準の呼称	

(2) 職長、班長としての就業日数

就業期間			就業日数
①	年 月 日～	年 月 日	日
②	年 月 日～	年 月 日	日
③	年 月 日～	年 月 日	日
合計			日

※必要に応じ行を追加すること。

※転職や離職などによって職長、班長として就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに入力すること。

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、在留資格が取り消されても異存の無いことを誓約いたします。

申請者氏名

年 月 日

1 号特定技能外国人受入報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

1 号特定技能外国人を受け入れましたので、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 3 条第 3 項 4 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 特定技能外国人の生年月日
- 4 特定技能外国人の性別
- 5 特定技能外国人の国籍
- 6 特定技能外国人の在留カード番号
- 7 特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者 I D
- 8 特定技能外国人が修了した建設分野技能実習又は特定活動、職種及び作業の名称又は合格した試験
- 9 上陸年月日
- 1 0 建設特定技能開始年月日
- 1 1 在留期間満了年月日

年 月 日

1号特定技能外国人退職報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第3条第3項4号に基づき報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 特定技能外国人の氏名（フリガナ）
- 3 特定技能外国人の生年月日
- 4 特定技能外国人の性別
- 5 特定技能外国人の国籍
- 6 特定技能外国人の在留カード番号
- 7 特定技能外国人の建設キャリアアップシステム技能者ID
- 8 転職（予定）先の特定技能所属機関の名称
- 9 上陸年月日
- 10 退職年月日
- 11 在留期間満了年月日

年 月 日

1 号建設特定技能継続不可事由発生報告書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

建設特定技能を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 3 条第 3 項 4 号に基づきの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定技能受入計画の認定番号
- 2 発生日
- 3 発生事由
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・
行方不明 ・ 特定技能所属機関と特定技能外国人との間の諸問題 ・ そ
の他)
- 4 発生事由の詳細
※ 行方不明者の発生の場合は、1 号特定技能外国人の氏名、国籍、性別、生
年月日、入国日、建設キャリアアップシステム技能者 ID、行方不明に至る
経緯等について記載する。
- 5 今後の対処方法

年 月 日

1 号建設特定技能受入計画変更申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 5 条第 1 項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり変更が生じたので申請します。

記

（変更内容）

○特定技能所属機関に関する事項

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

○1 号特定技能外国人に関する事項

別紙のとおり

※ 変更事項のみ記載すること

（補足等）

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

分野参考様式第 6－7 号（別紙）

特定技能外国人受入リスト（変更）

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
(2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 特定技能外国人に関する事項

	特定技能外国人 1	特定技能外国人 2	特定技能外国人 3
氏名（フリガナ）			
生年月日			
性別			
国籍			
建設キャリアアップシステム技能者 I D			
業務区分			
就労させる場所（都道府県 単位）			
計画期間			
基本賃金（月額）			
修了した建設分野技能実習 の職種及び作業			
技能実習時の報酬（月額基 本給）			
修了した建設特定活動の職 種及び作業			
建設特定活動時の報酬（月 額基本給）			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4 名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は
記入不要。

1 号建設特定技能受入計画変更届出書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の第 5 条第 2 項の規定に基づき、建設特定技能受入計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。

記

(変更内容)

	変更箇所	変更後	変更前
①			
②			
③			
④			

(補足等)

※ 補足が必要な変更内容について、適宜記載すること

年 月 日

1号建設特定技能受入計画認定取消申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

（特定技能所属機関）
所在地
名 称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第3条第3項の規定に基づき認定を受けた建設特定技能受入計画認定の取消しを申請します。

記

1 建設特定技能受入計画認定番号

2 取消申請を行う理由

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-造船・船用工業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

令和6年3月29日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、造船・船用工業分野についても「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、造船・船用工業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能

外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第359号。以下「告示」という。）において、造船・船用工業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 造船・船用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のと

おりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：資材の運搬、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 造船・船用工業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・造船の業務区分については、溶接、塗装、鉄工、とび、配管、船舶加工といった船舶の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。
 - ・船用機械の業務区分については、溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、配管、鋳造、金属プレス加工、強化プラスチック成形、機械保全、船用機械加工といった船用機械の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。
 - ・船用電気電子機器の業務区分については、機械加工、電気機器組立て、金属プレス加工、電子機器組立て、プリント配線板製造、配管、機械保全、船用電気電子機器加工といった船用電気電子機器の製造工程において必要となる各種作業が対象となります。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 読図作業
- ・ 作業工程管理
- ・ 検査（外観、寸法、材質、強度、非破壊、耐圧気密等）
- ・ 機器・装置・工具の保守管理
- ・ 機器・装置・運搬機の運転
- ・ 資材の材料管理・配置
- ・ 部品・製品の養生
- ・ 足場の組立て・解体
- ・ 廃材処理
- ・ 梱包・出荷
- ・ 資材・部品・製品の運搬
- ・ 入出渠
- ・ 清掃

【その他業務関係】

- 国土交通省が行う特定技能外国人が従事する業務内容の確認は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることをもって確認します。詳細は第3をご参照下さい。

【相談窓口】

- 特定技能外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から造船・船用工業分野で認められた業務に該当するか否かが御不明なときは、次の窓口までお問合せください。

国土交通省海事局船舶産業課 Tel:03-5253-8634

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定

める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（2）「造船・船用工業分野特定技能2号試験」又は「技能検定1級」（運用方針3（2）

アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験の合格及び造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有すること（注）を要件とする。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、造船・船用工業分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者（業務区分「溶接」として在留する者を除く。）については、同日以前の期間に関しては、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（1）造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号

移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として造船・船用工業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- なお、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、監督者として複数の作業員を指揮・命令・管理しながら、造船・船用工業における業務に2年以上従事した実務経験が必要です。

この場合の「監督者」は、グループ長やグループリーダー等といった者をいい、実務経験とは、例えば、自らのグループの各従業員への作業指示、製作物の確認、安全確保のための設備や作業場環境の点検、作業計画の作成、作業の進捗管理等を行いながら、造船・船用工業における業務に従事した経験をいいます。

【確認対象の書類】

<特定技能1号の場合>

○ 試験合格者の場合

- ・ 本要領別表の特定技能1号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる造船・船用工業分野特定技能1号試験又は技能検定3級の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合

・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格している場合

本要領別表の特定技能 1 号外国人が従事する業務区分に応じた、「試験免除等となる技能実習 2 号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定 3 級又は技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

・技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能 2 号の場合＞

○ 造船・船用工業分野特定技能 2 号試験合格者の場合

・本要領別表の特定技能 2 号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる造船・船用工業分野特定技能 2 号試験の合格証明書の写し

○ 技能検定 1 級合格者の場合

・本要領別表の特定技能 2 号外国人が従事する業務区分に応じた、「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能検定 1 級の合格証明書の写し

・造船・船用工業分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第 7－3 号）

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。

○ 技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能 2 号＞

○ 造船・船用工業分野特定技能 2 号試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

- 技能検定 1 級合格者の実務経験は、「造船・舶用工業分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書」（分野参考様式第 7－3 号）にて確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】 特定技能基準省令第2条 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 一～十二（略） 十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。 2（略）
告示第2条 造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。 二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （2）特定技能所属機関に対して特に課す条件 オ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 造船・船用工業分野において特定技能外国人の受入れを行う場合は、在留

諸申請を行う前に造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることについて、国土交通省の確認を受ける必要があります。当該確認に係る手続の詳細は、「http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr5_000006.html」を御参照ください。

- 造船・船用工業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機関も、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要があります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、委託を受けた特定技能所属機関において、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人から造船・船用工業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関及び登録支援機関に係る協議会への加入手続の詳細は、「http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr5_000006.html」を御参照ください。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。
- 造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることの確認及び協議会への加入に関する問合せ先は次のとおりです。

国土交通省海事局船舶産業課 [Tel:03-5253-8634](tel:03-5253-8634)

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業事業者の確認通知書
- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様

式第 7－1 号) (特定技能所属機関)

※令和 6 年 6 月 15 日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は
【留意事項】○2 つ目を参照してください。

- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)
- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第 7－2 号)(登録支援機関)

※令和 6 年 6 月 15 日より前において、初めて 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合は【留意事項】○2 つ目を参照してください。

【留意事項】

- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和 6 年 6 月 15 日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 令和 6 年 6 月 15 日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後 4 か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第 7－1 号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2 回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以内の申請を除く。)及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
 - ・ 登録支援機関が、初めて 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該 1 号特定技能外国人の入国後 4 か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第 7－2 号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 登録支援機関が、2 回目以降に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該 1 号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて 1 号

特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。)及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には、当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のもとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】 上陸基準省令（特定技能1号） 申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～五（略） 六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
上陸基準省令（特定技能2号） 申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六（略） 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
告示第1条 造船・船用工業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
- 1号又は2号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号又は2号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

- 1号又は2号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7－1号）（特定技能所属機関）

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 造船(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事)	造船・船用工業分野特定技能1号試験(造船) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(配管)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接	手溶接	
				半自動溶接	
			塗装	建築塗装	
				金属塗装	
				鋼橋塗装	
				噴霧塗装	
	鉄工		構造物鉄工		
	とび		とび		
	配管		建築配管		
			プラント配管		

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能2号】 造船(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事)					造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(配管) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工)
【特定技能1号】 船用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用機械の製造工程の作業に従事)	造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鑄造) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接 塗装	手溶接 半自動溶接 建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工)		鉄工	構造物鉄工	
			仕上げ	治工具仕上げ	
				金型仕上げ	
				機械組立仕上げ	
			機械加工	普通旋盤	
				フライス盤	
				数値制御旋盤	
				マシニングセンタ	
			配管	建築配管	
				プラント配管	
			鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	
				非鉄金属鑄物鑄造	
			金属プレス加工	金属プレス	
			強化プラスチック成形	手積み積層成形	
			機械保全	機械系保全	

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能2号】 船用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用機械の製造工程の作業に従事)					造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(鑄造) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(強化プラスチック成形) 技能検定1級(機械保全) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
【特定技能1号】 船用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)	造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(プリント配線板製造) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(電気機器組立て)		電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			金属プレス加工	金属プレス	
			電子機器組立て	電子機器組立て	
			プリント配線板製造	プリント配線板設計	
				プリント配線板製造	
			配管	建築配管	
				プラント配管	
			機械保全	機械系保全	

別表(造船・船用工業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能2号】 船用電気電子機器(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)					造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(機械保全)
					【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として2年以上の実務経験)が課せられています。

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を雇用する場合にあっては、当該外国人に従事させる業務が、造船、船用機械又は船用電気電子機器のいずれかであること。
2. 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該 1 号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

造船・船用工業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

分野参考様式第7－3号

造船・船用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏 名	
生 年 月 日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

造船・船用工業において、複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての業務

※「監督者」とはグループ長やグループリーダー等といった者をいい、実務経験とは、例えば、自らのグループの各従業員への作業指示、製作物の確認、安全確保のための設備や作業場環境の点検、作業計画の作成、作業の進捗管理等を行いながら、造船・船用工業における業務に従事した経験をいう。

(2) 上記(1)の業務に従事していた就業期間

年	月	日	～	年	月	日	(計： 年 月)

※必要に応じ行を追加すること。

※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者（署名）_____

※ 証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

－自動車整備分野の基準について－

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車整備分野についても「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車整備分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事

情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第358号。以下「告示」という。）において、自動車整備分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務に従い、上記第1の1（1）又は（2）の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の基礎的な業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務に従い、上記第1の1（3）又は（4）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務

【主たる業務】

- 自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務（電子制御装置の整備や板金塗装など）に主として従事しなければなりません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されません（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは、認められません

- ・ 整備内容の説明及び関連部品の販売

- ・ 部品番号検索・部内発注作業
- ・ ナビ・ＥＴＣ等の電装品の取付作業
- ・ 洗車作業
- ・ 下廻り塗装作業
- ・ 車内清掃作業
- ・ 構内清掃作業
- ・ 部品等運搬作業
- ・ 設備機器等清掃作業

【その他業務関係】

- なお、技能実習制度においては、作業の定義として、『地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場（対象とする装置の種類が限定されていないこと）における作業でなければなりません。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの自動車特定整備事業場は除くものとする。』とされていますが、特定技能においては、地方運輸局長から認証を受けた自動車特定整備事業場であって、対象とする装置の種類が限定されている事業場や、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの事業場における業務も、自動車整備分野の業務に該当します。

【確認対象の書類】

- 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第８－１号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車整備分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める

試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者。ただし、「自動車整備士技能検定2級」に合格した者を除く。）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、自動車整備分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「自動車整備分野特定技能1号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「自動車整備分野特定技能2号評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験2級」

イ 実務経験

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場（以下「認証工場」という。）における実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（3）「自動車整備分野特定技能2号評価試験」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験の合格及び道路運送車両法第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験を要件とする。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（1）「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「特定整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1

- (1) 及び (2) の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として自動車整備分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、道路運送車両法第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験が必要です（「自動車整備士技能検定2級」に合格した者を除く。）。

この場合の実務経験とは分解、点検、調整等の整備作業をいい、具体的には以下の作業となります。

- ・ 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条に規定する特定整備に係る作業
- ・ 電子制御装置の整備、板金塗装等の特定整備に付随する整備作業
- ・ キャブレータ、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業
- ・ 自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業
- ・ 自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業
- ・ 上記に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業

【確認対象の書類】

<特定技能1号の場合>

○ 試験合格者の場合

- ・ 技能水準を証するものとして、次のいずれか
 - 自動車整備分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し
 - 自動車整備士技能検定試験3級の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして、次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合

・技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し

・技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能 2 号の場合＞

○ 技能水準を証するものとして、次のいずれか

・自動車整備分野特定技能 2 号評価試験の合格証明書の写し

・自動車整備士技能検定試験 2 級の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の外国人自動車整備技能実習評価試験の合格証明書又は実技試験の結果通知書の提出が必要です。

○ 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能 2 号＞

○ 自動車整備分野特定技能 2 号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。

二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

イ 前3号のいずれにも該当すること。

ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示

をもって定めたものです。

- 自動車整備分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人から、自動車整備分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は次のとおりです。特定技能外国人の受入れを検討している方は、管轄の地方運輸局又は沖縄総合事務局の窓口までご相談ください。
国土交通省ＨＰ：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html
- 加えて、特定技能所属機関は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７８条第１項に基づく、地方運輸局長の認証を受けていなければなりません。
- 特定技能所属機関が１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- また、登録支援機関は、支援責任者、支援担当者その他外国人の支援を行う者として、自動車整備士１級又は２級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置かなければなりません。
- 上記、自動車整備士の養成施設における指導に係る実務経験者を選任する場合は、実際に従事した自動車整備士の養成施設の名称を明示してください。なお、国土交通大臣が申請により指定する自動車整備士の養成施設の一覧は次の国土交通省ＨＰで公表されていますので、実務に携わった養成施設が該当するかどうかを確認の上、記載してください。

国土交通省ＨＰ：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000004.html

【確認対象の書類】

- 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第8－1号）（特定技能所属機関）
 - 受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」（特定技能所属機関）
 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
 - 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第8－2号）（登録支援機関）
 - 受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」（登録支援機関）
 ※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
 - 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者の自動車整備士技能検定合格証の写し又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者の実務経験証明書（分野参考様式第8－3号）
- ※ 実務経験証明書は、従事した自動車整備士養成施設の代表者が作成し、かつ、次の項目の記載が必要となります。
- ・ 氏名
 - ・ 従事した自動車整備士養成施設の名称、住所
 - ・ 実務経験期間（開始年月日及び終了年月日並びに経験年ヶ月）
 - ・ 自動車整備士養成施設の代表者名（直筆又は代表者印の押印）
 - ・ 担当していた指導実務内容
- 【留意事項】
- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
 - 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要です。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）の際には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」の提出が必

要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要です。
 - ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）の際には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」又は「自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書」の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
- 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。

二 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

イ 前3号のいずれにも該当すること。

ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

六 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能1号)

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として自動車整備分野に特有の事情に鑑みて同在

留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第8－1号）（特定技能所属機関）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 自動車の日常点検整備、定期点検整備、 特定整備、特定整備に付随する基礎的な 業務	自動車整備分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」 (令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	自動車整備	自動車整備	
	自動車整備士技能検定3級				
【特定技能2号】 他の要員への指導を行いながら従事する 自動車の日常点検整備、定期点検整備、 特定整備、特定整備に付随する一般的な 業務					自動車整備分野特定技能2号評価試験 自動車整備士技能検定2級

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、試験の合格に加えて、実務経験要件(道路運送車両法第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場における3年以上の実務経験)が課せられています(「自動車整備分野特定技能2号評価試験」に限る。)。

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、自動車整備（自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する基礎的な業務）であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、自動車整備（他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備若しくは特定整備に付随する一般的な業務）であること。
3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(4)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
 - (4) 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日
作成責任者

自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

自動車整備分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
4. 1級又は2級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第3項に規定する養成施設をいう。）において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

自動車整備実務経験証明書

氏 名			
従事した自動車 整備士養成施設	名称		
	住所	〒	
実務経験期間	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
	経験年ヶ月	年	ヶ月
担当していた 指導実務内容			

上記に相違ないことを証明します。

作成年月日 年 月 日

養成施設名

電 話 番 号

代 表 者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-航空分野の基準について-

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、航空分野についても「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成3

1 年国土交通省告示第360号。以下「告示」という。)において、航空分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務 イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 航空分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・ 空港グランドハンドリングの業務区分（空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等））については、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務（以下「空港グランドハンドリング」という。）が対象となります。
 - ・ 航空機整備の業務区分（航空機整備（機体、装備品等の整備業務等））については、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般（以下「航空機整備等」という。）が対象となります。
 - ・ なお、業務の遂行に際しては、航空法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

ん。

- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 事務作業
- ・ 作業場所の整理整頓や清掃
- ・ 積雪時における作業場所の除雪

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

（URL：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html）

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能 1 号の在留資格については、航空分野に関する第 2 号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1 号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2 号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表 2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

（ア）空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。

（イ）航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第 1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（2）「航空分野特定技能 2 号評価試験」又は「航空従事者技能証明」（運用方針 3

（2）アの試験区分：運用方針別表 2 a. 試験区分（3（2）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 2 号）

（技能水準）

（ア）「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」

当該試験の合格及び空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。

（イ）「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」

当該試験への合格又は航空従事者技能証明の取得、及び航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した 3 年以上の実務経験を要件とする。

第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習 2 号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「空港グランドハンドリング職種：航空機地上支援、航空貨物取扱及び客室清掃」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け、航空機内の清掃という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」、「航空機内外の清掃整備業務」といった空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として航空分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格又は技能証明の取得に加えて、以下の実務経験が必要です。

・業務区分：空港グランドハンドリング

空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験

この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃等、特定技能2号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。

・業務区分：航空機整備

航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験

この場合の実務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、

装備品等の専門的・技術的な整備業務に 3 年以上従事したことをいいます。

【確認対象の書類】

＜特定技能 1 号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか

航空分野特定技能 1 号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し

- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合

- ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し

- ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能 2 号の場合＞

○ 業務区分：空港グランドハンドリングの場合

- ・ 航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

○ 業務区分：航空機整備の場合

- ・ 航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）合格者の場合

航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し

- ・ 航空従事者技能証明取得者の場合

本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの航空従事者技能証明の写し

航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第 9－3 号）

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

- 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提

出が必要です。

- 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- 航空分野特定技能２号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へご確認ください。
- 航空従事者技能証明取得者の実務経験は、「航空分野２号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（航空機整備）」（分野参考様式第９－３号）にて確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもつ

て定めたものです。

- 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。
- 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者（以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。）若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。
- 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人から航空分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。
- なお、航空分野特定技能協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

（URL：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html）

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関）
- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－2号）（登録支援機関）
- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第9－1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
 - ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第9－2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要

です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る

る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号（特定技能所属機関））

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)	航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)に合格したものとみなす。 特定技能評価試験(航空分野: 空港グランドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	空港グランドハンドリング	航空機地上支援	
				航空貨物取扱	
				客室清掃	
【特定技能2号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)					航空分野特定技能2号評価試験(空港グランドハンドリング)
【特定技能1号】 航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等)	航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)に合格したものとみなす。 特定技能評価試験(航空分野: 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			

特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能2号】 航空機整備 (自らの判断により行う、機体、装備品等の 専門的・技術的な整備業務等)					航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備) ----- 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士(飛行機) 一考航空整備士(回転翼航空機) 二等航空整備士(飛行機) 二等航空整備士(回転翼航空機) 一等航空運航整備士(飛行機) 一等航空運航整備士(回転翼航空機) 二等航空運航整備士(飛行機) 二等航空運航整備士(回転翼航空機) 航空工場整備士(機体構造関係) 航空工場整備士(ピストン発動機関係) 航空工場整備士(タービン発動機関係) 航空工場整備士(プロペラ関係) 航空工場整備士(計器関係) 航空工場整備士(電子装備品関係) 航空工場整備士(電気装備品関係) 航空工場整備士(無線通信機器関係)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(業務区分:空港グランドハンドリングにおいては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験、業務区分:航空機整備においては、現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験)が課せられています。

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。
2. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
4. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏 名	
生 年 月 日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

現場において、専門的な知識・技量を要する作業

※「実務経験」とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいう。

(2) 上記(1)の業務に従事していた就業期間

年 月 日～	年 月 日	(計： 年 月)

※必要に応じ行を追加すること。

※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者(署名)

※ 証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-宿泊分野の基準について-

平成31年3月
法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表
令和元年11月29日一部改正
令和3年2月19日一部改正
令和4年8月30日一部改正
令和5年8月31日一部改正
令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、宿泊分野についても「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、宿泊分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成3

1 年国土交通省告示第361号。以下「告示」という。)において、宿泊分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

イ 試験区分（３（２）ア関係）（２号特定技能外国人） 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
分野別運用要領（抜粋） 第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 １．特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：館内販売、館内備品の点検・交換等）に付随的に従事することは差し支えない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 （２）２号特定技能外国人 運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務で、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務をいう。

【主たる業務】

- 宿泊分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 宿泊分野においては、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証された能力を用いてこれらの業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の中の一部の期間においてフロント係に配置されるなど、特定の業務のみに従事することも差し支えありません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
 - なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
 - ・ 旅館、ホテルの施設内の土産物等売店における販売業務
 - ・ 旅館、ホテルの施設内の備品の点検・交換業務
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。

【確認対象の書類】

- 旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）

【留意事項】

- 条例では書類の名称を「旅館業許可書」としている例が多くあります。
- 簡易宿所営業・下宿営業は対象外となります。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

宿泊分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、宿泊分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「宿泊分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「宿泊分野特定技能2号評価試験」

イ 実務経験

宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2) 「宿泊分野特定技能2号評価試験」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験は、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の様々な業務について、非定型的な内容も含め、熟練した技能で独力で実施できることを認定するものである。また、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験を要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、宿泊分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、宿泊施設において複数の従業員を指導しながら業務に従事する者として就労していたか

に関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として宿泊分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、国内外の宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験が必要です。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 宿泊分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験

(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ 宿泊分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。

○ 宿泊技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能2号＞

○ 宿泊分野特定技能2号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - ロ 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び2号特定技能外国人（同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。）を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。
 - ハ 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。
- 二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしてい

ること。

六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の許可を受けて旅館業を営んでおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）に該当しないものでなければなりません。
- また、特定技能外国人に対して風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせてはなりません。
- 宿泊分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人から宿泊分野に関する実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。

国土交通省観光庁観光産業課
電話 03-5253-8330

【確認対象の書類】

- 旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）

- 宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第10－1号）（特定技能所属機関）
- 宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第10－2号）（登録支援機関）
- 宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第10－1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
 - ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第10－2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か

月以内の申請を除く。)及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- 特定技能外国人の受入れ後に当該外国人が業務に従事する事業所（ホテルや旅館）に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。

- ・旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。

ロ 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び2号特定技能外国人（同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。）を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。

ハ 1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。

二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。

- 適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第 2 条第 2 項第 7 号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第 3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第 3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第 3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

宿泊分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、宿泊分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によ

るものであってはならないとするものであり、特定技能外国人を派遣すること
も派遣された者を受け入れることもできません。

- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入
国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等
に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったも
のとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなりま
す。

【確認対象の書類】

- 宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１０
－１号）（特定技能所属機関）

別表(宿泊業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・衛生管理	
【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験)が課せられています。

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務であること。
2. 2号特定技能外国人（法別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務であること。
3. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
4. 旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。（1）において同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - （1）旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。
 - （2）1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこと。
 - （3）1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
5. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記（1）～（3）までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - （1）協議会の構成員であること。
 - （2）協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - （3）国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
9. 特定技能外国人（法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。）からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

宿泊分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-自動車運送業分野の基準について-

令和6年12月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

令和6年12月19日公表

令和7年2月17日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、自動車運送業分野についても「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、自動車運送業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号。以下「告示」という。）において、自動車運送業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図

ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分（5（1）関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格により確認された業務をいう。 なお、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：車両

の清掃など試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 自動車運送業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・トラック運転者の業務区分については、運行業務（安全な貨物の輸送等）及び荷役業務（荷崩れを起こさない貨物の積付け等）が対象となります。
 - ・タクシー運転者及びバス運転者の業務区分については、運行業務（安全な旅客の輸送等）及び接客業務（乗客対応等）が対象となります。
 - ・なお、業務の遂行に際しては、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
 - （注）専ら関連業務に従事することは認められません。
 - ・車両の清掃
 - ・運行前後の準備、片付け

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省物流・自動車局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。
 （URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html）

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第15－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

（2）日本語能力水準

別表b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」及び「第一種運転免許」又は「第二種運転免許」（運用方針3（1）の試験区分：運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）のとおり）

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準） （略）

（評価方法）

ア～ウ （略）

エ 「運転免許」

（ア）トラック運送業

各都道府県公安委員会が行う第一種運転免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項に規定する運転免許試験の一部免除による免許取得（いわゆる外免切替制度）を含む。）

（イ）タクシー運送業及びバス運送業

各都道府県公安委員会が行う第二種運転免許試験

告示第1条（抜粋）

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 （略）

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

- 1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに日本の自動車運転免許の保有が必要です。
- トラック運送業においては、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除され

ます。

- タクシー運送業及びバス運送業においては、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格並びに第二種運転免許の保有に加え、新任運転者研修の修了が必要です。当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定基準に達する必要があります。
- なお、自動車運送業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜トラック運送業の場合＞

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書の写し
 - ・ 第一種運転免許
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- ※ 特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。

＜タクシー運送業及びバス運送業の場合＞

- 技能水準を証するもの
 - ・ 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）又は自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）の合格証明書の写し
 - ・ 第二種運転免許
- 日本語能力を証するもの
 - ・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し
- ※ 特定活動55号から特定技能1号への在留資格変更許可申請の際は、提出不要な場合があります。詳細は提出書類一覧表を御確認ください。
- その他
 - ・ 業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類

【参考】

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える（以下「外免切替」という。）に当たっての受験資格や必要書類等は以下のとおりです。

詳しくは各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 外免切替における受験資格及び必要な書類等

(受験資格)

○大型免許：21歳以上、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上の者(海外における運転経歴を含む)

○中型免許：20歳以上、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年以上の者(海外における運転経歴を含む)

○普通免許・準中型免許：18歳以上

(必要な書類等)

- ① 免許申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。））

免許申請書と併せて、病気の症状等についての「質問票」を提出する必要があります。

- ② 住民票の写し（規則第17条第2項第1号）

本籍（国籍等）が記載された住民票の写し（コピー不可）

- ③ 有効な外国等の国内運転免許証（規則第18条第1項第6号）

免許取得日（初回取得日）が記載されていない場合、又は複数の免許種類を保有していてそれぞれの取得日が記載されていない場合には、各免許取得日が確認できる運転免許経歴証明書等が必要となります。

- ④ 日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文（規則第18条第1項第6号）

翻訳文は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの者が作成したもので、当該免許で運転することができる自動車等の種類、当該免許又は当該免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限られます。

（ア）当該免許証を発給した外国等の行政庁等又は当該外国の領事機関

（イ）ドイツ自動車連盟（ドイツのみ）、台湾日本関係協会（台湾のみ）

（ウ）日本自動車連盟（JAF）、ジップラス株式会社

- ⑤ 身分証明書（規則第17条第2項第9号）

在留カード、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等

- ⑥ 申請用写真（規則第17条第2項第10号）1枚

縦3センチメートル×横2.4センチメートル、無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身、無背景、申請前6か月以内に撮影したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

- ⑦ 旅券その他の書類（規則第18条第1項第6号）

外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して、当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上であることを証明する書類。

旅券に出入国が記録されていない場合など、外国免許取得後の滞在期間が確認できない場合には、出入国記録証明書や滞在証明書など滞在期間を証明する書類が必要となります。また、滞在期間が1年を超える場合には、初心者マークの表示義務が免除されるなどの特例があるため、古いパスポートや昔の外国運転免許証など、可能な限り、運転免許取得後の滞在期間が分かる資料を持参してください。

- ⑧ 日本の運転免許証（現在又は過去に受けたことのある方）
- ⑨ 手数料
- ⑩ その他

申請に必要な書類は、運転免許証が真正であることの証明書や運転免許試験を受けた証明書などを求める場合もあり、国によって必要書類が異なりますので、事前に、各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

○ 第二種運転免許試験における受験資格

21歳以上、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間が通算して3年以上のもの(海外における運転経歴を含む)。

なお、特別な教習を修了すると、19歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して1年以上あれば、第二種免許、大型免許及び中型免許の運転免許試験を受けることができることとなります。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類43 道路旅客運送業
- 二 中分類44 道路貨物運送業

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲

げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。

四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

七 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる事業所は、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち以下のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類43 道路旅客運送業
 - ② 中分類44 道路貨物運送業
- また、自動車運送業分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、自動車運送事業（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営んでいるほか、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けていること又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有していることが必要です。
- タクシー運送業及びバス運送業の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該業務に従事しようとする外国人に対し、新任運転者研修を実施しなければなりません。
- 自動車運送業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する自動車運送業分野特定技能協議会の構成員にならなければなりません。
- 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しない

ことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 特定技能所属機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、自動車運送業分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、自動車運送業分野特定技能協議会に関する問合せ先については、国土交通省物流・自動車局のホームページを御覧ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html)

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 15－1 号）（特定技能所属機関）
- 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 15－2 号）（登録支援機関）
- 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 自動車運送事業（法第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 二 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。
- 四 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 五 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 七 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

○ 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、

自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一（略）

二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

三～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこと。

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。）に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。）を修了していること。

- 在留資格「特定技能１号」に係る上陸基準として、自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第６号に基づき告示をもって定めたものです。
- １号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- １号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- タクシー運送業及びバス運送業において、１号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、新任運転者研修を修了した者しか受け入れることができません。
- なお、当該研修の修了に当たっては、業界団体が定めた効果測定の基準に達する必要があります。

【確認対象の書類】

- 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１５－１号（特定技能所属機関））
- タクシー運送業及びバス運送業の業務に従事する場合は、業界団体が作成した新任運転者研修の修了を証する書類

【留意事項】

- 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、受入れ外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。
- また、特定技能制度では、特定技能外国人の受入れに関し、特定技能の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第１６条の規定とは別に、上陸基準省令及び特定技能基準省令において、特定技能雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定技能の適正な活動が阻害されることには、特定技能外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。
- 上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件と

して、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定技能基準省令第1条第1項第4号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。

- なお、受入れ外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、上陸基準省令及び特定技能基準省令の基準に抵触しません。

(参考)

- 労働基準法第16条

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

- 上陸基準省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の下欄第2号

申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

- 特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

第6 在留資格「特定活動」による入国・在留

(1) 目的及び関係規定

- 1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事するに当たっては、我が国の運転免許の取得のほか、タクシー運送業及びバス運送業においては新任運転者研修の修了が必要となることから、一定期間我が国での在留を認める措置が必要となります。

そのため、分野別運用要領において、1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事しようとする外国人について、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める旨が定められています。

- 当該「特定活動」(以下「特定活動(特定自動車運送業準備)」という。)については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件(令和7年2月17日改正・平成29年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。)の第55号において、その活動内容及び「特定活動(特定自動車運送業準備)」で在留する外国人(以下「特定自動車運送業準備外国人」という。)本人の基準等が定められているほか、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第55号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件(令和7年法務省告示第36号。以下「特定自動車運送業準備基準告示」という。)において、所属機関の基準等が定められています。
- 本特定活動は、自動車運送業分野において特定技能1号として活動するために必要な我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講(タクシー運送業及びバス運送業の場合)等を目的とするものであり、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修の修了を除き、外国人の要件及び所属機関等の要件について、特定技能1号を受け入れる場合と同様の要件を満たす必要があります。

そのため、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定については、上陸基準省令及び特定技能基準省令と同様の内容となっています。

本章では、主に特定技能1号とは異なる部分を記載しているため、その他の要件の詳細については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御参照ください。

- 特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の規定の内容は以下20ページから32ページのとおりです。
- なお、本邦に在留している外国人(「留学」や「家族滞在」等の在留資

格で在留している者）が、自動車運送業分野において特定技能１号として活動するために必要な我が国の運転免許を取得している場合（トラック運送業に限る）、又は当該運転免許を取得した後、資格外活動許可を取得した上で新任運転者研修を修了した場合（タクシー運送業及びバス運送業に限る）においては、本特定活動を経由することなく、特定技能１号へと移行することができます。

【関係規定】

分野別運用方針（抜粋）

５ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件

カ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能１号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

３．在留資格「特定活動」による入国・在留

運用方針５（１）に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、下記４（５）に定める新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第３８条第１項、第２項及び第５項並びに第３９条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。）を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める（在留期間の上限は、トラック運送業については６月、タクシー運送業及びバス運送業については１年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能１号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。）。

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

４．分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（５）新任運転者研修の実施（運用方針５（２）カ関係）

タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能１号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。

告示第１条

一（略）

二 旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」とい

う。)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第3条第3号において同じ。)に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。第3条第3号において同じ。)を修了していること。

特定活動告示第55号

別表第16に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法別表第1の2の表の特定技能(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)の在留資格への変更を受け、特定産業分野である自動車運送業分野に属する技能を要する業務に従事する活動を行うことを目的として、この号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画であつて、法務大臣が別に定めるところにより作成し、かつ、法務大臣が別に定める基準に適合するものに基づく支援を受けることができる環境の下で、法務大臣が指定する本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。)であつて、法務大臣が別に定める特定自動車運送業準備雇用契約及びその相手方となる本邦の公私の機関の基準に適合するものに基づき、講習及び指導(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることを含む。)を受け、若しくは自動車運送業分野に属する技能を要する業務に付随する業務に従事する活動又は別表第17に掲げる免許を受けるために自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受ける活動

別表第16

- 一 18歳以上であること。
- 二 健康状態が良好であること。
- 三 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動において従事する業務(当該業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。次号において同じ。)に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 四 本邦での生活に必要な日本語能力及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動において従事する業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
- 五 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホに規定する法務大臣が告示で定める外国政府又は地域(出

入国管理及び難民認定法施行令（平成１０年政令第１７８号）第１条に定める地域をいう。第９号において同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

六 特定技能（法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあつては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して５年に達していないこと。

七 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

八 申請人が特定自動車運送業準備雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における本則第５５号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

九 申請人が国籍若しくは住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

十 食費、居住費その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

十一 労働者派遣法第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。

別表第１７

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項の大型自動車免許、同項の中型自動車免許、同項の準中型自動車免許若しくは同項の普通自動車免許又は同条第４項の大型自動車第二種免許、同項の中型自動車第二種免許若しくは同項の普通自動車第二種免許

特定自動車運送業準備基準告示第１条

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号。以下「特定活動告示」という。）第５５号に掲げる活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「特定自動車運送業準備外国人支援」という。）の実施に関する計画（以下「特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
 - イ 特定活動告示第55号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前（当該外国人が在留資格認定証明書の交付を受けずに本邦に上陸しようとする場合にあっては出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第6条第2項の申請前、当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあっては在留資格の変更の申請前）に、当該外国人に対し、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下「特定自動車運送業準備雇用契約」という。）の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。
 - ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。
 - ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。
- 二 当該外国人が本邦に入国した後（当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあっては、在留資格の変更を受けた後）、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。
 - （1）本邦での生活一般に関する事項
 - （2）法令の規定により当該外国人が履行しなければならない又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続
 - （3）特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定自動車運送業準備所属機関」という。）又は当該特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先
 - （4）当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項
 - （5）防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項
 - （6）出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項
- ホ 当該外国人が二（2）に規定する届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

ヘ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。 ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。 チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。 リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定自動車運送業準備雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の特定活動告示第５５号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。 ヌ この条の規定に適合する特定自動車運送業準備外国人支援計画（以下「適合特定自動車運送業準備外国人支援計画」という。）の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）又は外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに１名以上の適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。 二 適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関（法第１９条の２７第１項に規定する登録支援機関をいう。以下同じ。）に委託する場合にあつては、当該登録支援機関に係る法第１９条の２５第１項に規定する登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容 三 特定自動車運送業準備外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあつては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容 四 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名 ２ 特定自動車運送業準備外国人支援計画は、特定自動車運送業準備所属機関が、日本語及び当該特定自動車運送業準備外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。	第２条 特定活動告示第５５号に規定する特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 特定活動告示第５５号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定自動車運送業準備所属機関（契約により他の者に特定自動車運送業準備外国人支援の全部の実施を委託した特定自動車運送業準備所属機関を除く。）及び特定自動車運送業準備所属機関から契約により特定自動車運送業準備

外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。

- 二 前条第１項第１号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。
- 三 前条第１項第１号イ、二、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
- 四 特定自動車運送業準備外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。

第３条

特定活動告示第５５号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備雇用契約の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 労働基準法その他の労働に関する法令の規定に適合していること。
- 二 外国人の所定労働時間が、特定自動車運送業準備所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。
- 三 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 四 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- 五 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
- 六 特定自動車運送業準備雇用契約に基づいて外国人が特定活動告示第５５号に掲げる活動を行う事業所が、統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和５年総務省告示第２５６号）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - イ 中分類４３ 道路旅客運送業
 - ロ 中分類４４ 道路貨物運送業
- 七 外国人が特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
- 八 特定自動車運送業準備所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

第４条

特定活動告示第５５号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関

の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第1号から第11号まで、第18号及び第19号の各号）に掲げるとおりとする。

- 一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
- 二 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務において要する技能の属する特定産業分野が自動車運送業分野であるものに限る。）を締結している場合にあっては、当該業務と同種の業務に従事していた労働者を含む。）を離職させていないこと。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定自動車運送業準備所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

ニ 自発的に離職した者

三 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定自動車運送業準備所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

（1）労働基準法第117条（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第12

- 0条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- （2）船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）
- （3）職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- （4）船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- （5）法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- （6）最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- （7）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- （8）建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （9）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- （10）労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- （11）港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- （12）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- （13）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定

- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（技能実習法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（技能実習法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る技能実習法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第8項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定自動車運送業準備雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- リ 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- （1）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
 - （2）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
 - （3）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
 - （4）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
 - （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
 - （6）外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
 - （7）特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
 - （8）外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭

その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結する行為

(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

五 特定自動車運送業準備雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

六 特定自動車運送業準備雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結していないこと。

七 他の者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

八 特定自動車運送業準備外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

九 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係

の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

十 特定自動車運送業準備雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

十一 特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

十二 次のいずれかに該当すること。

イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定自動車運送業準備雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

十三 特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

十四 特定自動車運送業準備外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該特定自動車運送業準備外国人支援を行う事業所に特定自動車運送業準備雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

十五 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の特定自動車運送業準備外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

十六 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後

に、適合特定自動車運送業準備外国人支援計画に基づいた特定自動車運送業準備外国人支援を怠ったことがないこと。

十七 支援責任者又は支援担当者が特定自動車運送業準備雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。

イ 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。

ロ 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。

ハ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1362号）第3条第4号から第6号までのいずれにも該当すること。

ニ 登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、ハに該当する登録支援機関に委託することとしていること。

十九 次のいずれかに該当するとき、遅滞なく、出入国在留管理庁長官にその旨を報告することとしていること。

イ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき、若しくは特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき、又は新たな特定自動車運送業準備雇用契約の締結をしたとき。

ロ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき。

ハ この条の各号列記以外の部分に規定する契約の締結若しくは変更をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

（2）活動内容及び要件等

① 活動内容

○ 特定自動車運送業準備外国人が行うことができる活動は次のとおりです。

・ 外免切替等による運転免許の取得に係る諸手続（自動車教習所への

通所を含む。)

- ・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）
- ・ 車両の清掃等の関連業務
- 特定自動車運送業準備外国人は、1号特定技能外国人としての活動を行う予定である機関との雇用契約に基づき、上記の活動を行うことができます。
- 本特定活動の在留期間は、トラック運転者の場合は6月、タクシー運転者及びバス運転者の場合は1年となり、在留期間の更新はできません。

また、本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。

- 本特定活動で在留する期間については、「特定技能1号」の通算在留期間に含まれません。

② 要件

ア 特定自動車運送業準備外国人本人の要件

- 特定自動車運送業準備外国人本人の要件のうち、次のものについては「特定技能1号」と同様の要件です。
 - ・ 年齢に関するもの
 - ・ 健康状態に関するもの
 - ・ 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験に合格していること（＊1）
 - ・ 退去強制令書の円滑な執行へ協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関が発行した旅券を所持していること
 - ・ 通算在留期間に関するもの
 - ・ 保険金の徴収・違約金契約等に関するもの（＊2）
 - ・ 費用負担の合意に関するもの
 - ・ 本国において遵守すべき手続に関するもの
 - ・ 労働者派遣の対象となることを内容とする雇用契約を締結していないこと（＊3）

※ 上記＊1の要件の詳細については本運用要領別冊第2を、＊2の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節及び後述【留意事項】を、＊3の要件の詳細については本運用要領別冊第5を、その他の要件の詳細については「特定技

能外国人受入れに関する運用要領」第4章第1節を御参照ください。

- 本特定活動で本邦に入国・在留しようとする外国人は、本特定活動で在留中に我が国の運転免許の取得及び新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を行うこととなるため、本特定活動に係る在留諸申請時には、我が国の運転免許の保有及び新任運転者研修を修了している必要はありません。
- 在留資格変更許可申請においては、法務大臣が変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り許可されることとなっています。

他の在留資格から本特定活動に在留資格変更許可申請を行う際は、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第4章第3節も併せて御参照ください。

イ 雇用契約及び所属機関に関する要件

- 特定自動車運送業準備所属機関に関する要件のうち、次のものについては特定技能所属機関と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備雇用契約の基準〉

- ・ 労働関係法令に適合していること
- ・ 所定労働時間に関するもの
- ・ 報酬等に関するもの
- ・ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に係る差別的取扱いをしていないこと
- ・ 一時帰国のための有給休暇取得に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人が活動を行おうとする事業所が告示（本運用要領別冊1ページにおける「告示」と同様。）で定める産業を行っていること（※1）
- ・ 帰国担保措置に関するもの
- ・ 健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置

〈特定自動車運送業準備所属機関の基準〉

- ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守
- ・ 非自発的離職者の発生に関するもの
- ・ 行方不明者の発生に関するもの
- ・ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由
- ・ 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの

- ・ 暴力団排除の観点からの欠格事由
- ・ 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由
- ・ 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの
- ・ 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由（＊２）
- ・ 支援に要する費用の負担に関するもの
- ・ 労災保険法に係る措置等に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約履行体制に関するもの
- ・ 報酬の口座振込み等に関するもの
- ・ 中長期在留者の受入れ実績に関するもの
- ・ 十分に理解できる言語による支援体制に関するもの
- ・ 支援の実施状況にかかる文書の作成等に関するもの
- ・ 支援の中立性に関するもの
- ・ 支援実施義務の不履行に関するもの
- ・ 定期的な面談の実施に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備所属機関が告示（本運用要領別冊１ページにおける「告示」と同様。）第３条第１号から第２号及び第４号から第７号に該当すること（＊１）

※ 上記＊１の要件の詳細については本運用要領別冊第３を、上記＊２の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章第２節及び後述【留意事項】を、その他の要件については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章を御参照ください。

ウ 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件

- 特定自動車運送業準備外国人支援計画に関する要件については１号特定技能外国人支援計画と同様の要件です。

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の内容等〉

- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の作成言語・写しに関するもの

〈特定自動車運送業準備外国人支援計画の基準〉

- ・ 適切な実施方法等に関するもの
- ・ 一部委託の範囲の明示に関するもの

※ 上記の要件の詳細については「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第６章を御参照ください。

また、特定自動車運送業準備外国人支援計画の記載事項及び行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊（支援）

を御参照ください。

【留意事項】

- 特定活動告示第55号の別表第16の第7号（上記ア（＊2））及び特定自動車運送業準備基準告示第4条第4項（7）（上記イ（＊2））については、上陸基準省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の下欄第2号及び特定技能基準省令第2条第1項第4号（7）と同様の要件です。
- ・ 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、特定自動車運送業準備外国人（受け入れる予定の外国人を含む。以下本【留意事項】において同じ。）本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。
- ・ また、特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることを防ぐため、労働基準法第16条の規定とは別に、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示において、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収、財産の管理、違約金を定める契約又は不当に財産の移転を予定する契約を禁止しています。特定活動（特定自動車運送業準備）の適正な活動が阻害されることには、特定自動車運送業準備外国人が労働を強制される契機となることや、自由に転職・退職できないことを含みます。
- ・ 特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触し、外国人の受入れができなくなるおそれがある例としては、特定自動車運送業準備外国人が一定期間勤務することを停止条件として、免許取得費用の返済を免除する内容の契約を締結することや、特定自動車運送業準備外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約を締結することが挙げられます。これらの特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に基づき、日本人と異なる取扱いになったとしても、特定自動車運送業準備基準告示第3条第1項第4号に掲げる報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての差別的な取扱いには該当しません。
- ・ なお、特定自動車運送業準備外国人の運転免許の取得費用について、所属機関が当該費用を賃金に含めて補填することは、特定活動告示第55号及び特定自動車運送業準備基準告示の基準に抵触しません。

【本特定活動に係る在留諸申請の提出書類について】

- 本特定活動に係る在留諸申請は、原則として「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊第2から第3までに記載する書類と同じ書類を提出する必要があります。ただし、次の表の左欄に掲げる書類については、表の右欄に掲

げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び本運用要領別冊に記載する書類	在留諸申請時に提出する書類
分野参考様式第15-1号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）」	分野参考様式第15-3号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（特定自動車運送業準備所属機関）」
分野参考様式第15-2号 「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」	分野参考様式第15-4号 「特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）」
参考様式第1-4号 「特定技能外国人の報酬に関する説明書」	分野参考様式第15-5号 「特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書」
参考様式第1-5号 「特定技能雇用契約書」	分野参考様式第15-6号 「特定自動車運送業準備雇用契約書」
参考様式第1-6号 「雇用条件書」	分野参考様式第15-7号 「雇用条件書」
参考様式第1-9号 「徴収費用の説明書」	分野参考様式第15-8号 「徴収費用の説明書」
参考様式第1-16号 「雇用の経緯に係る説明書」	分野参考様式第15-9号 「雇用の経緯に係る説明書」
参考様式第1-17号 「1号特定技能外国人支援計画書」	分野参考様式第15-10号 「特定自動車運送業準備外国人支援計画書」
参考様式第1-23号 「特定技能所属機関の役員に関する誓約書」	分野参考様式第15-11号 「特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書」
参考様式第1-25号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」	分野参考様式第15-12号 「登録支援機関との支援委託契約に関する説明書」

③ 特定自動車運送業準備所属機関による報告

- 特定自動車運送業準備所属機関は、次の事由に該当する場合には、出入国在留管理庁長官に対する報告が義務づけられています。

- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき（＊１）
- ・ 特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき（＊２）
- ・ 新たな特定自動車運送業準備雇用契約を締結したとき（＊３）
- ・ 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき（＊４）
- ・ 登録支援機関との委託契約を締結したとき（＊５）
- ・ 登録支援機関との委託契約を変更したとき（＊６）
- ・ 登録支援機関との委託契約を終了したとき（＊７）

○ 上記の報告については、事由に該当した日から１４日以内に、特定自動車運送業準備所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に書面を持参又は郵送して行う必要があります（出入国在留管理庁電子届出システムでは報告を受け付けていません。）。

【本報告における提出書類について】

○ 本報告は、「特定技能」の在留資格における特定技能所属機関による届出に当たるものです。

報告に係る留意事項及び添付書類については、特定技能所属機関による届出と同様となっていますので、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第７章第１節第１から第３までを御参照ください。

ただし、以下の表の左欄に掲げる書類については、表の「報告時に提出する書類」欄に掲げる本運用要領別冊の参考様式を提出してください。

	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に記載する書類	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」における該当部分	報告時に提出する書類	備考
1	参考様式第３－１－１号 「特定技能雇用契約の変更に係る届出書」	第７章第１節第１	分野参考様式第１５－１３－１号 「特定自動車運送業準備雇用契約の変更に係る報告書」	上記＊１に該当する場合
2	参考様式第３－１－２号 「特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書」	（契約終了）第７章第１節第２ （新たな契約締結）第７章第１節第３	分野参考様式第１５－１３－２号 「特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書」	上記＊２及び＊３に該当する場合
3	参考様式第３－１号（別紙） 「特定技能雇用契約に係る届出書（別紙）」	—	分野参考様式第１５－１３号（別紙） 「特定自動車運送業準備雇用契約に係る報告書（別紙）」	項番１、２の別紙
4	参考様式第３－２号 「支援計画変更に係る届出	第７章第２節	分野参考様式第１５－１４号 「支援計画変更に係る報告	上記＊４に該

	書」		書」	当する 場合
5	参考様式第3－2号(別紙) 「支援計画変更に係る届出 書(別紙)」	—	分野参考様式第15－14号 (別紙) 「支援計画変更に係る報告書 (別紙)」	項番4 の別紙
6	参考様式第3－3－1号 「支援委託契約の変更に係 る届出書」	第7章第3節第2	分野参考様式第15－15－ 1号 「支援委託契約の変更に係る 報告書」	上記＊ 6に該 当する 場合
7	参考様式第3－3－2号 「支援委託契約の終了又は 締結に係る届出書」	(契約終了)第7章第3 節第3 (契約締結)第7章第3 節第1	分野参考様式第15－15－ 2号 「支援委託契約の終了又は締 結に係る報告書」	上記＊ 5及び ＊7に 該当す る場合
8	参考様式第3－3号(別紙) 「支援委託契約に係る届出 書(別紙)」	—	分野参考様式第15－15号 (別紙) 「支援委託契約に係る報告書 (別紙)」	項番6、 7の別 紙

別表(自動車運送業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 トラック運転者(事業用自動車(トラック)の 運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)及び第一種運転免許	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上) (注)			
【特定技能1号】 タクシー運転者(事業用自動車(タクシー) の運転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			
【特定技能1号】 バス運転者(事業用自動車(バス)の運 転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

自動車運送業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、トラック運転者（事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般）、タクシー運転者（事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般）又はバス運転者（事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般）のいずれかであること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類43 道路旅客運送業
 - 2 中分類44 道路貨物運送業
- 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることをいう。）を実施すること。
- 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)

から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

(1) 協議会の構成員であること。

(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

自動車運送業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備所属機関

氏名又は名称

住 所

特定自動車運送業準備外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

上記の特定自動車運送業準備外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定自動車運送業準備雇用契約において特定自動車運送業準備外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
2. 特定自動車運送業準備外国人が、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第55号に規定する特定自動車運送業準備雇用契約に基づいて活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 中分類43 道路旅客運送業
 - 2 中分類44 道路貨物運送業
3. 自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
4. 一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
5. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定自動車運送業準備所属機関

氏名又は名称

住 所

特定自動車運送業準備外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

上記の特定自動車運送業準備所属機関が雇用する特定自動車運送業準備外国人に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書

申請人に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しています。

1 申請人に対する報酬

①申請人の氏名	
②申請人の役職、職務内容、責任の程度	
③申請人の年齢、性別及び経験年数	(歳) (男 ・ 女) (経験 年)
④申請人に対する報酬	月給 円 / 時間給 円
⑤その他	

(注意)

- ①は、在留カード（申請人が所持していない場合は旅券）と同一の氏名を記載すること。
- ③の経験年数は、申請人に従事させる業務に係る経験年数を記載すること。
- ④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載することで差し支えないが、本様式において統一して記載すること。
- ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 比較対象となる日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度		
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数		(歳) (男 ・ 女) (経験 年)
③比較対象となる日本人労働者の報酬		月給 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金	規程の有無	有 ・ 無
	有の場合	賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由		
⑥その他		

(注意)

- ①は、比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度が、申請人と同等であることを示すこと。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、本様式において統一して記載すること。
- ④は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」を丸印で囲むこと。また、賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参

考資料として添付すること。

- 5 ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 比較対象となる日本人労働者がいない場合

①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度		
②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数		(歳) (男 ・ 女) (経験 年)
③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬		月給 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金	規程の有無	有 ・ 無
	有の場合	賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上である と考える理由		
⑥その他		

(注意)

- ①は、申請人と最も近い職務を担う日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度について、申請人と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- ②の経験年数は、申請人と最も近い職務を担う日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、本様式において統一して記載すること。
- ④は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」を丸印で囲むこと。また、賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が最も近い日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
- ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

特定自動車運送業準備所属機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

特定自動車運送業準備雇用契約書

特定自動車運送業準備所属機関_____（以下「甲」という。）
と

特定自動車運送業準備外国人（候補者を含む。）_____（以下「乙」という。）
は、

別添の雇用条件書に記載された内容に従い、特定自動車運送業準備雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定活動（特定自動車運送業準備）」により本邦に入国して、又は同在留資格への変更等を受けて、講習及び指導（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第1項及び第39条に規定する指導監督、同規則第38条第2項に規定する特別な指導並びに同規則第38条第5項に規定する指導を受けること並びに同規則第38条第2項に規定する適性診断を受けることを含む。）を受け、若しくは自動車運送業分野に属する技能を要する業務に付随する業務に従事する活動又は特定活動告示第55号別表第17に掲げる免許を受けるために自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受ける活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、実際の入国日又は許可日に伴って変更されるものとする。

なお、雇用契約を更新することなく雇用契約期間を満了した場合、及び乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

本雇用契約書及び雇用条件書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

年 月 日 締結

甲 _____ 印 乙 _____

（特定自動車運送業準備所属機関名・代表者役職名・氏名・捺印）（特定自動車運送業準備外国人の署名）

雇 用 条 件 書

		年 月 日
_____ 殿		
特定自動車運送業準備所属機関名 _____		
所在地 _____		
電話番号 _____		
代表者 役職・氏名 _____		㊟
I. 雇用契約期間		
1. 雇用契約期間 (年 月 日 ～ 年 月 日) 入国予定日 年 月 日		
2. 契約の更新の有無 ☐ 自動的に更新する ☐ 更新する場合があります ☐ 契約の更新はしない ※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があります」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。 ☐ 契約期間満了時の業務量 ☐ 労働者の勤務成績、態度 ☐ 労働者の業務を遂行する能力 ☐ 会社の経営状況 ☐ 従事している業務の進捗状況 ☐ その他 ()		
3. 更新上限の有無（無・有（更新 回まで／通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙2のとおり））		
II. 就業の場所 ☐ 直接雇用（以下に記入） ※受入れ機関の事業所を記載 (変更の範囲) ☐ 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入） 事業所名 _____ 事業所名 _____ 所在地 _____ 所在地 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____		
III. 従事すべき業務の内容 1. 運転者になるための準備業務 2. 業務区分（以下のいずれかを選択） ☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス		
IV. 労働時間等 1. 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分) (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 ☐ 変形労働時間制：() 単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)		

始業（時分）終業（時分）（適用日、1日の所定労働時間時間分）
始業（時分）終業（時分）（適用日、1日の所定労働時間時間分）
2. 休憩時間（分）
3. 所定労働時間数 ①週（時間分） ②月（時間分） ③年（時間分）
4. 所定労働日数 ①週（日） ②月（日） ③年（日）
5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
V. 休日
1. 定例日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日日数 日）
2. 非定例日：週・月当たり 日、その他（ ）
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条
VI. 休暇
1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇（ ☐ 有 ☐ 無）→ か月経過で 日
2. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条
VII. 賃金
1. 基本賃金 ☐ 月給（ 円） ☐ 日給（ 円） ☐ 時間給（ 円）
※詳細は別紙のとおり
2. 諸手当（時間外労働の割増賃金は除く） （ 手当、 手当、 手当）
※詳細は別紙のとおり
3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外 法定超月60時間以内（ ）％ 法定超月60時間超（ ）％ 所定超（ ）％ (2) 休日 法定休日（ ）％、 法定外休日（ ）％ (3) 深夜（ ）％
4. 賃金締切日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
5. 賃金支払日 ☐ 毎月 日、 ☐ 毎月 日
6. 賃金支払方法 ☐ 口座振込 ☐ 通貨払
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ☐ 無 ☐ 有
※詳細は別紙のとおり
8. 昇給 ☐ 有（時期、金額等 ）、 ☐ 無
9. 賞与 ☐ 有（時期、金額等 ）、 ☐ 無
10. 退職金 ☐ 有（時期、金額等 ）、 ☐ 無
11. 休業手当 ☐ 有（率 ）
VIII. 退職に関する事項
1. 自己都合退職の手続（退職する 日前に社長・工場長等に届けること）
2. 解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

IX. その他

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (☐ 厚生年金 、 ☐ 健康保険 、 ☐ 雇用保険 、 ☐ 労災保険 、 ☐ 国民年金 、 ☐ 国民健康保険 、 ☐ その他 ())

2. 雇入れ時の健康診断 年 月

3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施)

4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
部署名 担当者職氏名 (連絡先)

5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (☐ 厚生年金 、 ☐ 健康保険 、 ☐ 雇用保険 、 ☐ 労災保険 、
☐ 国民年金 、 ☐ 国民健康保険 、 ☐ その他 ())

2. 雇入れ時の健康診断 年 月

3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施)

4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
 部署名 担当者職氏名 (連絡先)

5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。

受取人（署名）

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（ ）

賃 金 の 支 払

1. 基本賃金

☐ 月給 (円) ☐ 日給 (円) ☐ 時間給 (円)

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額 (円)

※日給・時間給の場合の1か月当たりの金額 (円)

2. 諸手当の額及び計算方法等 (時間外労働の割増賃金は除く。)

(a) (手当 円/計算方法 :)

(b) (手当 円/計算方法 :)

(c) (手当 円/計算方法 :)

(d) (手当 円/計算方法 :)

【固定残業代がある場合】

(e) (手当 円

・支給要件: 時間外労働の有無にかかわらず、 時間分の時間外手当として支給。
 時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。)

3. 1か月当たりの支払概算額 (1 + 2) 約 円 (合計)

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税 金 (約 円)

(b) 社会保険料 (約 円)

(c) 雇用保険料 (約 円)

(d) 食 費 (約 円)

(e) 居 住 費 (約 円)

(f) その他 (水道光熱費) (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

() (約 円)

控除する金額 約 円 (合計)

5. 手取り支給額 (3 - 4) 約 円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

分野参考様式第15－7号 別紙2（雇用条件書Ⅰ.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合）

雇 用 条 件 書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

		年 月 日	
_____ 殿			
		特定自動車運送業準備所属機関名 _____	
		所在地 _____	
		電話番号 _____	
		代表者 役職・氏名 _____ ㊞	
Ⅰ. 雇用契約期間 期間の定めなし			
Ⅱ. 就業の場所			
☐ 直接雇用（以下に記入）			
※受入れ機関の事業所を記載		（変更の範囲） ☐ 変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）	
事業所名 _____		事業所名 _____	
所在地 _____		所在地 _____	
連絡先 _____		連絡先 _____	
Ⅲ. 従事すべき業務の内容			
1. 運転者になるための準備業務			
2. 業務区分（以下のいずれかを選択）			
☐ トラック ☐ タクシー ☐ バス			
Ⅳ. 労働時間等			
1. 始業・終業の時刻等			
(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） （1日の所定労働時間数 時間 分）			
(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】			
☐ 変形労働時間制：（ ）単位の変形労働時間制			
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。			
☐ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。			
始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、1日の所定労働時間 時間 分）			
始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、1日の所定労働時間 時間 分）			
始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、1日の所定労働時間 時間 分）			
2. 休憩時間（ 分）			
3. 所定労働時間数 ①週（ 時間 分） ②月（ 時間 分） ③年（ 時間 分）			
4. 所定労働日数 ①週（ 日） ②月（ 日） ③年（ 日）			
5. 所定時間外労働の有無 ☐ 有 ☐ 無			
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条			
Ⅴ. 休日			
1. 定例日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日日数 日）			
2. 非定例日：週・月当たり 日、その他（ ）			
○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条			

VI. 休暇

1. 年次有給休暇 6 か月継続勤務した場合→ 日
継続勤務 6 か月未満の年次有給休暇 (☐ 有 ☐ 無) → か月経過で 日

2. その他の休暇 有給 () 無給 ()

3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記 1 及び 2 の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

VII. 賃金

1. 基本賃金	☐	月給 (円)	☐	日給 (円)	☐	時間給 (円)
※詳細は別紙のとおり						
2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く)						
(手当、	手当、	手当)				
※詳細は別紙のとおり						

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（ ）

徴 収 費 用 の 説 明 書

1 特定自動車運送業準備外国人に対する報酬の支払概算額

概算額	円（1か月当たり）

（注意）

概算額は、社会保険料・税金等を控除する前の金額を記載すること。

2 食費

①食費、食材等の提供の有無	☐ 有 ☐ 無
②食費として徴収する費用	1か月当たり 約 円
③提供する食事、食材等の具体的な内容	
④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	

（注意）

- 1 ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- 2 ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ・ ③が、「食材、宅配弁当等の現物給付」の場合： 購入に要した費用
 - ・ ③が、「社員食堂での食事提供」の場合： 特定自動車運送業準備外国人以外の職員から徴収する額
 - ・ ③が、「食事の調理・提供」の場合： 材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（特定自動車運送業準備外国人のみに限られない。）の人数で除した額

3 居住費

①居住費の徴収の有無	☐ 有 ☐ 無
②居住費として徴収する費用	1か月当たり 円
③提供する宿泊施設の具体的な内容	自己所有物件 ・ 借上物件
④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	

（注意）

- 1 ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- 2 ③は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに丸印を付すこと。
- 3 ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない
 - ・ ③が「自己所有物件」の場合： 実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定自動車運送業準備外国人の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
 - ・ ③が「借上物件」の場合： 借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲

4 水道光熱費

①水道光熱費の徴収の有無	☐ 有 ☐ 無
②水道光熱費として徴収する費用の内容	1 か月当たり 約 円

1 ①は、特定自動車運送業準備外国人本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。

5 その他特定自動車運送業準備外国人が定期的に負担する費用

①その他特定自動車運送業準備 外国人が定期的に負担する費用の 有無	☐ 有 ☐ 無	
②特定自動車運送業準備外国人 が定期的に負担する費用の内容	I 費	1 か 月 当 た り 約 円
	II 費	1 か 月 当 た り 約 円
	III 費	1 か 月 当 た り 約 円
③特定自動車運送業準備外国人 が定期的に負担する費用に関し特 定自動車運送業準備外国人が受 ける具体的な便益の内容		
④費用が実費に相当する額その 他の適正な額であることの説明		

1 ②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

③及び④は、特定自動車運送業準備外国人が定期的に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

特定自動車運送業準備所属機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

雇 用 の 経 緯 に 係 る 説 明 書

特定自動車運送業準備外国人_____との間で特定自動車運送業準備雇用契約を締結するに当たっての雇用の経緯は以下のとおりです。

1 職業紹介事業者（国内）

1	あっせんの有無	☐ 有 ☐ 無		
2	許可・届出受理番号 (受理受付年月日)	— — (年 月 日)		
3	職業紹介事業者の区分	☐ 有料職業紹介事業者 ☐ 無料職業紹介事業者		
4	職業紹介事業者の氏名			
5	職業紹介事業者の住所 (電話番号)	〒 — (電話番号 — —)		
6	職業紹介事業者へ支払った費用	求職者 (申請人)	額	(円)
			名目	として
		求人者 (特定自動車運送業準備所属機関)	額	円
			名目	として

- (注意)
- 1 1欄で無にチェックを付した場合には、2以下の欄の記載は不要とする。
 - 2 2から5欄までは、厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」を活用し、当該職業紹介事業者についての該当する情報を記入すること。また、併せて当該情報が掲載されている画面の写しを添付すること。
 - 3 6欄は、求職者及び求人者が職業紹介事業者に支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
 - 4 職業紹介事業者との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

2 取次機関（国外）（1で有にチェックを付した場合のみ記載）

1	取次ぎの有無	☐ 有 ☐ 無		
2	氏名又は名称			
3	所在国			
4	所在地	(電話番号 — —)		
5	取次機関へ支払った費用	求職者 (申請人)	額	(円)
			名目	として
		求人者 (特定自動車運送業準備所属機関)	額	(円)
			名目	として

(注意)

- 1 取次機関とは、職業紹介事業者が求人者に求職者のあつせんを行うに際し、当該職業紹介事業主に対し求職者等に係る情報の取次ぎを行う者をいう。
- 2 1 欄で無にチェックを付した場合には、2 以下の欄の記載は不要とする。
- 3 5 欄は、求職者及び求人者が取次機関に支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者及び求人者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
- 4 取次機関との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

3 事前ガイダンスの実施

特定自動車運送業準備外国人支援計画に定めるとおりに実施していることの 有無	有 ・ 無

以上の1から3までの内容について相違ありません。なお、求職者（申請人）が在留資格「特定活動」の活動を行うことに関連して保証金、違約金の支払等の不適切な費用徴収がされていないことを本人から聞き取るなどして確認しています。

作成年月日： 年 月 日

特定自動車運送業準備所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名及び役職 _____

4 求職者（申請人）が自国等の機関に支払った費用

	支払先機関の名称	名目	支払年月日	支払金額
1			年 月 日	(円)
2			年 月 日	(円)
3			年 月 日	(円)
4			年 月 日	(円)
5			年 月 日	(円)
				計 (円)

(注意)

- 1 自国等の機関は、特段対象を限定するものではなく、特定自動車運送業準備雇用契約の申込みの取次ぎ又は活動の準備に関与した全ての機関をいう。
- 2 支払金額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。
- 3 名目については、申請人に示した名目どおりに記載すること。

特定自動車運送業準備雇用契約の申込みの取次ぎ又は在留資格「特定活動」に係る活動の準備に関して、自国等の機関に対し、上記の費用の額及び内訳について十分に理解した上で支払いしました。また、上記の費用以外の費用については、徴収されていません。

申 請 人 の 署 名 _____

I 支援対象者	1 氏 名	(ほか 名)		2 性 別	男 ・ 女		
	3 生 年 月 日	年 月 日		4 国籍・地域			
II 特定自動車運送業準備所 属機関	(ふりがな) 1 氏名又は名称						
	2 住 所	〒 ー (電話 ー ー)					
	3 支援を行う事務所の所在地 (2と異なる場合に記入)	〒 ー (電話 ー ー)					
	4 支援業務を行う体制の概要	支 援 責 任 者	(ふりがな) 氏 名			役 職	
		支援を行っている1号特定技能外国人と特定自動車運送業準備外国人の合計数	名		支援の中立性を確保していることの有無 〔支援責任者及び支援担当者が、支援対象者と異なる部署の職員であるなど、当該対象者に対する指揮命令権を有しない者であること、また、異なる部署であっても、当該対象者に指揮命令をし得る立場にないこと〕		
支 援 担 当 者 数		名		有 無			

Ⅲ 登 録 支 援 機 関	1 登 録 番 号		登 ー		2 登 録 年 月 日		年 月 日		3 支 援 業 務 を 開 始 す る 予 定 年 月 日		年 月 日	
	4 (ふりがな) 氏 名 又 は 名 称											
	5 住 所		〒 ー (電話 ー ー)									
	法人の 場 合	6 (ふりがな) 代 表 者 の 氏 名										
	7 支 援 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		〒 ー (電話 ー ー)									
8 支 援 業 務 を 行 う 体 制 の 概 要		支 援 責 任 者		(ふりがな) 氏 名			役 職					
		支 援 を 行 っ て い る 1 号 特 定 技 能 外 国 人 と 特 定 自 動 車 運 送 業 準 備 外 国 人 の 合 計 数				名		支 援 の 適 正 性 を 確 保 し て い る こ と の 有 無 [支 援 責 任 者 が 所 属 機 関 の 役 員 の 配 偶 者、2 親 等 以 内 の 親 族、所 属 機 関 の 役 員 と 社 会 生 活 に お い て 密 接 な 関 係 に あ る 者、過 去 5 年 以 内 に 所 属 機 関 の 役 員 又 は 職 員 で あ っ た 者 で は な い こ と ・ 支 援 責 任 者 及 び 支 援 担 当 者 が 登 録 支 援 機 関 の 登 録 拒 否 事 由 に 該 当 し な い こ と]				
		支 援 担 当 者 数				名						

IV	支援内容	1 事前ガイダンスの提供	ア 情報提供内容等	支援内容	実施予定	委託の有無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 (該当するもの全てにチェック)
							氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)	
				a. 従事する業務の内容、報酬の額その他の労働条件に関する事項		有・無		〒 -	☐ 対面 ☐ テレビ電話装置 ☐ その他()
				b. 本邦において行うことができる活動の内容					
				c. 入国に当たっての手續に関する事項		<支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載>		<支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載>	<支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載>
				d. 保証金の徴収、契約の不履行についての違約金契約等の締結の禁止					
				e. 入国の準備に関し外国の機関に支払った費用について、当該費用の額及び内訳を十分に理解して支払わなければならないこと	☐ 有() ☐ 無()				
				f. 支援に要する費用を負担させないこととしていること					
				g. 入国する際の送迎に関する支援の内容					
				h. 住居の確保に関する支援の内容					
				i. 相談・苦情の対応に関する内容					
				j. 特定自動車運送業準備所属機関等の支援担当者氏名及び連絡先					
				(自由記入)	☐ 有 ☐ 無	有・無			
				イ 実施言語	語 (支援担当者以外の者が通訳を担う場合)通訳者の所属・氏名				
				ウ 実施予定時間	合計	時間			

IV 支援内容（続き）	3 適切な住居の確保 （続き）	ア 適切な住居の確保に係る支援（続き）	☐ 在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の時点で確保しているもの ☐ 在留資格変更許可申請（又は在留資格認定証明書交付申請）の後に確保するもの					
		d 情報提供する又は住居として提供する住居の概要（確保予定の場合を含む）	居室の広さ（同居人数計 人） ☐ 1人当たり7.5㎡以上を確保 寝室の広さ ☐ 1人当たり4.5㎡以上を確保					
	支援（続き）	イ 生活に必要な契約に係る支援	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 （該当するもの全てにチェック）
					氏名 （役職）	住所 （委託を受けた場合のみ）		
		a. 銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設の補助	☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -		
		b. 携帯電話の利用に関する契約の補助	☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -		
		c. 電気・水道・ガス等のライフラインに関する補助	☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -		
			（自由記入）	☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -	
	生活オリエンテーションの実施	ア 情報提供内容等	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 （該当するもの全てにチェック）
						氏名 （役職）	住所 （委託を受けた場合のみ）	
a. 本邦での生活一般に関する事項			☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -	☐ 対面 ☐ テレビ電話やDVD等の動画視聴等（質問に応じる体制あり）	
b. 法令の規定により外国人が履行しなければならない国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続に関する事項及び必要に応じて同行し手続を補助すること								
c. 相談・苦情の連絡先、申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先								
		< 支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載 > < 支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載 > < 支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載 >	< 支援内容ごとに異なる場合にはそれがわかるように以下記載 >					

IV	生活オリエンテーションの実施 (続き)	4 情報提供内容等(続き)	d. 十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項						
			e. 防災・防犯に関する事項、急病その他の緊急時における対応に必要な事項						
			f. 出入国又は労働に関する法令規定の違反を知ったときの対応方法その他当該外国人の法的保護に必要な事項						
			(自由記入)	☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -		
	イ 実施言語		語 (支援担当者以外の者が通訳を担う場合)通訳者の所属・氏名						
	ウ 実施予定時間		合計 時間						
	5 日本語学習の機会の提供	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法		
					氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)			
		a. 日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて同行して入学の手続の補助を行う	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -			
		b. 自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手続の補助を行う	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -			
c. 特定自動車運送業準備外国人との合意の下、日本語教師と契約して特定自動車運送業準備外国人に日本語の講習の機会を提供する		☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -				
(自由記入)		☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -				

IV 支 援 内 容（続 き）	6 相 談 又 は 苦 情 へ の 対 応	ア 対 応 内 容 等	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者							
						氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)						
			a. 相談又は苦情に対し、遅滞なく十分に理解できる言語により適切に対応し、必要な助言及び指導を行う	☐ 有(適宜実施)	有・無		〒 —						
			b. 必要に応じ、相談内容に対応する関係行政機関を案内し、同行する等必要な手続の補助を行う	☐ 無()									
		(自由記入)	☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 —							
		イ 実 施 方 法	対 応 時 間	平日	月	火	水	木	金				
					時 ～ 時	時 ～ 時	時 ～ 時	時 ～ 時	時 ～ 時				
				土曜	時 ～ 時								
				日曜	時 ～ 時								
			祝日	時 ～ 時									
相 談 方 法	以下の方法により実施(該当するものを全てチェックすること。)												
	☐ 直接面談 ☐ 電話(— —) ☐ メール() ☐ その他()												
緊急時対応	緊急時は、以下の方法により実施(該当するものを全てチェックすること。) ☐ 直接面談 ☐ 電話(— —) ☐ メール() ☐ その他()												
ウ 実施言語			語 (支援担当者以外の者が通訳を担う場合)通訳者の所属・氏名										

		支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法
					氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)	
IV	7 日本人との交流促進に係る支援	a. 必要に応じ、地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供や地域の自治会等の案内を行い、各行事等への参加の補助の補助を行うほか、必要に応じて同行して各行事の注意事項や実施方法を説明するなどの補助を行う	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -	
		b. 日本の文化を理解するために必要な情報として、就労又は生活する地域の行事に関する案内を行うほか、必要に応じて同行し現地で説明するなどの補助を行う					
		(自由記入)	☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -	
	8 非自発的離職時の転職支援	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援担当者又は委託を受けた実施担当者		実施方法 (該当するもの全てにチェック)
					氏名 (役職)	住所 (委託を受けた場合のみ)	
		a. 所属する業界団体や関連企業等を通じて次の受入れ先に関する情報を入手し提供する	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -	
		b. 公共職業安定所、その他の職業安定機関等を案内し、必要に応じて支援対象者に同行して次の受入れ先を探す補助を行う	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -	
		c. 特定自動車運送業準備外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を踏まえ、適切に職業相談・職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成する	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -	
		d. 職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介を行うことができる場合は、就職先の紹介あつせんを行う	☐ 有 () ☐ 無 ()	有・無		〒 -	
		e. 特定自動車運送業準備外国人が求職活動をするために必要な有給休暇を付与する	☐ 有 () ☐ 無 ()				

IV 支援内容（続き）	8 職非 支自 援発 （的 続離 職） 時 の 転	f. 離職時に必要な行政手続について情報を提供する		☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -		
		g. 倒産等により、転職のための支援が適切に実施できなくなることが見込まれるときは、それに備え、当該機関に代わって支援を行う者を確保する （自由記入）		☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無		〒 -		
				☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -		
	9 定期的な面談の実施・行政機関への通報	ア 面談内容等	支援内容	実施予定	委託の有 無	支援責任者又は支援担当者 ※b欄及び自由記入欄については、委託を受けた実施担当者も可		実施方法 （該当するもの全てにチェック）	
						氏名 （役職）	住所 （委託を受けた場合のみ）		
			a. 特定自動車運送業準備外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者それぞれと定期的な面談（3か月に1回以上）を実施する	☐ 有（ ） ☐ 無（ ）	有・無				☐ 対面 ☐ 無線や船舶電話（漁船漁業のみ）
			b. 再確認のため、生活オリエンテーションにおいて提供した情報について、改めて提供する	☐ 無（ ）					
			c. 労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときは、労働基準監督署その他の関係行政機関へ通報する	☐ 有（認知次第実施） ☐ 無（ ）					
		d. 資格外活動等の入管法違反又は旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生を知ったときは、その旨を地方出入国在留管理局に通報する	☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -			
	（自由記入）		☐ 有 ☐ 無	有・無		〒 -			
イ 実施言語		語（支援担当者以外の者が通訳を担う場合）通訳者の所属・氏名							

- (注意)
- 1 I 欄は、支援対象者が複数名いる場合であって支援内容が同一の場合に限り、「1 氏名に「別紙の名簿のとおり」と記載し、I 欄の事項が記載された名簿(任意様式)を添付することとして差し支えない。ただし、申請を同時に行う場合に限る。
 - 2 II 欄4は、特定自動車運送業準備所属機関自らが特定自動車運送業準備外国人支援計画を実施する場合のみ記載すること。
 - 3 III 欄は、特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ記載すること。
 - 4 IV 欄1から9までの「実施予定」欄は、該当するものにチェックをし、実施予定が「有」の場合は実施時期を簡潔に記載し、「無」の場合は当該支援を実施しない理由について括弧内に記載すること。
 - 5 IV 欄1から9までの「委託の有無」欄は、特定自動車運送業準備所属機関が支援の一部を第三者に委託(登録支援機関に委託する場合を除く。)する場合にのみ「有」と記載し、特定自動車運送業準備所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合には「無」と記載すること。
 - 6 IV 欄1から8までの「支援担当者又は委託を受けた支援実施者」欄は、特定自動車運送業準備所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援担当者を支援項目ごとに氏名及び括弧内に役職を記載し、特定自動車運送業準備所属機関から委託の一部を受けた第三者が支援を実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。
なお、IV 欄9の「支援責任者又は支援担当者」欄は、特定自動車運送業準備所属機関が自ら支援を行う場合や登録支援機関に支援の全部を委託する場合に選任することとされている支援責任者又は支援担当者の氏名及び括弧内に役職を記載すること。このうちb 欄及び自由記入欄については、同欄の支援を特定自動車運送業準備所属機関から委託の一部を受けた第三者が実施する場合は支援の委託を受けた者の氏名及び所在地を記載すること。
 - 7 IV 欄1から4まで及び9の「実施方法」欄は、該当するものにチェックをすること。「その他」にチェックする場合は、その実施方法について括弧内に記載すること。
 - 8 IV 欄3アd「居室の広さ」について、該当するものを括弧内のチェックボックスから選択すること。
 - 9 IV 欄6イの「対応時間」欄は、対応可能曜日についてその時間帯を記載すること。

上記のとおり支援を実施します。
また、本書面は支援対象者が十分に理解できる言語に翻訳し、支援対象者に交付するとともに、内容について十分に説明しました。

特定自動車運送業準備所属機関の氏名	又	は	名	称	
作成責任者の氏名					

本書面について、_____語による翻訳文の交付を受け、その内容について説明を受け十分に理解しました。

署	名	日	年	月	日
特定自動車運送業準備外国人の署名					

特定自動車運送業準備所属機関の役員に関する誓約書

特定自動車運送業準備所属機関の役員のうち、下表に掲げる者は、特定自動車運送業準備外国人の受入れ業務の執行に直接的に関与する役員ではありません。

(ふりがな) 役員の氏名	

また、当該役員について、次表に掲げる出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動を定める件第 55 号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和 7 年法務省告示第 36 号）第 4 条第 1 項第 4 号に定められている欠格事由に該当する者ではないことを確認しました。当該役員に対して、今後、欠格事由に該当するに至ったときは、直ちに出入国在留管理庁に申告するとともに、役員の地位を退く必要があることを説明しています。

年 月 日 作成

特定自動車運送業準備所属機関の氏名又は名称 _____
作成責任者 役職・氏名 _____

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第55号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和7年法務省告示第36号）（抄）
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
- 第4条第1項第4号
- 4 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- (2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- (5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（技能実習法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（技能実習法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る技能実習法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第8項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員

保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ホ 精神の機能の障害により特定自動車運送業準備雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

リ 特定自動車運送業準備雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

(2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

(3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

(4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

(6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

(7) 特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

(8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定自動車運送業準備雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定自動車運送業準備雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定自動車運送業準備雇用契約を締結する行為

(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であって、その役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ （略）

登録支援機関との支援委託契約に関する説明書

登録支援機関との特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の委託契約の概要は下記のとおりです。

記

1	申請人（支援対象者）	
2	契約の相手方（登録支援機関）	（ 登 一 ）
3	契約年月日	年 月 日
4	委託する支援業務（特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部であること）	該当 ・ 非該当
5	委託料（1名当たりの月額）	
6	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

- （注意）
- 1 項番 1 に関し、複数の申請人（同時申請に限る。）について、全ての項目の内容が同一の場合には「別紙のとおり」として別紙を添付して差し支えない。
- 2 項番 2 に関し、登録支援機関登録簿に登録された氏名又は名称を記載すること。

年 月 日

特定自動車運送業準備所属機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名 _____

特定自動車運送業準備雇用契約の変更に係る報告書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号イの規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏 名（ローマ字） _____ 性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国 籍 ・ 地 域 _____

住 居 地 〒 _____

在 留 カ ー ド 番 号 _____

業 務 区 分 _____

② 特定自動車運送業準備雇用契約の変更内容

a 変 更 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 変 更 事 項 _____

①変更した内容に該当する事項を以下の中から選択してください(複数選択可)。

- ☐ I.雇用契約期間 ☐ IV.労働時間等 ☐ VII.賃金
- ☐ II.就業の場所 ☐ V.休日 ☐ VIII.退職に関する事項
- ☐ III.従事すべき業務の内容 ☐ VI.休暇 ☐ IX.その他(社会保険・労働保険の加入状況、健康診断、帰国担保措置)

②変更後の契約内容が記載された雇用条件書(分野参考様式第15-7号、別紙を含む。)を添付してください。
(雇用条件書は、変更があった部分だけを記載又は既にある雇用条件書に朱書き修正した形で提出してください。)
(変更後の契約内容を記載した雇用条件書は、対象となる特定自動車運送業準備外国人本人が十分に理解できる言語で翻訳・説明し、当該外国人が十分に理解したことを確認した上で、署名を得る必要があります。)

③ 報告機関

法 人 番 号（13桁） _____

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 〒 _____
(本店又は主たる事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名／作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。
(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

【全般事項】

- 1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

- 2 ③の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
3 本報告に当たっては、「特定技能外国人の受入れに係る運用要領第7章第1節第1別表」の対応する立証資料を添付すること。
4 本記載要領の添付は不要。

【②を記載する場合】

②b欄の「変更事項」については、以下の対応表に基づき、変更内容に対応するものを選択すること。

変更事項	変更内容
I.雇用契約期間	雇用契約期間 契約更新の有無
II.就業の場所	雇用形態 事業所名 所在地
III.従事すべき業務の内容	同一分野内で従事する業務区分
IV.労働時間等	始業・終業の時刻等 休憩時間 所定労働時間数 所定労働日数 所定時間外労働の有無
V.休日	定例日 非定例日
変更事項	変更内容
VI.休暇	年次有給休暇 その他の休暇
VII.賃金	基本賃金 諸手当(時間外労働の割増賃金は除く) 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 賃金締切日 賃金支払日 賃金支払方法 労使協定に基づく賃金支払時の控除 昇給 賞与 退職金 休業手当
VIII.退職に関する事項	自己都合退職の手続 解雇の事由及び手続
IX.その他(社会保険の加入状況・労働保険の適用状況、健康診断、帰国担保措置)	社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 健康診断 帰国担保措置

特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号イの規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏 名 (ローマ字)	_____	性 別	男 ・ 女													
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	国 籍 ・ 地 域	_____													
住 居 地	〒 _____ _____															
在 留 カ ー ド 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															
業 務 区 分	_____															

② 報告の事由 (該当するものを選んでください。)

- ☐ 特定自動車運送業準備雇用契約の終了 ☐ 新たな特定自動車運送業準備雇用契約の締結



Aを記入



Bを記入

A 契約の終了

a 雇用契約終了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 終 了 の 事 由

- ☐ 01.雇用契約の終期到来
- ☐ 特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了
- ☐ 02.経営上の都合
- ☐ 03.基準不適合
- ☐ 04.死亡(個人事業主)
- ☐ 05.その他(_____)
- ☐ 外国人の都合による終了
- ☐ 06.死亡
- ☐ 07.病気・怪我
- ☐ 08.行方不明
- ☐ 09.重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
- ☐ 10.自己都合退職(本人からの申出による退職)
- ☐ 11.その他(_____)

次葉に続く

→報告の対象者(上記①の者)に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してください。

なお、下記c欄に登録支援機関との支援委託契約が終了した事実を記載した場合、支援委託契約の終了に係る報告書(分野参考様式第15-15-2号)を別途提出する必要はありません。

c 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

B 新たな契約の締結

a 雇用契約締結年月日 年 年 日

b 契約の内容 →雇用条件書(分野参考様式第15-7号)を添付してください。
雇用条件書は、特定自動車運送業準備外国人が十分に理解できる言語で翻訳した上で、当該特定自動車運送業準備外国人に内容を説明し、当該特定自動車運送業準備外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該特定自動車運送業準備外国人の署名を受けてください。

③ 報告機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

担当者

電話番号

※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

【全般事項】

- 1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

- 2 ③の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本記載要領の添付は不要。

【Aを記載する場合】

- 1 ②Ab欄の終了の事由については、雇用契約の終期到来、特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了又は外国人の都合による終了のいずれか1つをレ点によりチェックすること。
- 2 ②Ab欄の終了の事由について、特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了をチェックした場合、経営上の都合、基準不適合、死亡(個人事業主)又はその他のいずれか1つをレ点によりチェックすること。その他をチェックした場合、内容を簡潔に記載すること。
- 3 ②Ab欄の終了の事由について、外国人の都合による終了をチェックした場合、死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)、自己都合退職又はその他のいずれか1つをレ点によりチェックすること。このとき、その他をチェックした場合、内容を簡潔に記載すること。

報告機関		※法人番号については、法人でない場合は空欄とする。																			
法人番号(13桁)																					
機関の氏名又は名称																					
機関の住所 (本店又は主たる事務所)																					

項目	報 告 の 内 容													報 告 の 対 象 者 (中 長 期 在 留 者)															
	報告の事由 (ブルダウンから選択)	報告の事由発生年月日						変更内容			終了の事由			新たな雇用契約の締結		氏名 (ローマ字)	性別	国籍・地域	生年月日				住居地				在留カード番号	業務区分	
		年月日						変更事項 (ブルダウンから選択)		変更後の内容 (全角、20文字以内)	事由 (ブルダウンから 選択)	事由の詳細 (ブルダウンから選択)	その他の理由 (全角、20文字以内)	契約の内容	郵便番号 (・を除く。)				都道府県	市区町村	町名丁目番地号等								
1			年		月		日																年		月		日		
2			年		月		日												年		月		日						
3			年		月		日												年		月		日						
4			年		月		日												年		月		日						
5			年		月		日												年		月		日						
6			年		月		日												年		月		日						
7			年		月		日												年		月		日						
8			年		月		日												年		月		日						
9			年		月		日												年		月		日						
10			年		月		日												年		月		日						
11			年		月		日												年		月		日						
12			年		月		日												年		月		日						
13			年		月		日												年		月		日						
14			年		月		日												年		月		日						

支 援 計 画 の 変 更 に 係 る 報 告 書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号ロの規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏 名（ローマ字） _____ 性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国 籍 ・ 地 域 _____

住 居 地 〒 _____

在 留 カ ー ド 番 号 | | | | | | | | | | | | | |

業 務 区 分 _____

② 報告の事由

A 変 更 年 月 日 _____ 年 月 日

B 変 更 事 項

大分類	中 分 類
支援対象者	☐ 01.氏名 ☐ 02.性別 ☐ 03.生年月日 ☐ 04.国籍・地域
特定自動車運送業準備所属機関	☐ 05.氏名又は名称 ☐ 06.住所 ☐ 07.法人番号 ☐ 09.その他() ☐ 29.支援責任者の氏名及び役職 ☐ 30.支援を行っている1号特定技能外国人と特定自動車運送業準備外国人の合計数 ☐ 31.支援担当者数 ☐ 32.支援を行う事務所の所在地
登録支援機関	☐ 10.氏名又は名称 ☐ 11.住所 ☐ 12.法人番号 ☐ 13.代表者の氏名 ☐ 14.その他() ☐ 15.支援責任者の氏名及び役職 ☐ 16.支援を行っている1号特定技能外国人と特定自動車運送業準備外国人の合計数 ☐ 17.支援担当者数 ☐ 18.支援を行う事務所の所在地 ☐ 33.10～18 全ての変更
支援の内容	☐ 19.事前ガイダンス ☐ 20.出入国する際の送迎 ☐ 21.適切な住居の確保・生活に必要な契約に係る支援 ☐ 22.生活オリエンテーションの実施 ☐ 23.日本語学習の機会の提供 ☐ 24.相談又は苦情への対応 ☐ 25.日本人との交流促進に係る支援 ☐ 26.非自発的離職時の転職支援 ☐ 27.定期的な面談の実施・行政機関への通報 ☐ 28.その他() ☐ 34.19～28 全ての変更

C 変更後の内容
(全角、20文字以内)

別添、支援計画書のとおりに

③ 報告機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

〒 -

担当者

電話番号

※

- 変更した支援計画書について、支援対象者が十分に理解できる言語に翻訳し、支援対象者に交付するとともに、
☐ 変更の内容について十分に説明しました。また、特定自動車運送業準備所属機関の支援責任者及び支援担当者は、特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第4号イからルまでに定める欠格事由のいずれにも該当しません。

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名／作成年月日

年 月 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

2 ②B欄は、特定自動車運送業準備外国人支援計画書(分野参考様式第15－10号)の変更事項に対応する項目について、以下の対応表により記載すること。
なお、複数の項目について変更がある場合は、別紙を添付することとして差し支えない。

a 大分類		b 中分類	
支援対象者	氏名	生年月日	
	性別	国籍・地域	
特定自動車運送業準備 所属機関	氏名又は名称	支援責任者の氏名及び役職	
	住所	支援を行っている1号特定技能外国人と特定自動車運送業準備外国人の合計数	
	法人番号	支援担当者数	
	その他	支援を行う事務所の所在地	
登録支援機関	氏名又は名称	法人番号	
	住所	支援責任者の氏名及び役職	
	代表者の氏名(法人の場合)	支援を行っている1号特定技能外国人と特定自動車運送業準備外国人の合計数	
	支援を行う事務所の所在地	支援担当者数	
支援の内容	その他		
	事前ガイダンスの提供	相談又は苦情への対応	
	出入国する際の送迎	日本人との交流促進に係る支援	
	適切な住居の確保・生活の	非自発的離職時の転職支援	
	契約に係る支援	定期的な面談の実施・行政機関への通報	
	生活オリエンテーションの実施	その他	
日本語学習の機会の提供			

3 ②C欄の「変更後の内容」については、全角20文字以内で、内容を具体的、かつ、簡潔に記載すること。
なお、「別添、支援計画書のとおり」と記載し、特定自動車運送業準備外国人支援計画書(分野参考様式第15－10号)を添付することとして差し支えない。

4 ③の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。

5 本報告に当たっては、「特定技能外国人の受入れに係る運用要領第7章第2節別表」の対応する立証資料を添付すること。

6 本記載要領の添付は不要。

報告機関																			
法人番号(13桁)				※法人番号については、法人でない場合は空欄とする。															
機関の氏名又は名称																			
機関の住所 (本店又は主たる事務所)				〒 ー															

項目	報 告 項 目								報 告 の 対 象 者 (中 長 期 在 留 者)															
	変更年月日					変更事項		変更後の内容 (全角、20文字以内)	氏名(ローマ字)	性別	国籍・地域	生年月日				住居地				在留カード番号	業務区分			
						大分類 (プルダウンから選択)	中分類 (プルダウンから選択)									郵便番号 (-を除く)	都道府県	市区町村	町名丁目番地号等					
1		年		月		日							年		月		日							
2		年		月		日							年		月		日							
3		年		月		日							年		月		日							
4		年		月		日							年		月		日							
5		年		月		日							年		月		日							
6		年		月		日							年		月		日							
7		年		月		日							年		月		日							
8		年		月		日							年		月		日							
9		年		月		日							年		月		日							
10		年		月		日							年		月		日							

支援委託契約の変更に係る報告書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号ハの規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____
〒 _____

在留カード番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

業 務 区 分 _____

② 変更の事由

a 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 変更事項 ☐ 委託料(1名あたりの月額)

変更前 : 月額 _____ 円

変更後 : 月額 _____ 円

☐ 委託契約期間

変更前 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

変更後 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

☐ その他

変更後の内容(全角、20文字以内)

次葉に続く

③ 報告機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

〒 -

担当者

電話番号

※

④ 登録支援機関

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

〒 -

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名／作成年月日

年 月 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

- 1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

- 2 ③及び④の「法人番号」については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 ②b欄の「変更事項」については、該当する項目にレ点によりチェックすること(複数チェック可)。
なお、「その他」の「変更後の内容」について、全角20文字以内で簡潔に記載することとするが、「別添、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書のとおり」と記載し、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(分野参考様式第15-12号)を添付することとして差し支えない。
- 4 変更内容を証明する資料として、「特定技能外国人の受入に係る運用要領第7章第3節第2別表」の各変更事項に対応する立証資料を添付すること。
なお、複数の項目について変更がある場合は、別紙を添付して報告するものとする。
- 5 本記載要領の添付は不要。

支援委託契約の終了又は締結に係る報告書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号への規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏名（ローマ字） _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国 籍 ・ 地 域 _____

住 居 地 〒 _____

在 留 カ ー ド 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | |

業 務 区 分 _____

② 報告の事由（該当するものを選んでください。）

- ☐ 支援委託契約の終了
（自社支援に切り替える場合はこちらを選択してください。）

 Aを記入

- ☐ 支援委託契約の締結
（自社支援から登録支援機関による支援に切り替える場合はこちらを選択してください。）

 Bを記入

- ☐ 支援委託契約の終了と締結
（委託先の登録支援機関を変更する場合はこちらを選択してください。）

 AとBを記入

次頁に続く

A 契約の終了

a 終了年月日 年 月 日

b 終了の事由

大分類 ☐ 委託契約の終期到来
☐ 特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了
☐ 登録支援機関の都合による終了

小分類 ☐ 終期到来
☐ 経営上の都合
☐ 契約違反
☐ 登録取消し
☐ その他()

B 契約の締結

締結年月日 年 月 日

新たに委託契約を締結した登録支援機関について記入してください。

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

→ 登録支援機関との支援委託契約に係る説明書(分野参考様式第15-12号)を報告書に添付して提出してください。

③ 報告機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所
(本店又は主たる事務所)

担当者 電話番号 ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本報告を行う場合、特定自動車運送業準備外国人支援計画書においても変更が生ずることから、事前に「支援計画変更に係る報告」(分野参考様式第15-14号)の提出が必要。未提出である場合は、本報告とともに必ず提出すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

- 1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

- 2 ③の「法人番号」については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 Ab欄の「終了の事由」については、以下の対応表に基づきチェックすること。
なお、小分類で「その他」にチェックした場合は、全角20文字以内で簡潔に内容を記載する。

大分類	小分類
委託契約の終期到来	終期到来
特定自動車運送業準備 所属機関の都合による終了	経営上の都合 契約違反 その他
登録支援機関の都合 による終了	登録取消し 契約違反 経営上の都合 その他

- 4 本記載要領の添付は不要。

[illegible]

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-鉄道分野の基準について-

令和6年9月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、鉄道分野についても「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1180号。以下「告示」という。）において、鉄道分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分（5（1）関係）の欄に掲げる業務とする。	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の1（1）のいずれかの試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 鉄道分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・ 軌道整備の業務区分については、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。
 - ・ 電気設備整備の業務区分については、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。
 - ・ 車両整備の業務区分については、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等が対象となります。
 - ・ 車両製造の業務区分については、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等が対象となります。
 - ・ 運輸係員の業務区分については、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等が対象となります。
 - ・ なお、業務の遂行に際しては、鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されま
す（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。
 - ・ 事務作業
 - ・ 作業場所の整理整頓や清掃

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省鉄道局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

また、特定技能1号の在留資格については、鉄道分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力基準を満たしているものとして取り扱う。

（1）技能水準（試験区分）

別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

（2）日本語能力水準

別表 b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（1）鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能

力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1 号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表 c. 業務区分 (5 (1) 関係) 項番 1 から 4 の欄に掲げる業務区分において、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1 号特定技能外国人として鉄道分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1 号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験 (N 4 以上) のいずれの試験も免除されます (ただし、日本語能力試験 (N 3 以上) の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。)
- なお、鉄道分野においては、特定技能 2 号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

- 試験合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能 1 号評価試験又は技能検定 3 級の合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し (運輸係員の業務区分を除く)
 - 日本語能力試験 (N 4 以上 (運輸係員の業務区分については N 3 以上)) の合格証明書の写し
- * ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験 (N

4以上)のいずれの試験も免除されます(ただし、日本語能力試験(N3以上)の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。)

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合

本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し

- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書等の提出が必要です。

- 技能検定3級又は技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 鉄道分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、若しくは「第1 特定技能外国人が従事する業務」の【主たる業務】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。
(URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/details/content/001740685.pdf>)
- 鉄道分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国

人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する鉄道分野特定技能協議会（以下「協議会」とする。）の構成員にならなければなりません。

- 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。

（URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html）

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16－1号）（特定技能所属機関）
- 鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関）
- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16－2号）（登録支援機関）
- 鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

鉄道分野（軌道分野を含む。以下同じ。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 6
－ 1 号（特定技能所属機関））

共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 軌道整備(軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (軌道整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
【特定技能1号】 電気設備整備(電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (電気設備整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			
【特定技能1号】 車両整備(鉄道車両の整備業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装 空気装置検修・解ぎ装	
【特定技能1号】 車両製造(鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両製造) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工 金属プレス加工 鉄工 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立て 塗装 溶接	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ 金属プレス 構造物鉄工 治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ 電子機器組立て 回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作 金属塗装 噴霧塗装 手溶接 半自動溶接	
【特定技能1号】 運輸係員(駅係員、車掌、運転士等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (運輸係員)	日本語能力試験(N3以上)			

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

鉄道分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造又は運輸係員のいずれかであること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
4. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

鉄道分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-農業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和4年10月20日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

令和7年6月6日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、農業分野についても「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、農業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑み

て定める基準（平成31年農林水産省告示第524号。以下「告示」という。）
において、農業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、
農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを
目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

（ア）耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）

（イ）畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

（ア）耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

（イ）畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務

(５) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過渡に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

分野別運用要領（抜粋）

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１. 特定技能外国人が従事する業務

農業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

(１) １号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業）をいう。

(２) ２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

【主たる業務】

- 農業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければならず、栽培管理又は飼養管理の業務が従事する業務に含まれていることが必要です。
- 農業分野においては、１号特定技能外国人については耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）に従事する者、２号特定技能外国人については耕種農業全般又は畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広く業務に従事する必要があります。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、特定技能所属機関において耕種農業又は畜産農業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務は、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ① 特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業
- ② 特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）による農畜産物の生産に伴う副産物（稲わら、家畜排泄物等）を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業
- ③ 農畜産物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物が含まれる場合に限る。）の運搬、陳列又は販売の作業
- ④ 農畜産物を原料又は材料として製造され、又は加工された物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用し、製造され、又は加工された物が含まれる場合に限る。）の運搬、陳列又は販売の作業
- ⑤ 農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として製造され、又は加工された物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）による農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用し、製造され、又は加工された物（たい肥等の肥料、飼料等）が含まれる場合に限る。）の運搬、陳列又は販売の作業
- ⑥ その他特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）で耕種農業又は畜産農業の業務に従事する日本人が通常従事している作業（畜産農業と耕種農業を複合経営している特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）において畜産農業の技能を有する特定技能外国人が耕種農業の作業に従事する場合、冬場の除雪作業に従事する場合等）

等

【その他業務関係】

- 特定技能外国人が従事する業務には特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が受託して行うものを含みます。

- なお、特定技能外国人が従事する業務が特定技能の在留資格に該当するかは、在留期間中の活動全体を捉えて判断することとなります。
- 農業者（農家・農業法人）に雇用される場合だけでなく、特定技能外国人が主として従事する業務（①耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は②畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等））を自ら行う、又は農業者から請け負って行う、農業者等を構成員とする団体（ＪＡ、酪農ヘルパー利用組合、コントラクター組織等）に雇用されて業務に従事することもできます。

【労働時間、休憩及び休日への配慮】

- 特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第１条第１項に定めるとおり、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。農業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。なお、労働基準法の規定の適用除外となるのは、労働時間、休憩及び休日に関する規定だけであり、深夜勤務における深夜割増賃金やその他の規定については適用除外にならないことにご留意ください。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が農業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

１ 地域別

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

代表：011-330-8800

直通：011-330-8809

FAX：011-520-3062

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：022-263-1111

直通：022-221-6217

FAX：022-722-7378

関東農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：048-600-0600

直通：048-740-0394

FAX：048-740-0081

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：076-263-2161

直通：076-232-4238

FAX：076-234-3076

東海農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：052-201-7271

直通：052-223-4620

FAX：052-201-1703

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：075-451-9161

直通：075-414-9055

FAX：075-414-7345

中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：086-224-4511

直通：086-224-8842

FAX：086-224-7713

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：096-211-9111

直通：096-300-6375

FAX：096-211-9912

沖縄総合事務局農林水産部経営課

代表：098-866-0031

直通：098-866-1628

FAX：098-860-1179

2 本省

農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ

代表：03-3502-8111（内線 5193）

直通：03-6744-2159

FAX：03-3593-2612

【確認対象の書類】

＜直接雇用による場合＞

○ 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機

関に係る誓約書（分野参考様式第 1 1－1 号）

＜派遣形態による場合＞

- 農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第 1 1－3 号）

【留意事項】

- 特定技能外国人が農業分野で認められた業務に従事することが確認できるよう、特定技能雇用契約は文書により締結し、職務内容を明確に定める必要があります。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、農業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

(ア)「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

(イ)「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 日本語能力水準

(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

(ア)「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

(イ)「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

イ 実務経験

次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。

(ア) 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験

(イ) 農業の現場における実務経験

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2)「2号農業技能測定試験」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

(ア)「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」

当該試験への合格及び耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。

(イ)「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」

当該試験への合格及び畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら

ら作業に従事し、工程を管理する者としての２年以上の実務経験又は畜産農業の現場における３年以上の実務経験を要件とする。

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (１) 農業分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針５（１）ア（ア）の業務区分

耕種農業に関連する第２号技能実習（耕種農業職種３作業：施設園芸、畑作・野菜又は果樹）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、作物の栽培管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）ア（ア）の試験を免除する。

イ 運用方針５（１）ア（イ）の業務区分

畜産農業に関連する第２号技能実習（畜産農業職種３作業：養豚、養鶏又は酪農）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、家畜の飼養管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）ア（イ）の試験を免除する。

- (２) 職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- １号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習２号を良好に修了した

者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

- 2号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、以下の実務経験が必要です。

・業務区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び
当該業務に関する管理業務

耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験

この場合の「複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する」とは、自然条件の変化に応じて自らの判断により農作業を行うとともに、2名以上の作業員を指導・監督し、作業工程を管理することを指し、指導を受ける作業員の国籍、職責は問いません。また、複数の作業員を指導する期間は必ずしも同一期間である必要はなく、繁忙期などの農業の特性により、管理業務に従事した期間のうち一部指導を行わない期間があっても差し支えありません。

また、「耕種農業の現場における」実務とは、施設園芸、畑作・野菜、果樹等の耕種農業の現場において、自然条件の変化に応じて自らの判断により農作業に従事した経験を指します。

・業務区分：畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び
当該業務に関する管理業務

畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は畜産農業の現場における3年以上の実務経験

この場合の「複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する」とは、家畜の個体や畜舎環境の変化に応じて自らの判断により農作業を行うとともに、2名以上の作業員を指導・監督し、作業工程を管理することを指し、指導を受ける作業員の国籍、職責は問いません。また、複数の作業員を指導する期間は必ずしも同一期間である必要はなく、飼養衛生管理などの畜産の特性により、管理業務に従事した期間のうち一部指導を行わない期間があっても差し支えありません。

また、「畜産農業の現場における」実務とは、養豚、養鶏、酪農等の畜産農業の現場において、家畜の個体や畜舎環境の変化に応じて自らの判断により農作業に従事した経験を指します。

【確認対象の書類】

＜特定技能１号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか
 - １号農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書の写し
 - １号農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - 日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N４以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

- ・ 技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - 農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）
 - ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号の場合＞

○ 技能水準を証するものとして次のいずれか

- ・ ２号農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書の写し
- ・ ２号農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 農業技能評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語能力試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- ２号農業技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

- (1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- (2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- (3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- (4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。

(ア) 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。

告示

農業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第１３号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第１号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第２条第１号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を６月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあっては、労働者を６月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第４１条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第２号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 六 登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第４号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 七 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

【労働者派遣事業者の要件（特定技能基準省令）】

- 農業分野において労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることができる労働者派遣事業者は、特定技能基準省令第２条第１項第９号に定めるとおり、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。

- ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者であること
 - ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
 - ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
- ①の「農業を行っている者」とは、農業経営を行う者を指します。これに該当すると認められる場合としては、農業委員会等から発行された耕作証明書、営農証明書のほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等が提出されていることが想定されます。また、「農業に関連する業務を行っている者」とは、農畜産物の集荷、加工、販売、営農・技術指導を行う生産者団体等を指し、これに当たり得るものとしては、例えば、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。
- ②において、地方公共団体及び①に掲げる者の両者が出資している場合には、その合計が資本金の過半数になっていれば差し支えありません。
- ③の「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。
- なお、農業分野において、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れる限りにおいては、「業務執行に実質的に関与していると認められる者」は、継続して業務執行に実質的に関与しなければなりません（そうでない場合、労働者派遣事業者は、労働者派遣事業者としての該当性を失うことになります。）。
- ④の「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成29年12月15日内閣総理大臣決定）第4による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。なお、当該事業の終了をもって④の該当性を失うものではありません。
- また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。

- なお、適正な在留管理を図る観点から、労働者派遣事業者として適当と認められる期間は3年間とし、当該期間が経過した場合には、改めて、その該当性について確認することとなります。

【農業分野の固有の基準（告示）】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、農業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

[雇用経験等]

- 農業者等が特定技能所属機関として特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に同一の労働者（技能実習生を含む。）を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験（法人の場合、業務を執行する役員が個人事業主として雇用した経験も含まれます。）又はこれに準ずる経験がなければなりません。
- これに準ずる経験とは、過去5年以内に6か月以上継続して労務管理に関する業務に従事した経験をいいます。
これに当たり得るものとしては、子が農業経営を行う親の下で労務管理に関する業務を行っていた場合や労務管理に関する業務の経験がある農業法人の従業員が新たに独立する場合等が想定されます。
- また、労働者派遣による場合には、派遣先は、過去5年以内に同一の労働者（技能実習生を含む。）を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があるか、又は派遣先責任者講習その他労働者派遣法における派遣先の講ずべき措置等の解説が行われる講習（例えば、都道府県労働局が実施する派遣先向けの講習等）を受講した者を派遣先責任者として選任していることが必要となります。

[農業特定技能協議会]

- 特定技能所属機関は、農業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（「農業特定技能協議会」）に加入しなければなりません。
- 加入に当たっては、農業特定技能協議会の定める方法により申請することとなります。加入手続の詳細は農林水産省にお問い合わせください。
- また、加入後は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行わなければならない、これを行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人から農業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求め

られた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）の交付又は提供をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 労働者派遣による場合には、派遣先は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、農業特定技能協議会に関する問合せ先は次のとおりです。

1 地域別

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

代表：011-330-8800

直通：011-330-8809

FAX：011-520-3062

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：022-263-1111

直通：022-221-6217

FAX：022-722-7378

関東農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：048-600-0600

直通：048-740-0394

FAX：048-740-0081

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：076-263-2161

直通：076-232-4238

FAX：076-234-3076

東海農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：052-201-7271

直通：052-223-4620

FAX：052-201-1703

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：075-451-9161

直通：075-414-9055

FAX：075-414-7345

中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：086-224-4511

直通：086-224-8842

FAX：086-224-7713

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：096-211-9111

直通：096-300-6375

FAX：096-211-9912

沖縄総合事務局農林水産部経営課

代表：098-866-0031

直通：098-866-1628

FAX：098-860-1179

2 本省

農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ

代表：03-3502-8111（内線 5193）

直通：03-6744-2159

FAX：03-3593-2612

【確認対象の書類】

＜直接雇用による場合＞

- 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第 1 1 - 1 号）
- 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類
- 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、登録支援機関誓約書（分野参考様式第 1 1 - 4 号）

＜派遣形態による場合＞

- 農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第 1 1 - 3 号）
- 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類
- 派遣先事業者誓約書（分野参考様式第 1 1 - 2 号）
- 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関誓約書（分野参考様式第 1 1 - 4 号）

- 労働者派遣事業許可証の写し

＜労働者派遣の要件①に該当する場合＞

- 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

＜労働者派遣の要件②に該当する場合＞

- 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類
 ＜労働者派遣の要件③に該当する場合＞
 - 役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
 ＜労働者派遣の要件④に該当する場合＞
 - 特定機関基準適合通知書の写し
 - 派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類
- 【留意事項】**
- 各誓約書に記載されている誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨を地方出入国在留管理局及び農林水産省に報告する必要があります。
 - 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、農業特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。
 - 労働者派遣については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第5章第1節第1（5）及び第2節第1（12）の基準にも適合していることが求められます。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあつては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第2号に規定する場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあ

っては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

七 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、農業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(耕種農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」 (令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(耕種農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(耕種農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	耕種農業	施設園芸	
				畑作野菜	
				果樹	
【特定技能2号】 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験(耕種農業全般)
【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(畜産農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」 (令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(畜産農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	畜産農業	養豚	
				養鶏	
				酪農	
【特定技能2号】 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験(畜産農業全般)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(耕種農業若しくは畜産農業の現場において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業若しくは畜産農業の現場における3年以上の実務経験)が課せられています。

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 2 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 3 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること（該当する項目を記入すること。）。
 - ① ア 雇用経験が6か月以上ある場合
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
イ 法人として雇用経験が6か月に満たないものの、業務を執行する役員が個人事業主として雇用経験が6か月以上ある場合
業務を執行する役員の氏名： _____
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
 - ② これに準ずる経験（労務管理の経験）がある場合（①の条件を満たしていない場合）
労務管理の経験のある者（※）の氏名： _____
労務管理に従事した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
労務管理をした機関名： _____
※法人の場合は業務を執行する役員に限る。
- 4 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
- 5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 7 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の

特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。)からの求めに応じ、実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。

(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

派遣先事業者誓約書

特定技能所属機関 宛

派遣先事業者

氏名又は名称

所在地

記

農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
 - 2 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。
 - 3 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者
（雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
 - ② 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者
（講習の名称：
受講した日： 年 月 日
受講した場所： ）
 - 4 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
 - 5 次のいずれにも該当する者であること。
 - ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
 - ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者
 - ニ 自発的に離職した者
 - ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。
 - ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の

- 規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- (2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定（これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- (5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定
- (6) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (9) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- (11) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- (13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
- (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適性に行うに当たっての必要な認知、判断

及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

(2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

(3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

(4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

(6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為

(8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為

ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であつて、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。

- ① 農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- ④ 国家戦略特別区域法第 16 条の 5 第 1 項に規定する特定機関であること。

【農業支援外国人材の受入れ実績】

①受入れ開始日（ 年 月 日）

②受入れ人数（ 人）

2 特定技能基準省令 2 条 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

3 過去 5 年以内に同一の労働者を 6 か月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第 4 1 条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

4 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。

5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

- 6 5に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 7 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 8 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。）からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注1）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

（注2）添付書類として次の書類を提出すること。

【共通】

- ・労働者派遣事業許可証の写し
- ・農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類

【1①に該当する事業者】

- ・定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

【1②に該当する事業者】

- ・有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

【1③に該当する事業者】

- ・役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【1④に該当する事業者】

- ・特定機関基準適合通知書の写し
- ・派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類

作成年月日

年 月 日

作成責任者

登録支援機関誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-漁業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、漁業分野についても「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、漁業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第525号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

（ア）「1号漁業技能測定試験（漁業）」

（イ）「1号漁業技能測定試験（養殖業）」

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

- （ア）「2号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」
- （イ）「2号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」

イ 実務経験

- （ア）漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。
- （イ）漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

- （ア）漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）
- （イ）養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

- （ア）漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。
- （イ）養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積み込み・積み下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）ア及び２（１）若しくは（２）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。

（２）２号特定技能外国人

運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。

【主たる業務】

- 漁業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格等により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（漁業又は養殖業）に主として従事しなければなりません。
- １号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものでなく、船長や漁労長等の監督者の指示を理解し、又は監督者の包括的な指示の下で自ら判断しながら、漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。
- ２号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものではなく、船長や漁労長、養殖経営者の下で、操業を指揮監督する者や養殖を管理する者を補佐する者又は他の作業員を指導しながら自らも作業に従事し、作業工程を指揮・管理する者として漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期

待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲については、柔軟に対応することとしており、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務のみに従事することは認められません。

（分野別運用方針５（１）ア（ア）及びイ（ア）関係：漁業の業務に従事している場合）

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
 - ・ 船体の補修・清掃
 - ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
 - ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積み込み
 - ・ 出漁に係る炊事・賄い
 - ・ 採捕した水産動植物の生簀における畜養その他付随的な養殖
 - ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
 - ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
 - ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
 - ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
 - ・ 社内外における研修
- 等

（分野別運用方針５（１）ア（イ）及びイ（イ）関係：養殖業の業務に従事している場合）

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積み込み
- ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- ・ 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売

- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修

【労働時間、休憩及び休日への配慮】

- 特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。漁業・養殖業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法等の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法等に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。なお、労働基準法の規定の適用除外となるのは、労働時間、休憩及び休日に関する規定だけであり、深夜勤務における深夜割増賃金やその他の規定については適用除外にならないことにご留意ください。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該特定技能外国人に従事させようとする業務が漁業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

水産庁漁政部企画課

電話：03－6744－2340

【確認対象の書類】

- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12－1号）
- 特定技能所属機関が農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は免許を受け漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば大臣許可漁業の許可や定置漁業の免許を受けている場合等。）は、次のいずれかの書類
 - ・ 許可証の写し
 - ・ 免許の指令書の写し
 - ・ その他許可または免許を受け漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる公的な書類の写し
- 特定技能所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば当該組合の共同漁業権の内容たる漁業を営んでいる場合等。）は、次のいず

れかの書類

- ・ 当該組合の漁業権の内容たる漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し
 - ・ その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し
- 漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合は、次のいずれかの書類
- ・ 漁船原簿謄本の写し
 - ・ 漁船登録票の写し

【留意事項】

- 自己の雇用する外国人を、当該雇用関係の下に、かつ、他の法人・個人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるには、派遣事業の許可が必要となります。外国人を関連業務に従事させるに当たっては、職業安定法令を遵守してください。なお、労働者派遣形態については第3も御参照ください。
- 労働者（外国人を含む。）を業務（関連業務を含む。）に従事させる場合、本人の意思に反して労働を強制してはならないことはもとより、過重労働とならないよう、適切な労働時間、休憩及び休日確保するとともに、当該労働の対償として賃金を支払うなど、労働基準法等を遵守してください。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

- ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、漁業分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

（ア）「１号漁業技能測定試験（漁業）」

（イ）「１号漁業技能測定試験（養殖業）」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のＡ２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

（ア）「２号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（Ｎ３以上）」

（イ）「２号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（Ｎ３以上）」

イ 実務経験

（ア）漁船法（昭和２５年法律第１７８号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

（イ）漁業法（昭和２４年法律第２６７号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成２６年法律第１０３号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第１ 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

１．技能水準及び評価方法等

（２）「２号漁業技能測定試験」及び「日本語能力試験（Ｎ３以上）」（運用方針３

（２）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能２号）

（技能水準）

以下（ア）①及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針５（１）イ

（ア）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。また、以下

（ア）②及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針５（１）イ（イ）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。

（ア）「２号漁業技能測定試験」

① 「2号漁業技能測定試験（漁業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注1）を要件とする。

（注1）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

② 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注2）を要件とする。

（注2）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- （1）漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5（1）ア（ア）の業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種9作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が

認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(ア)の試験を免除する。

イ 運用方針5(1)ア(イ)の業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養殖作業)を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)ア(イ)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として漁業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された1号漁業技能測定試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された2号漁業技能測定試験及び日本語能力試験の合格に加えて、以下の実務経験が必要です。

・業務区分：漁業

漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験

この場合の実務とは、船長・漁労長など操業を指揮監督する者を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は操業を指揮監督する者の下で自らも漁労作業を行いつつ、他の作業員に対し、作業内容に合わせた漁具や作業員の配置等の指揮、船長・漁労長に対して作業の進捗状態等の報告を行うなど、

現場のリーダー・主任としての管理を行うことをいいます。

・業務区分：養殖業

漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験

この場合の実務とは、経営者の下で養殖場長等を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は経営者の下で養殖場長等として、養殖水産動植物の管理作業を自らも行いつつ、養殖いけす等の管理者等として他の作業員の指導業務を行うことをいいます。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

・技能水準を証するものとして次のいずれか

1号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し

1号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し

・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト、日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合は次のいずれか

漁船漁業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

養殖業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）の技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ 技能水準を証するものとして次のいずれか

・2号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し

・2号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し

○ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能１号＞

- 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）施行前の旧制度（いわゆる外国人研修・技能実習制度を含む。）の技能実習を修了した場合を含む。）に、技能試験等を免除するには、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書を提出し、第２号技能実習を良好に修了したことを証することが必要です。
- 制度上、まき網漁業等、漁船漁業職種における本要領別表に定めるいずれかの作業の技能実習２号を良好に修了した外国人は漁業全般、ほたてがい・まがき養殖作業の技能実習２号を良好に修了した外国人は養殖業全般的業務に従事することができます。
- 例えば、まき網漁業の技能実習２号を良好に修了した外国人が、在留資格「特定技能」により、本邦において漁業に従事しながら、漁業技能測定試験（養殖業）に合格した場合には、所定の入管手続を行ったうえ、養殖業全般的業務に従事することもできます。

＜特定技能２号＞

- ２号漁業技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

法第2条の5（特定技能雇用契約等）

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

1～2（略）

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4～9（略）

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～八（略）

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

(1)当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

(2)地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

(3)地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

(4)（略）

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をする

こととしていること。

十～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第3号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ア 労働者派遣形態（船員派遣形態を含む。以下同じ。）の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者（船員派遣事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

（3）特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者（上記（2）アに定める者に限る。）を特定技能所属機関として外国人を漁業分

野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

【派遣事業者の要件】

- 漁業分野において派遣形態により特定技能外国人を受け入れることができる派遣事業者は、特定技能基準省令第2条第1項第9号に定めるとおり、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。
 - ① 漁業又は漁業に関連する業務を行っている者であること
 - ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
- ①に関しては、漁業経営体や養殖経営体のように漁業分野に係る業務（漁業又は養殖業）を直接行っている者のほか、「漁業に関連する業務を行っている者」に当たり得るものとして、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が想定されます。
- ②に関しては、地方公共団体、漁業生産組合又は上記①の者が、資本金の過半数を出資する方法が想定されます。
- ③に関しては、「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、地方公共団体、漁業生産組合又は上記①の者が、役員・職員を出向させ、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。
- また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については、派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。

【漁業分野の固有の基準（告示）】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 農林水産省が、漁業分野の特定技能所属機関、漁業団体、制度関係機関その他の関係者により構成される漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を組織します。協議会では、その構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、構成員の協力を得て、様々な取組を行い、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ります。
- 特定技能所属機関は、漁業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会の構成員になる必要があります。（告示第1号関係）
 特定技能所属機関を直接又は間接に会員（組合員）とする団体（漁業団体等）も、当該機関を代表して、協議会に参画することが必要です。
- 協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、漁業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。（告示第2号関係）
- 協議会及び協議会の構成員たる漁業団体は、外国人の受入れ状況の把握や不正行為に対する横断的な再発防止等、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関に対し、報告の徴収、資料の要求、調査等の指導を行うことがあります。特定技能所属機関は、協議会におけるこうした取組に対し、誠実に協力することが不可欠です。（告示第3号関係）
- 特定技能雇用契約を締結する外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、派遣先を、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実に行う者としてすることが不可欠です。（告示第4号関係）
- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関が、制度上、協議会の構成員になることを必ず求めるものではありませんが、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実にを行う登録支援機関に対し委託することが不可欠です。（告示第5号関係）

外国人との円滑な共生を図る観点から、地域の漁業活動やコミュニティ活

動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努めてください。

- 特定技能所属機関は、特定技能外国人から漁業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合、当該機関における実務経験を証明する書面を交付することが必要です。（告示第6号関係）
- なお、協議会に関する事項は、水産庁のホームページを御覧ください。

【確認対象の書類】

- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12-1号）（特定技能所属機関）
- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類（特定技能所属機関）
- 漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12-2号）（登録支援機関）

＜派遣事業者の要件①に該当する場合＞

- 定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

＜派遣事業者の要件②に該当する場合＞

- 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

＜派遣事業者の要件③に該当する場合＞

- 役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【留意事項】

- 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、上記の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第12-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び上記の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員である

ことを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- このほか、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない、または協議会に対して必要な協力を行わないなど、協議会の構成員として不適格であると認められ、構成員資格を停止又は取り消された場合、告示の基準を満たさず、特定技能外国人の受入れができなくなることがあります。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

法第2条の5（特定技能雇用契約等）

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

1～2（略）

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
- 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4～9（略）

特定技能基準省令第2条（特定技能雇用契約の相手方の基準）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者

派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第3号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(漁業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業	
【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(漁業) 日本語能力試験(N3以上)
【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(養殖業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	養殖業	ほたてがい・まがき養殖	
【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(養殖業) 日本語能力試験(N3以上)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、実務経験要件(漁業については、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験、養殖業においては、漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等）であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理であること。
3. 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
6. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を

所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

- 飲食料品製造業分野の基準について -

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 7 月 23 日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、飲食料品製造業分野についても「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第

1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保） イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務	分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

また、特定技能外国人が活動を行う事業所が主として行うこととされる下記3の（3）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）以外の産業については、同一事業所内において製造・加工・販売が密接不可分の場合は、日本人が通常従事することとなる販売業務に付随的に従事することは差し支えない。

（1）1号特定技能外国人

運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）

（2）2号特定技能外国人

運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務に従い、上記第1の1（2）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

（1号特定技能外国人）

- 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。
- 分野別運用要領第3の1（1）に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製

造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。

（２号特定技能外国人）

- １号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全衛生の確保に加え、２号特定技能外国人は、これらに関する業務として次のようなものが想定されます。

衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等（以下「飲食料品製造業全般に関する管理業務」という。）

- ２号特定技能外国人は、熟練した技能を持って、上記飲食料品全般に関する作業を自らの判断で適切に行うことが必要です。そのためには試験で立証された能力を生かし、またこれまで飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら自らも作業に関わり、トータルで管理できる能力が必要となります。その結果、主に飲食料品製造業全般に関する管理業務を中心に行い、従来の製造・加工及び安全衛生の確保に関する作業に従事することも差し支えありません。
- なお、２号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助することを前提に雇用していただくこととなりますので、役職等を命じ、業務に従事させる必要があります。

【関連業務（共通）】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
（注）専ら関連業務に従事することは認められません。
- （１）原料の調達・受入れ
- （２）製品の納品
- （３）清掃
- （４）事業所の管理の作業
- なお、分野別運用要領第３の３（３）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することはできません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようと

する業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL 03(6744)1869

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）

とする。

また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

イ 実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2)「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、飲食料品全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有することである。また、試験の合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験（以下「管理等実務経験」という。）を2年以上有することを要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 飲食料品製造業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1 号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1 号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1 号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2 号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格等に加えて、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を 2 年以上有することが必要です。

「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2 名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一人物でなくてもよく、また職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2 人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助するものとし、例え

ば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職を想定しています。

- なお、実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格証明書の写し
- ・日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか
 - 缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）
 - ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

- 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況の評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能2号＞

- 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。

実務経験を証明する書面等については、「飲食料品製造業特定技能技能測定試験実施要領」を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。

- 飲食料品製造業分野の管理者等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。

例) 改正の日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人としての在留期間（再入国出国期間を含む。）が「3年20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年11か月と10日（23か月と10日）」の場合、実務経験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日（17か月と10日）以上」が必要です。

・計算式

在留期間の上限の日までの残日数	－	除外する期間	=	必要な実務経験期間
1年11か月と10日 (23か月と10日) ※1		6か月 ※2		1年5か月と10日 (17か月と10日)

※1 「在留期間上限期間5年(60か月)」から、これまでの特定技能1号の就労期間を差し引いてください。
(上記の例では、「5年(60か月)」から「就労期間3年と20日(36か月と20日)」を差し引いて算出しています。)

※2 除外する期間(人事発動のための準備期間)は一律で6か月です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類09－食料品製造業
- 二 小分類101－清涼飲料製造業
- 三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 四 小分類104－製氷業
- 五 細分類5621－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 六 細分類5811－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 七 細分類5861－菓子小売業（製造小売）
- 八 細分類5863－パン小売業（製造小売）
- 九 細分類5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

第3条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当するこ

ととする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前３号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第１項第１３号に基づき告示をもって定めたものです。
- 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類０９－食料品製造業
 - ② 小分類１０１－清涼飲料製造業
 - ③ 小分類１０３－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - ④ 小分類１０４－製氷業
 - ⑤ 細分類５６２１－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
 - ⑥ 細分類５８１１－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
 - ⑦ 細分類５８６１－菓子小売業（製造小売）
 - ⑧ 細分類５８６３－パン小売業（製造小売）
 - ⑨ 細分類５８９６－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑤を除く）、飲食料品小売業（上記⑥～⑨を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。

- 事業所の定義は、総務省告示第 256 号（以下「日本標準産業分類」という。）『3 第 1 章 第 2 項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の 2 つの要件が備わっているものをいいます。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。

- 事業所の産業分類については、日本標準産業分類『3 第 1 章 第 6 項「事業所の分類に際しての産業の決定方法」』に従い決定します。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定しますが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、生産される製品の直近の売上高によって決定し、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定します。

ただし、賃加工と自社品製造を行う場合など、売上高だけで判断することが適当ではないと考えられる場合においては、売上高を代理する指標として、生産される製品の産出額、販売額又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとします。

- 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。

他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑨を除く）が、事業所内の一区画

で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。

- 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケット（以下、「スーパーマーケット」と総称する。）については、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造が行われている事業所を飲食料品製造業分野の対象とします。
- 上記⑦～⑨は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。
- 製造請負の場合も、主として上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。
ただし、製造・加工の付随業務（例：箱詰めや荷役業務など）のみを行っている場合や人材派遣の場合は対象外です。
- 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用要領第3の3（3）に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。
- 特定技能所属機関が、飲食料品製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑤又は⑥の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。

【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式

- ・ 想定されるキャリアルート

- ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
- 特定技能外国人から飲食料品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 問合せ先は次のとおりです。

特に、協議会において、飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03(6744)1869

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-1号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-2号）（登録支援機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留

期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。

※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。

- ・ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第

7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様となっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特

定技能２号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第７号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 13－１号）

別表(飲食料品製造業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締	
			食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
			加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
				加熱乾製品製造	
				調味加工品製造	
				くん製品製造	
			非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
				乾製品製造	
				発酵食品製造	
				調理加工品製造	
				生食用加工品製造	
			水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
			牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
			ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
			パン製造	パン製造	
【特定技能2号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務			そう菜製造業	そう菜加工	飲食料品製造業特定技能2号 技能測定試験
			農産物漬物製造業	農産物漬物製造	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）であること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。

1 中分類09 食料品製造業

2 小分類101 清涼飲料製造業

3 小分類103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

4 小分類104 製氷業

5 細分類5621 総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）

6 細分類5811 食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）

7 細分類5861 菓子小売業（製造小売）

8 細分類5863 パン小売業（製造小売）

9 細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

(1) 協議会の構成員であること。

(2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

9. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

10. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における 1 号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-外食業分野の基準について-

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 1 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 2 月 19 日一部改正

令和 3 年 7 月 1 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 7 年 5 月 30 日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、外食業分野についても「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっていると

ころ、外食業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第527号。以下「告示」という。）において、外食業分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。また、いずれの場合も、関連業務を含め、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する「接待」（以下「接待」という。）に従事してはならない。

（１）１号特定技能外国人

運用方針 3（１）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）アに定める業務に従い、上記第 1 の 1（１）の試験合格又は下記 2（１）の技能実習 2 号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務

（２）２号特定技能外国人

運用方針 3（２）アに定める試験区分及び運用方針 5（１）イに定める業務に従い、上記第 1 の 1（２）の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務

【主たる業務】

- 外食業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）、店舗経営）に主として従事しなければなりません。

（１号特定技能外国人）

- 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。
 - （１）飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等）
 - （２）接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等）
 - （３）店舗管理：店舗の運営に必要となる上記 2 業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指

導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等)

- 1号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）の業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。

（2号特定技能外国人）

- 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、上記（1）～（3）、店舗経営は、例えば、次のようなものが想定されます。

店舗経営：店舗をトータルで管理するために必要な上記（1）～（3）の業務以外のもの（例：店舗の経営分析、経営管理、契約に関する事務等）

- 2号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般及び店舗経営の業務について、トータルで管理できる人材として、従事する必要があります。

そのため、例えば、店舗経営・管理の業務に加え、接客、飲食物調理を行うことも、差し支えありません。

（共通）

- 特定技能外国人を受け入れる事業者は、特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。

なお、本要領別冊でいう客とは、飲食料品を消費（飲食、喫食）する特定の者を行います。（集団給食のように、注文や受取りについて、代理の者を介する場合も含みます。）

一方、飲食料品を提供する相手自らがその飲食料品を消費するのではなく、不特定の消費者に販売する目的で仕入れる者である場合は、いわゆる B to B（Business to Business）取引である卸売りに該当するため、飲食サービス業による客への提供には該当しません。

- （1）客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
- （2）飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
- （3）客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配

達飲食サービス業(例:仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等)

(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業(例:ケータリングサービス店、給食事業所等)

なお、飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などで就労させることも可能です。

- 関連業務も含めて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第3項に規定する接待(歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。以下「接待」という。)に従事してはなりません。具体的な接待の定義及び判断基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」(令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号)の第4を参照してください。

https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoantsutatsu/202460627_kaisyaku-unyou-kijun.pdf

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません(接待を除く。)
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます(注)。
 - (注) 専ら関連業務に従事することは認められません。
 - (1) 店舗において原材料として使用する農林水産物の生産
 - (2) 客に提供する調理品等以外の物品の販売

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03(6744)2053

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 14－1 号）
- 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し
 - ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設）
- ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要
- ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に

合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「外食業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」

イ 実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（2）「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

外食業特定技能2号技能測定試験の合格及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。）を要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者について

は、運用要領改正の翌日以降特定技能 1 号の在留期間上限の日までの日数から 6 か月を減じた期間を目安とした指導者等実務経験を積んでいること。

第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習 2 号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1 号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1 号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1 号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2 号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2 年間の実務経験が必要です。
「2 年間の実務経験」については、当該経験を終えてから、基本的に 5 年を想定していますが、10 年を超えないものに限りします。

「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2 名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また職場の状況やシフトの都合等により、常時 2 名以上いる体制でなくとも差し支えありません。

この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。

【確認対象の書類】

＜特定技能 1 号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ 外食業特定技能 1 号技能測定試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合

- ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）
＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能 2 号の場合＞

- 外食業特定技能 2 号技能測定試験の合格証明書の写し
- 日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

- 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した

技能等の修得等を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能２号＞

- 外食業特定技能２号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面等については「外食業特定技能技能測定試験実施要領」をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。
- 外食業分野の指導等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。

例) 改正の日時点で外食業分野の１号特定技能外国人としての在留期間（再入国期間を含む）が「３年と２０日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能１号の在留期間の上限の日までの残日数が、「１年１１か月と１０日（２３か月と１０日）」の場合、実務経験は、そこから６か月を減じた「１年５か月と１０日（１７か月と１０日）以上」が必要です。

・ 計算式

在留機関の上限の日までの残日数	－	除外する期間	=	必要な実務経験期間
１年１１か月と１０日 （２３か月と１０日）※１		６か月 ※２		１年５か月と１０日 （１７か月と１０日）

※１ 「在留期間上限期間５年（６０か月）」から、これまでの特定技能１号の就労期間を差し引いてください。

（上記の例では、「５年（６０か月）」から「就労期間３年と２０日（３６か月と２０日）」を差し引いて算出しています。）

※２ 除外する期間（人事発動のための準備期間）は一律で６か月です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。
- 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。
- 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあつては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
- 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

- 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）接待を行わせないことの確実な履行を図るために必要な措置（運用方針（2）ウ関係）

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風俗営業法第3条第1項の許可（風俗営業法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所において、外食業分野の特定技能外国人を就労させる特定技能所属機関は、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、当該機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアルの作成及び特定技能外国人からの相談体制の整備等を行う。

また、当該機関が接待を行わせないことの確実な履行を図るため、農林水産省は、観光庁と連携し、当該機関、業界団体等に対して、助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人に、風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所において就労させてはなりません。ただし、旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテ

ル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所であれば、就労させることは可能です。

具体的には、旅館・ホテルの宴会場等で接待を伴う飲食提供がある場合でも、当該旅館・ホテルのレストランや宴会場等において、外食業全般の業務に従事することができます。

- 特定技能外国人に、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。
- 特定技能外国人に、接待を行わせてはなりません。
- 特定技能所属機関が、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 協議会に加入していない特定技能所属機関が旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）において特定技能外国人を就労させる場合にあっては、協議会に加入する際、協議会に加入している特定技能所属機関が対象旅館等において特定技能外国人を就労させる場合にあっては当該就労を開始させる前に、特定技能外国人に接待を行わせないことの確実な履行を図るための措置として、特定技能所属機関の職員が対応すべき事項等を定めたマニュアル（以下「接待防止マニュアル」という。）の作成、及び特定技能外国人からの相談体制の整備を行うとともに、特定技能外国人に接待を行わせないこと、及び接待防止マニュアルにより、接待の防止に関する説明を行うことを約する誓約書並びに接待防止マニュアルを協議会に提出しなければなりません。
- 協議会の構成員である特定技能所属機関が、特定技能外国人に接待を行わせたことが、協議会により認められた場合は、構成員から除名を行い、除名措置を行ったことを公表します。
- 接待を行わせないことの確実な履行のために必要な場合は、農林水産省は観光庁と連携して当該特定技能所属機関に対して指導を行うこととし、その後の改善が認められない場合は、構成員から除名を行います。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援委託される特定技能外国人に

係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

- 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。

【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式

- ・ 想定されるキャリアルート
- ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
- キャリアアップさせる際は、辞令や職務命令書等をもって、例示した役職を命じ、業務に従事させてください。
- 特定技能外国人から外食業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 問合せ先は次のとおりです。

特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問合せ願います。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(6744)2053

なお、その他問い合わせに関する詳細は、以下の農林水産省のホームページ※をご覧ください。

※外食業分野における外国人材の受入れについて

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html>

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14-1号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し

- ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設）
 - ※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要
 - ※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要
 - 風営法第2条第1項に規定する風俗営業の許可を受けている旅館・ホテルで従事する場合、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料
 - ・旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可に係る営業許可証（書）の写し
 - ・風営法第3条第1項の風俗営業の許可に係る営業許可証（書）の写し
 - ※ 営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可証（書）の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における旅館・ホテル営業に関する契約書の写し等の提出が必要
 - 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14－2号）（登録支援機関）
 - 協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）
- 【留意事項】**
- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。
- 二 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。
- 三 特定技能外国人を、第1号括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
- 四 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 五 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

- 七 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 八 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 九 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能

2号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14－1号）（特定技能所属機関）

別表(外食業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設 給食製造	医療・福祉施設 給食製造	
【特定技能2号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営					外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験(N3以上)

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、実務経験要件(食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、2年間の実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。))が課せられています。

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に就労させること。
 - (1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
 - (2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
 - (3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）
 - (4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）
2. 特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第3条第1項の許可（風営法第2条第1項第1号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。
3. 特定技能外国人に、接待（風営法第2条第3項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこと。
4. 特定技能外国人を、2の括弧書の規定により風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。
5. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。
6. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。
7. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
8. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
9. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
10. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
11. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること

13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-林業分野の基準について-

令和6年9月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、林業分野についても「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、林業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年農林水産省告示第1776号。以下「告示」という。）において、林業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）1号特定技能外国人が従事する業務 林業（育林、素材生産等）	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 林業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格により確認された技能を要する業務（育林、素材生産等の作業）をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：

林内で行う林産物の製造・加工、冬季の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 林業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、特定技能基準省令第 1 条第 1 項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 林業分野においては、育林、素材生産等の業務に従事する必要があります。

【関連業務】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 特定技能所属機関が生産した林産物を原料又は材料の一部として使用して林内で行う製造又は加工の作業
 - ・ 特定技能所属機関による林産物の生産に伴う副産物（樹皮、つる等）を原料又は材料の一部として使用して行う製造又は加工の作業
 - ・ 機器・装置・工具等の保守管理
 - ・ 資材の管理・運搬
 - ・ 特定技能所属機関が業務で使用する事業所等の清掃作業
 - ・ その他特定技能所属機関で林業の業務に従事する日本人が通常従事している作業（冬季の除雪作業に従事する場合等）
 - ・ 事務作業
- 等

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については農林水産省林野庁にお問い合わせください。問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。
（URL： <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>）

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 7
－ 1 号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

林業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

（1）技能水準（試験区分）

「林業技能測定試験」

（2）日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者として評価し、上記

第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として林業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお、林業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜試験合格者の場合＞

- 林業技能測定試験の合格証明書の写し
 - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

林業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、林業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 特定技能所属機関が協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなるため、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を図るため、

林業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。上記の措置を講じない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、林業分野特定技能協議会に関する問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。

(URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>)

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第17－1号）（特定技能所属機関）
- 林業分野特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

林業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

林業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、林業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 7
－ 1 号（特定技能所属機関））

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 林業(育林、素材生産等)	林業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

林業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、育林、素材生産等であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 農林水産省が設置する林業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
6. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記5及び6に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-木材産業分野の基準について-

令和6年9月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、木材産業分野についても「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、木材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年農林水産省告示第1780号。以下「告示」という。）において、木材産業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 小分類 1 2 1	製材業、木製品製造業
二 細分類 1 2 2 2	合板製造業
三 細分類 1 2 2 3	集成材製造業
四 細分類 1 2 2 4	建築用木製組立材料製造業
五 細分類 1 2 2 7	銘木製造業
六 細分類 1 2 2 8	床板製造業

分野別運用方針（抜粋）	
5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項	
(1) 1号特定技能外国人が従事する業務	
製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	

分野別運用要領（抜粋）	
第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項	
1. 1号特定技能外国人が従事する業務	
木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（製材業、合板製造業などに係る木材の加工等）をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原木等の調達・受入れ、検査工程に係る作業、清掃、運搬、積み込み等）に付随的に従事することは差し支えない。	

【主たる業務】

- 木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- また、特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第1条第1項第7号に基づき告示第2条に定めるとおり、木材産業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。したがって、特定技能外国人が従事する業務は当該産業に係るものでなければなりません。

- ① 小分類 1 2 1—製材業、木製品製造業
- ② 細分類 1 2 2 2—合板製造業
- ③ 細分類 1 2 2 3—集成材製造業
- ④ 細分類 1 2 2 4—建築用木製組立材料製造業
- ⑤ 細分類 1 2 2 7—銘木製造業
- ⑥ 細分類 1 2 2 8—床板製造業

なお、「中分類 1 2—木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち「小分類 1 2 0—管理、補助的経済活動を行う事業所（1 2 木材・木製品製造業）」、「細分類 1 2 2 1—造作材製造業（建具を除く）」、「細分類 1 2 2 5—パーティクルボード製造業」、「細分類 1 2 2 6—繊維板製造業」、「小分類 1 2 3—木製容器製造業（竹、とうを含む）」及び「小分類 1 2 9—その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」並びに「中分類 1 3—家具・装備品製造業」は木材産業分野の対象には含まれません。

- 前記の「日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っている」とは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、上記①～⑥に係る製品の製造加工を行っていることをいい、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も対象となります。なお、単に製品の選別や包装の作業を行う事業所は製造業には該当しないことから、対象には含まれません。
- また、事業所の定義は、日本標準産業分類『3 第1章 第2項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいいます。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。

- 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する木材産業特定技能協議会（以

下「協議会」という。)に加入する際に、協議会が求める場合には、上記①～⑥に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、定款の写し等）を協議会に提出しなければなりません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとしては、例えば、次のものが想定されます。（注）

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 原材料（原木・資材等）の調達・受入れに係る作業
- ・ 製品の検査工程に係る作業
- ・ 製品の出荷に係る作業（運搬・梱包・積み込み等）
- ・ 作業場所の整理整頓や清掃

等

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については農林水産省林野庁にお問い合わせください。問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。

（URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>）

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第18－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

木材産業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

また、木材産業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 技能水準（試験区分）

「木材産業特定技能1号測定試験」

(2) 日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「木材産業特定技能1号測定試験」（運用方針3（1）の試験区分）

ア 技能水準及び評価方法

(技能水準)

当該試験は、木材加工、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で的確にできるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針５（１）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）「木材加工職種：機械製材作業」の第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得する技能と、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、いずれも木材の特性や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づくものであるという点で、関連性があると認められることから、木材産業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

- １号特定技能外国人として木材産業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- 木材加工職種・機械製材作業の技能実習２号を良好に修了した者については、上記の試験が免除されます。
- また、木材加工職種・機械製材作業以外の技能実習２号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N４以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお、木材産業分野においては、特定技能２号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

＜試験合格者の場合＞

- 木材産業特定技能１号測定試験の合格証明書の写し
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか

- ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し
- ＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。

＜木材加工職種・機械製材作業の技能実習 2 号修了者の場合＞

- 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・ 木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

- 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ア 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。
- イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講ずること。

- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）「木材産業特定技能協議会」（運用方針5（2）ア関係）

農林水産省は、木材産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

（2）特定技能所属機関等は、上記（1）①～③の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること（運用方針5（2）イ関係）

（3）「木材産業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと（運用方針5（2）ウ～オ関係）

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号及び同条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、木材産業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 特定技能所属機関が協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に

適合しないこととなるため、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を図るため、木材産業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。上記の措置を講じない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、協議会に関する事項は、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。

(URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>)

- 協議会に関する問合せ先は次のとおりです。

農林水産省林野庁林政部木材産業課

電話：03-6744-2290

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第18-1号）（特定技能所属機関）
- 木材産業特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、木材産業特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

木材産業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも、派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第18-1号（特定技能所属機関））

共通	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	木材産業特定技能1号測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	木材加工	機械製材	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

木材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、製材業、合板製造業等に係る木材の加工等であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 小分類 121 製材業、木製品製造業
 - 2 細分類 1222 合板製造業
 - 3 細分類 1223 集成材製造業
 - 4 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業
 - 5 細分類 1227 銘木製造業
 - 6 細分類 1228 床板製造業
4. 農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
5. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
6. 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
7. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記6及び7に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者